

第4次宜野座村地域福祉計画 第5次宜野座村地域福祉活動計画

令和8年度～令和12年度

～ずっと暮らしたい、ふれあい・支え合いのある宜野座村～



令和8年7月

宜野座村

ごあいさつ



本村には、古くから受け継がれてきた「ゆいまーる」の精神が息づいており、住民同士が支え合い、助け合う地域の絆が大切に育まれてきました。しかしながら、少子高齢化の進展やライフスタイルの多様化などにより、地域を取り巻く環境は大きく変化し、生活困窮、ひきこもり、ヤングケアラー、孤独・孤立など、地域住民が抱える課題は複雑化・複合化しています。

このたび策定した「第4次宜野座村地域福祉計画・第5次宜野座村地域福祉活動計画」は、地域福祉の中核を担う宜野座村社会福祉協議会と一体的に策定したことを大きな特徴としております。行政による公的サービスと、社会福祉協議会を中心とした住民主体の地域福祉活動が、共通の理念と目標のもと連携することで、地域課題の解決と支え合いの地域づくりを推進してまいります。

また、本計画には「自殺対策計画」、「成年後見制度利用促進基本計画」及び「再犯防止推進計画」を包含し、制度や分野の枠を超えた包括的な支援体制の構築を進めることで、誰一人取り残さない地域共生社会の実現を目指しております。

本計画の基本理念である「ずっと暮らしたい、ふれあい・支え合いのある宜野座村」の実現に向けては、行政だけでなく、住民の皆様、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、福祉関係団体、事業者など、地域に関わるすべての皆様との協働が不可欠です。

結びに、本計画の策定にあたり、ご協力をいただきました住民の皆様をはじめ、策定委員会委員並びに関係者の皆様に心より感謝申し上げますとともに、本計画の推進に対するなお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和8年7月

宜野座村長 當 眞 淳

ごあいさつ



第4次宜野座村地域福祉計画並びに第5次宜野座村地域福祉活動計画の完成にあたり、謹んでご挨拶申し上げます。

本計画は、地域福祉の将来像を明確にし、「一人ひとりが『けーとうねー』から始める、ふれあい、支え合うむらづくり」を基本理念として、住民一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現を目指して策定したものです。

策定にあたりましては、住民の皆様をはじめ、福祉関係者、各種団体、行政機関など、多くの皆様に貴重なご意見とご協力を賜りましたことに、心より厚く御礼申し上げます。

近年、少子高齢化や人口減少の進行、地域のつながりの希薄化、さらには生活困窮やひきこもり、ヤングケアラー、災害への備えなど、地域福祉を取り巻く課題は複雑化・多様化しています。このような状況の中、一人の力だけでは解決できない課題が増えており、地域全体で支え合い、助け合う仕組みづくりがこれまで以上に求められています。

また、国においては地域共生社会の実現を目指し、包括的な支援体制の整備を進めるため、社会福祉法の改正や制度の充実が検討されており、身寄りのない高齢者への支援や災害時の福祉支援体制の強化など、新たな地域福祉のあり方が示されています。

こうした社会情勢を踏まえ、本計画では、第3次宜野座村地域福祉計画及び第4次宜野座村地域福祉活動計画の成果と課題を検証し、その反省や評価を生かしながら、行政と社会福祉協議会、地域住民、関係機関、各種団体がそれぞれの役割を担い、互いに連携・協働しながら地域全体で支え合う仕組みづくりを推進してまいります。

社会福祉協議会は、「地域福祉の推進を担う中核的な団体」として、住民の皆様にも最も身近な立場から、人と人とのつながりを大切にし、誰一人取り残されることのない地域づくりに努めてまいります。そのためには、住民の皆様お一人おひとりのご理解とご参加、ご協力が何よりも大切です。

本計画が地域福祉をさらに推進するための指針として広く活用され、「お互いさま」の心が息づく、誰もが安心して暮らせる宜野座村の実現につながることを心より願うとともに、今後とも皆様の温かいご理解とご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年7月

社会福祉法人
宜野座村社会福祉協議会
会長 金 武 司

目 次

村長あいさつ

社協会長あいさつ

【第1章 計画の策定にあたって】

1. 地域福祉とは	1
2. 計画策定の背景と趣旨	2
3. 計画の対象	5
4. 計画の位置づけ	5
5. 村社会福祉協議会の地域福祉活動計画との「一体的」策定	6
6. 計画に盛り込むべき事項	7
7. 村民意識調査の実施	12
(1)調査の目的	12
(2)調査の対象者	12
(3)調査方法	12
(4)調査期間	12
(5)回収状況	12
8. 計画の包含について	13
9. 計画の期間	14
10. 計画の推進にあたって	14
(1)計画の普及・啓発	14
(2)公私協働による計画の推進（行政の役割及び住民等に期待する役割）	14
11. 計画の進行管理	16

【第2章 計画の基本的な考え方】

1. 福祉圏域の設定	17
(1)地域福祉圏域（村全域）... 第1層協議体	17
(2)日常生活圏域（区・自治会）... 第2層協議体	17
2. 計画推進の視点	18
(1)地域の福祉力の向上	18
(2)共に生きる地域づくり	18
(3)利用者本位のサービスの実現	18
(4)地域の特性を活かしたむらづくりの実現	18
3. 計画の基本理念	19

4. 計画の基本目標	20
5. 施策の体系	21

【第3章 今後の取り組み】

基本目標1 互いに認め合い、支え合う地域づくり	25
1. 地域のつながりづくり	25
2. 地域における支え合いの仕組みづくり（包括的な支援体制の構築）	27
3. ボランティア・福祉関係団体の活動支援	29
4. 福祉意識の向上	32
5. 地域福祉活動の基盤整備	35
基本目標2 一人ひとりが自立し、いきいきと暮らせる地域づくり	36
1. 包括的な相談支援の充実	36
2. 情報提供の充実	38
3. 生活を支援するサービス提供等の充実	39
4. 健康づくりの推進	42
基本目標3 誰一人取り残さない地域づくり	44
1. 権利擁護・虐待等防止対策の推進	44
2. 生活困窮者等自立支援の推進	46
3. 困難な状況にある人への支援充実	49
基本目標4 快適で安心・安全に暮らせる地域づくり	51
1. 人にやさしい生活環境の整備	51
2. 防犯対策の推進	53
3. 防災対策の推進	55

【第4章 自殺対策計画】

1. 計画の策定にあたって	57
2. 自殺に係る現状	58
(1)自殺死亡者数	58
(2)自殺死亡率	58
(3)年齢別自殺者数（令和元年度～5年度）	59
(4)アンケート調査からみる自殺にかかる状況	60
3. 計画の基本的な考え方	64
(1)生きることの包括的な支援	64
(2)関連施策との有機的な連携	64
(3)対応の段階に応じた対策	65
(4)実践と啓発を両輪とする対策	65
(5)役割の明確化と連携・協働	65

4. 自殺対策の具体的施策	66
(1)地域におけるネットワークの強化	66
(2)自殺対策を支える人材の育成	68
(3)住民への啓発と周知	69
(4)生きるための支援(生きることの促進要因への支援)	70
(5)子ども・若者に対する取り組み	73
5. 重点施策（こども・若者に対する支援）	74
(1)地域におけるネットワークの強化	74

【第5章 成年後見制度利用促進基本計画】

1. 計画策定の背景と趣旨	77
2. 成年後見に関する現状	78
(1)村内の法定後見、任意後見の利用者数	78
(2)村長による後見等申立(審判請求)の件数	78
(3)村の成年後見制度利用支援事業（申立費用助成及び報酬助成）利用者数	79
(4)村社協の日常生活自立支援事業の利用者数	79
(5)村地域包括支援センターにおける成年後見制度に係る相談件数	79
(6)アンケート結果より	80
3. 計画の基本的な考え方	82
4. 成年後見制度利用促進のための具体的施策	83
(1)成年後見制度についての広報・相談体制の充実	83
(2)中核機関及び協議会の整備	83
(3)地域連携ネットワーク機能の整備	83
(4)権利擁護支援チームの整備	83
(5)成年後見制度の利用支援	83
(6)市民後見人の養成・法人後見の普及	84

【第6章 再犯防止推進計画】

1. 計画策定の背景と趣旨	85
2. 再犯防止に関する現状	86
(1)刑法犯、再犯の状況	86
(2)アンケート調査より	87
3. 計画の基本的な考え方	88
4. 再犯防止推進のための具体的施策	89
(1)関係機関・団体と連携した立ち直り支援の実施	89
(2)相談窓口の周知・紹介	89
(3)地域の理解・啓発	89

(4)犯罪被害者等支援条例の制定と周知・広報	89
------------------------	----

【資料編】

(資料1) 宜野座村の地域福祉を取り巻く状況	91
1. 地域の動向	91
2. 高齢者の状況	97
3. 障がい者・障がい児等の状況	100
4. 子どもの状況	106
5. 住民の健康状況	109
(資料2) 村民アンケート調査結果の主な報告	112
1. 地域との関わりについて	112
2. 困っていることや相談について	118
3. 福祉への関心と情報について	121
4. ボランティアについて	124
5. 災害時のことについて	127
6. 地域福祉の推進について	129
(資料3) 宜野座村地域福祉計画・宜野座村地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	132
(資料4) 宜野座村地域福祉計画・宜野座村地域福祉活動計画策定委員会委員名簿	135

第1章 計画の策定にあたって

【第1章 計画の策定にあたって】

1. 地域福祉とは

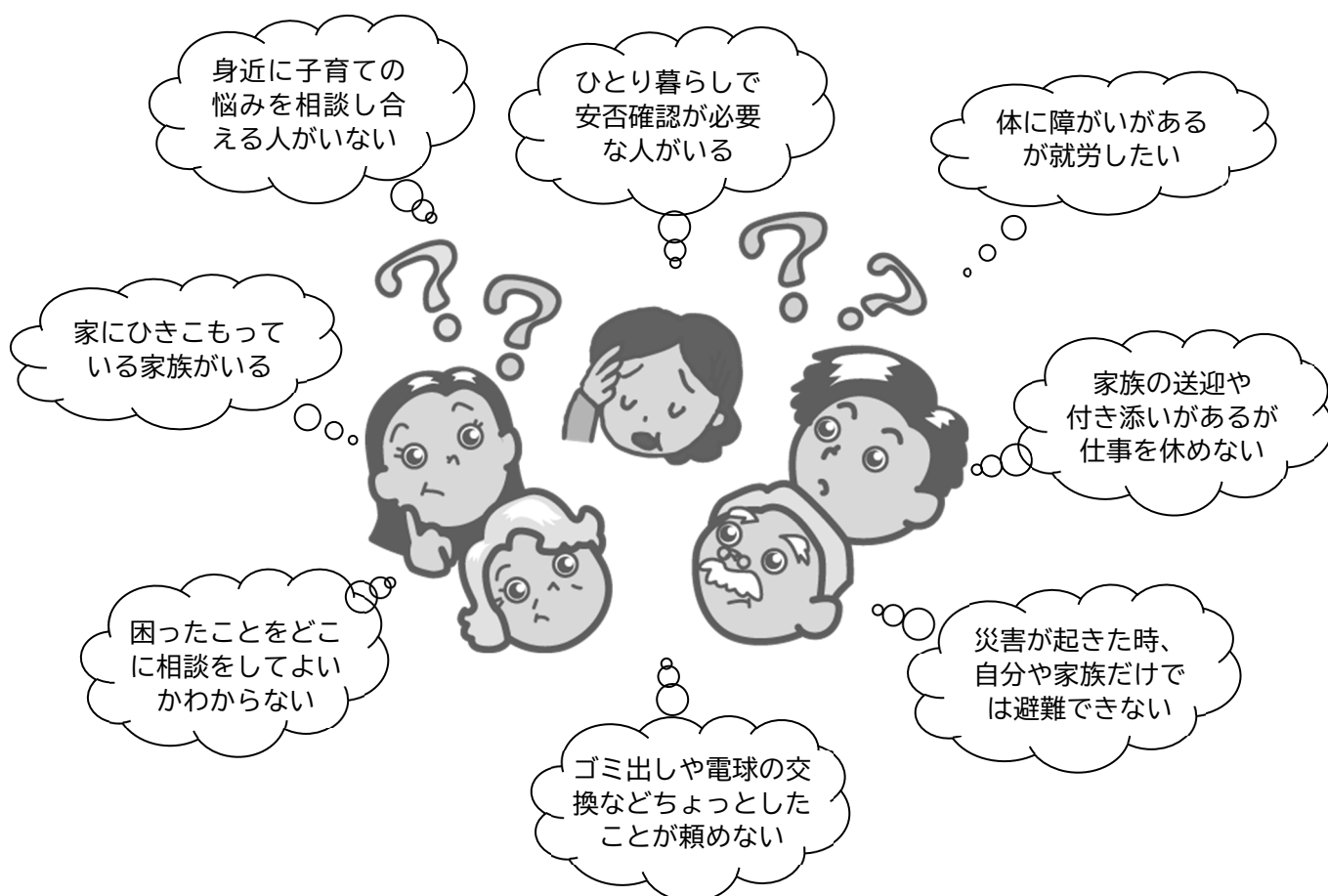
「地域福祉」とは、年齢や性の違い、障がいのあるなしにかかわらず、誰もが住み慣れた地域の中で、自分らしくいきいきと安心して暮らせるように、『共に生き、支え合う地域づくり(地域共生社会)』をみんなで進めていくことです。地域の支え合いによる福祉といってもいいでしょう。

地域には、いろいろな「困った」を抱えた人々が生活しています。しかし、公的な福祉サービスだけでは全ての「困った」に対応することは難しく、地域の手助けが必要な場合も多くあります。

人と人の絆が失われつつあると言われていますが『共に生き、支え合う地域づくり(地域共生社会)』のためには、「地域の人々は地域で支える」との考え方のもと、地域に住む一人ひとりが、人とのつながりを大切にし、お互いに支えたり、支えられたりする関係や活動を、広げていく必要があります。

また、地域住民と行政や福祉団体、福祉事業者、NPO、企業等地域のあらゆる主体が連携・協力しながら、地域の福祉力を高めていくことも必要です。

地域にはいろいろな「困った」を抱えた人が生活しています。



2. 計画策定の背景と趣旨

我が国では、少子高齢化が進むとともに、単身世帯や核家族の増加、価値観の多様化、プライバシー意識の高まり等を背景に、人と人とのつながりが希薄化し、地域社会においては「社会的孤立」や「地域活動への参加率低下」が大きな課題となっています。

また、近年では 8050 問題(中高年のひきこもり)、ダブルケア(育児と介護が同時期に発生する状態)、生活困窮、子どもの貧困問題、ヤングケアラー、ひきこもり、高齢者の孤独死等といった社会問題が発生しています。さらに、こういった様々な困りごとが、一つの世帯で複雑化・複合化しているケースも増加しており、各制度やサービスの提供について、縦割りの支援ではなく、様々な部署や関係機関、地域が横断的・包括的に関わって対応することが必要となっています。

このような状況を背景として、国では、「我が事・丸ごとの地域共生社会の実現」を掲げ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながり支え合っていく地域社会づくりを目指し、取組を推進しています。

本村においては、近年、村外からの転入やアパート世帯の増加がみられ、地域差はあるものの、地域のつながりが希薄化してきています。行政の制度やサービスだけではなく、身近な地域で多くの人が関わり、困り感のある人を寄り添いながら支援していけるように、本村では、令和 2 年 3 月に「第 3 次宜野座村地域福祉計画」を策定し、5 年計画で様々な取り組みを行ってきました。令和 7 年度は計画の最終年度であるため、計画の見直しを行ったところですが、新たな計画では、地域福祉の中核を担っている村社協と一体となった地域福祉施策の展開を図るために、社協の「宜野座村地域福祉活動計画」と、村計画を一体的に策定し、施策レベルでそれぞれの役割を掲げる計画書といたしました。

また、誰一人取り残さない地域づくりを推進する観点から、「自殺対策計画」、「成年後見制度利用促進計画」、「再犯防止推進計画」といった 3 つの計画も包含して策定しています。

本計画は、本村の地域福祉の方向性を定め、行政、関係機関、関係者、各種団体、地域住民等との協働により、支え合いによる住み良い地域づくりを推進していくものであります。

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】

『地域共生社会』とは

平成 29 年 2 月 7 日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

- ◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29 年制度改正】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29 年制度改正】
- 地域福祉計画の充実【29 年制度改正】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29 年制度改正・30 年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域丸ごとのつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

実現に向けた工程

平成 29(2017)年：介護保険法・社会福祉法等の改正

- ◆市町村による包括的支援体制の制度化
- ◆共生型サービスの創設 など

平成 30(2018)年：

- ◆介護・障害報酬改定：共生型サービスの評価 など
- ◆生活困窮者自立支援制度の強化

平成 31(2019)年以降：
更なる制度見直し

2020年代初頭：
全面展開

【検討課題】

- ①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策（制度のあり方を含む）
- ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方
- ③共通基礎課程の創設 等

出典：厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部 資料

●自助、互助、共助、公助による地域福祉の推進

地域の様々な問題、住民の困りごとや不安に向き合い解決を図るために、「自助」「互助」「共助」「公助」それぞれの取り組みにより支え合っていくことです。

自助

自分で自分を助けること。
自分の力で住み慣れた地域で暮らすために、市場サービスを自ら購入したり、自らの健康に注意を払い介護予防活動に取り組んだり、健康維持のために検診を受けたり、病気のおそれがある際には受診を行うといった自発的に自身の生活課題を解決する力

互助

家族・友人・クラブ活動仲間など、個人的な関係性を持つ人同士が助け合い、それぞれが抱える生活課題をお互いが解決し合う力。
相互に支え合うという意味では「共助」と共通するが、費用負担が制度的に裏付けられていない自発的な支え合いであり、親しい仲間づくりや住民同士のちょっとした助け合い、自治会など地縁組織の活動、ボランティアグループによる生活支援、有償ボランティアなど幅広い様々な形態が想定されます

共助
(保険)

制度化された相互扶助のこと。医療、年金、介護保険、社会保険制度など被保険者による相互の負担で成り立ちます

公助

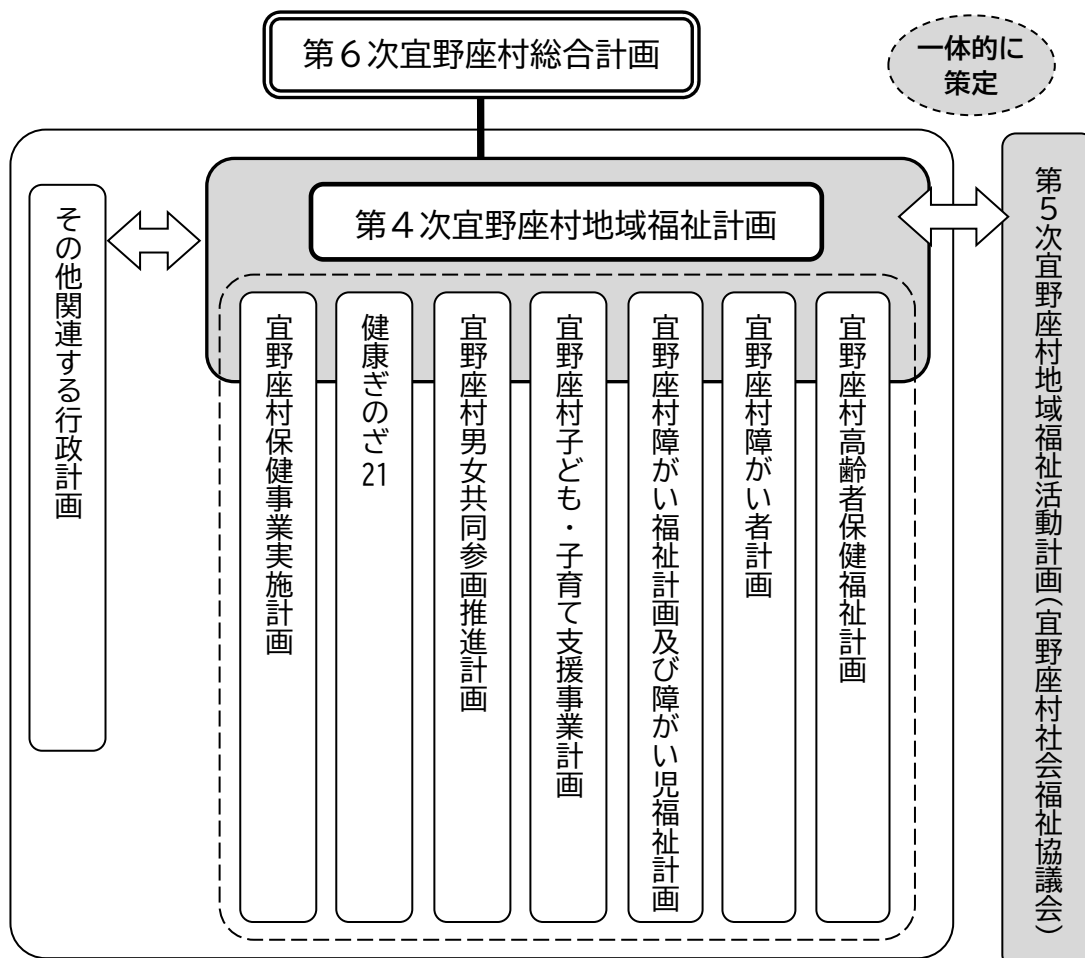
自助・互助・共助では対応出来ないこと(生活困窮等)に対して、最終的に必要な生活保障を行う社会福祉制度のこと。公による負担(税による負担)で成り立ち、村が実施する高齢者福祉事業のほか、生活困窮に対する生活保護、人権擁護、虐待対策などが該当します

3. 計画の対象

この計画は、年齢、性別、障がいの有無、国籍などに関わりなく、誰もがその人らしく自立し、いつまでも安心して暮らしていける地域づくりを進める計画であり、本村に暮らす全ての人々が対象となります。また、地域福祉の担い手としては、地域住民をはじめ、地域の関係機関、社会福祉協議会、福祉サービス事業者、各種団体、ボランティア、事業所、商店、学校など、地域で生活し、活動する全ての人や機関・団体等が対象となります。

4. 計画の位置づけ

- 本計画は、「第6次宜野座村総合計画」を上位計画とし、総合計画における基本構想に即した、地域福祉の推進に関する事項について、具体的な方向性を示す計画です。
- 本計画は、高齢者、障がい者、子ども・子育て支援、健康づくり及びその他関連する個別計画の施策を、円滑かつ効果的に推進していくための共通基盤の整備や福祉サービスの質的向上、公私協働のシステムづくりなど、福祉の統合化を目指す計画です。そのため、これらの計画との連携を図り、整合性を保ちます。
- 村社会福祉協議会の地域福祉活動計画は、村の地域福祉計画と一体的に策定し、地域福祉に係る方向性を共有しながら、地域福祉施策を推進していきます。



5. 村社会福祉協議会の地域福祉活動計画との「一体的」策定

①地域福祉計画

地域福祉計画は、地域福祉の推進主体である村民の参画による地域活動や支え合いの充実、地域課題を解決するための体制づくり、福祉サービスの利用を円滑にするための方策などについて指針を示す行政計画です。

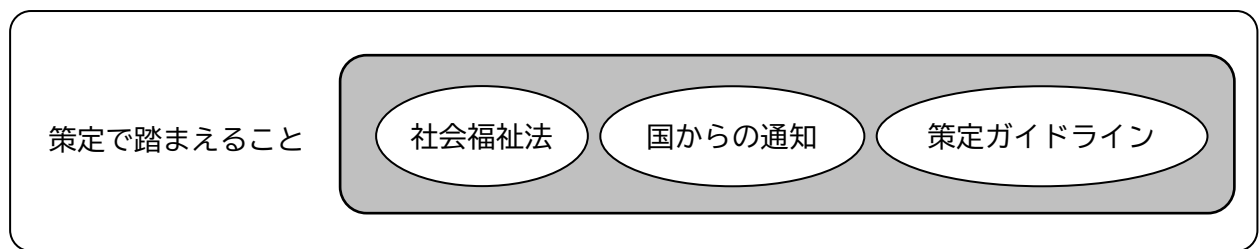
②地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は、地域福祉の一翼を担う社会福祉協議会において、行政計画である「地域福祉計画」に掲げられた地域福祉を推進するための基本指針に基づき、民間相互の連携により地域福祉活動を推進するための具体的な活動内容や支援施策を示す計画です。

社協の地域福祉活動計画は行政計画ではありませんが、村と社協が同じ方向性を持ち、一丸となって地域福祉を推進していくために、村の地域福祉計画と社協の地域福祉活動計画を一体的に策定し、具体性と実行性のある施策展開を図っています。

6. 計画に盛り込むべき事項

- 本計画は、地域共生社会の実現を目指した改正社会福祉法に基づくとともに、国からの過去の通知、策定ガイドラインを踏まえ、地域の実情や特性を考慮して策定しています。
- 国では、平成 28 年に「我が事・丸ごと」の理念による「地域共生社会の実現」、「包括的な支援体制」づくりを打ち出しており、本計画ではこの点に留意して策定を行っています。
- また、令和 3 年度の社会福祉法改正では、「重層的支援体制整備事業」が創設されています。この整備事業の事業内容も念頭に置きながら計画策定を行っています。



【地域共生社会の実現に向けた社会福祉法や関連する法制度改正】

- ①「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部改正する法律」(平成 29 年 5 月)
※地域共生社会の実現に向けた改革。介護保険事業計画では生活支援体制整備事業等の実施による地域支え合いの取り組みが進められた。
- ②「社会福祉法の改正」(平成 30 年 4 月)
※「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」が計画に盛り込むべき事項として追加。
※地域福祉計画が福祉分野の上位計画と位置付けられ、策定が努力義務化。
- ③「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」(令和 3 年 4 月)
※地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するため、「重層的支援体制整備事業」を創設。(1. 断らない相談支援 2. 参加支援 3. 地域づくりに向けた支援)

【国からの過去の通知】

①「計画策定指針の在り方について」（平成 14 年 4 月 1 日付通知より）

→平成 29 年 12 月 12 日社援 1212 第 2 号により廃止

②「要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」

（要援護者の把握や見守り等に関する事項／平成 19 年 8 月 10 日付）

③「高齢者等の孤立の防止について」

（高齢者の孤立防止や所在不明問題を踏まえた取り組み内容とすること／平成 22 年 8 月 13 日付）

④「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」

（生活困窮者の把握や自立支援に関する事項／平成 26 年 3 月 27 日付）

⑤「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」

（社会福祉法の改正や包括的な支援体制の整備、地域福祉計画策定ガイドライン／平成 29 年 12 月 15 日付）

○県では「沖縄県地域福祉支援計画」を令和 4 年 3 月に策定しており、基本理念に「地域住民等がともに支えあい、地域の一員として生きがいを持ちながら心豊かに暮らせる、誰一人取り残すことのない優しい社会の実現」を掲げています。本計画は、この計画との整合性も図り策定しています。

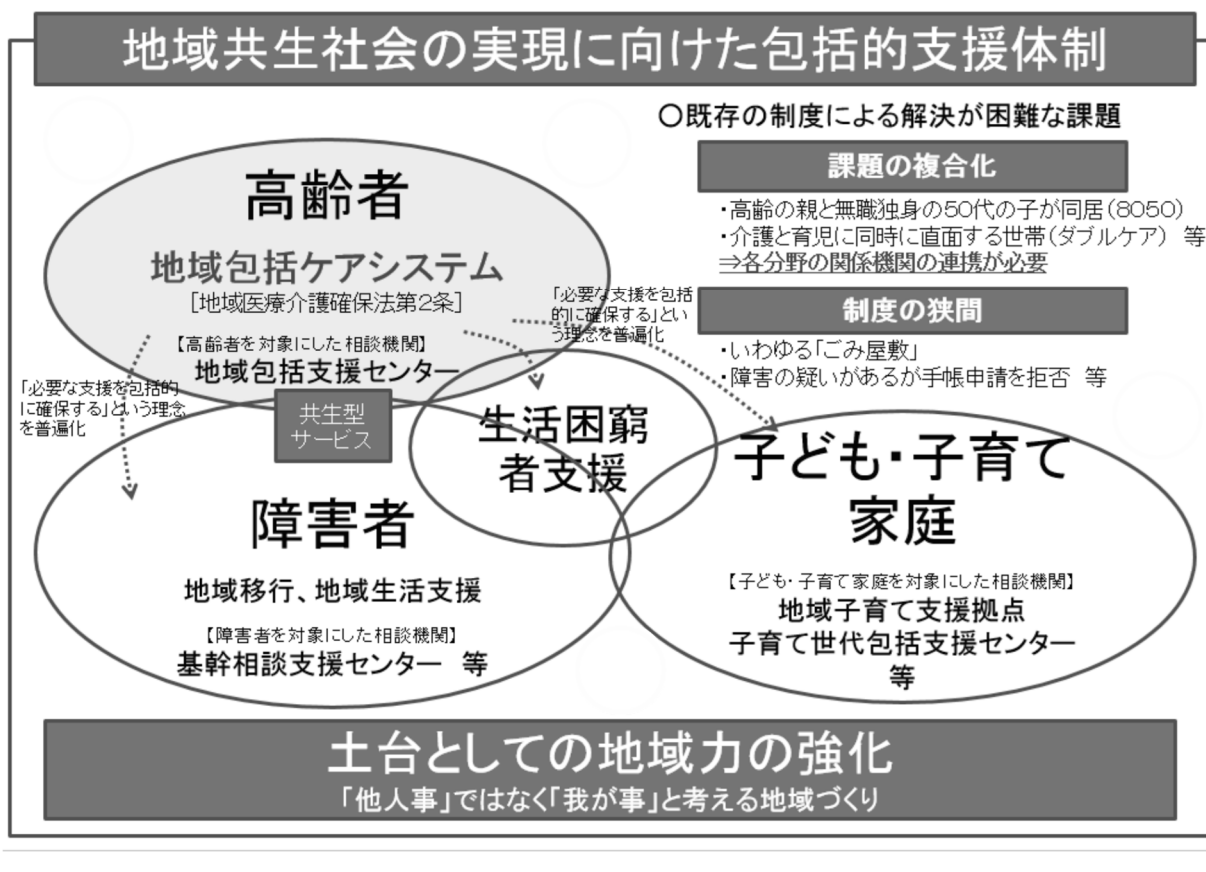
【地域福祉計画に盛り込むべき事項】

※他計画に記載されている場合はその記載を以て地域福祉計画の一部とみなすことができる。

1. 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
(以下は、共通して取り組むべき事項の例) ア)様々な課題を抱える者の就労や活動の場の確保等を目的とした福祉以外の分野との連携 (まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等) イ)高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項 ウ)制度の狭間の課題への対応のあり方 エ)生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制 オ)共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開 カ)居住に課題を抱える者への横断的な支援のあり方 キ)就労に困難を抱える者への横断的な支援のあり方 ク)自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援のあり方 ケ)市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護のあり方 コ)高齢者、障がい者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者または保護者が抱えている課題にも着目した支援のあり方 サ)保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援のあり方 シ)地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用 ス)地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理 セ)地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取り組みの推進 ソ)地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制 タ)全庁的な体制整備
2. 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
ア)福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備 イ)支援が必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立 ウ)サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保 エ)利用者の権利擁護 オ)避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策

3. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
・(例) 民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援 ・(例) 社会福祉法人による「地域における公益的な取り組み」の推進
4. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
ア) 地域住民、ボランティア団体、NPO等の活動への支援 イ) 住民等による問題関心の共有化の動機づけと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進 ウ) 地域福祉を推進する人材の養成
5. 包括的な支援体制の整備に関する事項
ア 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備 ア) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援 イ) 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備 ウ) 地域住民等に対する研修の実施 イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備 ア) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備 イ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知 ウ) 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握 エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築 ウ 多機関の協働による市町村に置ける包括的な相談支援体制の構築 ア) 支援関係機関によるチーム支援 イ) 協働の中核を担う機能 ウ) 支援に関する協議及び検討の場 エ) 支援を必要とする者の早期把握 オ) 地域住民等との連携

地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制については、高齢者を対象とする「地域包括ケアシステム」における「必要な支援を包括的に確保する」という理念を普遍化し、高齢者のみならず、障がい者、子ども・子育て・家庭、そして生活困窮者支援など、生活上の困難を抱える地域住民への包括的な支援体制とするものと理解できます。そして、その土台として「地域力の強化」が位置づけられていることに留意することが重要です。



7. 村民意識調査の実施

(1)調査の目的

「宜野座村地域福祉計画・宜野座村地域福祉活動計画」の策定にあたり、村民の地域福祉に対する考え方や地域活動、ボランティア活動などへの参加の状況等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に、本調査を実施しました。

(2)調査の対象者

本調査の対象者は、村内在住の20代から80代の方とし、村の住民基本台帳より1,200人を無作為に抽出。

(3)調査方法

郵送による配布・回収

(4)調査期間

令和7年9月26日～令和7年10月14日

(5)回収状況

アンケートの配布数1,200件に対し、回収数は567件で回収率は47.3%(うち、QRコードによるweb調査回答者は150人、12.5%)となっています。

8. 計画の包含について

地域共生社会の実現を目指す観点から、本計画には、「自殺対策計画」、「成年後見制度利用促進基本計画」、「再犯防止推進計画」を包含して策定しています。

第4次宜野座村地域福祉計画・第5次宜野座村地域福祉活動計画

宜野座村自殺対策計画

自殺対策基本法第13条第2項では、市町村は自殺対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画を定めることとされている。

宜野座村成年後見制度利用促進基本計画

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の第14条では、市町村は住民の成年後見制度の利用を促進するための基本的な計画を定めるよう努めることとされている。

宜野座村再犯防止推進計画

再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項では、都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めることとされている。

9. 計画の期間

本計画の期間は令和8年度(2026年度)を初年度とし、令和12年度(2030年度)を目標年度とする5ヵ年計画で策定します。ただし、社会情勢の変化や関連法制度の動向などを踏まえ、必要に応じ見直しを行います。

○計画の期間

	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度
第4次地域福祉計画・ 第5次地域福祉活動計画						
					見直し	

10. 計画の推進にあたって

(1)計画の普及・啓発

地域福祉の推進は行政と地域が協働して進めるものであることから、地域に対し、地域福祉への理解を深め、参画への機運を高めていくために、広報活動や講演会、地域懇談会等を通して、本計画における地域福祉推進の趣旨や計画の方向性、具体的な取り組み等について広く普及・啓発を図ります。

(2)公私協働による計画の推進（行政の役割及び住民等に期待する役割）

本計画を推進していくにあたっては、地域住民をはじめ、地域の関係機関、関係団体、福祉サービス事業者等が地域福祉を担う主体として、それぞれの役割を果たしながら、相互連携・協働による地域福祉の推進を図ることが重要となります。

〔 行政の役割 〕

行政は、地域福祉の推進を図るために、本計画の施策を総合的に推進する役割を担います。そのため、公的サービスの充実を図るとともに、地域住民や地域の関係機関・団体、福祉サービス事業者等地域の様々な主体と相互に連携・協力を図りながら、地域の福祉力を高めていきます。

また、保健・医療・福祉分野と教育、就労、防災、むらづくりなど他の生活関連分野との連携も求められることから、庁内連携体制を強化していきます。

〔 社会福祉協議会の役割 〕

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核団体として、地域の福祉ニーズの把握、住民福祉活動の推進を図るほか、関係団体、福祉サービス事業者、行政等地域の様々な主体をつなぐコーディネート機能、地域の社会資源の発掘と活用、福祉活動の企画・実施等を担う役割を期待します。

〔 民生委員児童委員の役割 〕

民生委員児童委員は、住民が安心して暮らせるよう、地域における住民の身近な相談者であり、援護が必要な人については、必要な支援が受けられるよう「橋渡し役」として、行政や社会福祉協議会等と連携を図っています。今後も「社会福祉に関する活動を行う者」として、地域の福祉課題の発見や地域や関係機関等と連携しながら課題解決に取り組む役割を期待します。

〔 住民の役割 〕

住民は、地域福祉に対する意識を高め、地域社会を担う一員であることの自覚を持つことが大切です。そのため、あいさつや声かけなどで互いに顔の見える関係づくりを心がけ、地域で困っている人を気かけるとともに、地域福祉の担い手として見守りや生活支援、地域活動、ボランティア活動への参加など、主体的に地域福祉の推進に参画する役割を期待します。

〔 地域組織の役割 〕

自治会、老人クラブ、子ども会、青年会、婦人会等の地域組織は、それぞれの特徴を活かしながら、地域の福祉課題に対応した活動を推進する役割を期待します。また、個々の組織のみでは対応が難しい課題については、各組織間の連携及び行政や社会福祉協議会等との連携を意識し、協働した取り組みを期待します。

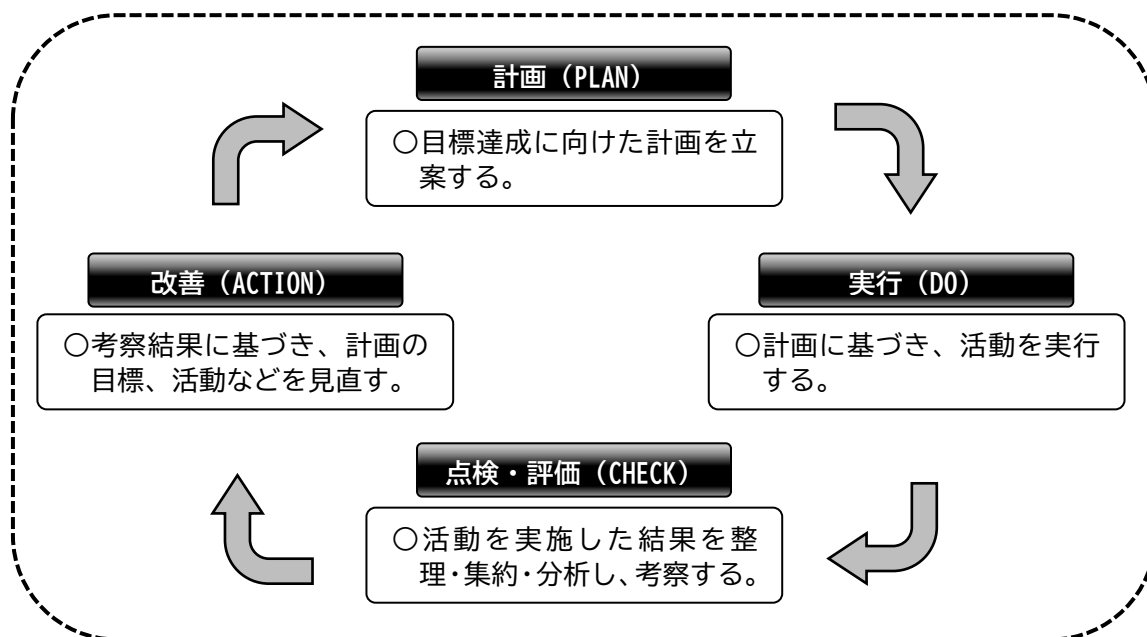
〔 福祉サービス事業者の役割 〕

福祉サービス事業者は、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供・公開などを進めるとともに、事業者の持つ技術・経験、資源等を生かし、地域の福祉活動に係る支援を行うなど、積極的に地域福祉の推進に参画する役割を期待します。

11. 計画の進行管理

計画を着実に推進していくためには、計画の進行管理(PDCAサイクル)が大切であり、計画の主管課(健康福祉課)において、毎年度、取り組むべき施策について進捗状況の点検・評価を行います。また、「宜野座村地域福祉計画・宜野座村地域福祉活動計画策定委員会」に進捗状況等を報告し、委員会の意見・提言を得ることとします。

【 参考／PDCAサイクルのプロセスイメージ 】



第2章 計画の基本的な考え方

【第2章 計画の基本的な考え方】

1. 福祉圏域の設定

福祉圏域とは、地域福祉を推進するために必要な取り組みや仕組みづくりを効率的、効果的に展開していくための地域の範囲のことです。

この範囲には、安否確認や日常生活におけるちょっとした手助けなど、身近な課題を解決するための顔の見える範囲の福祉圏域から、専門職や関係機関等と連携した、より広い範囲での対応が必要な課題もあり、課題に応じた解決にふさわしい圏域を重層的に設定する必要があります。

(1)地域福祉圏域（村全域）.... 第1層協議体

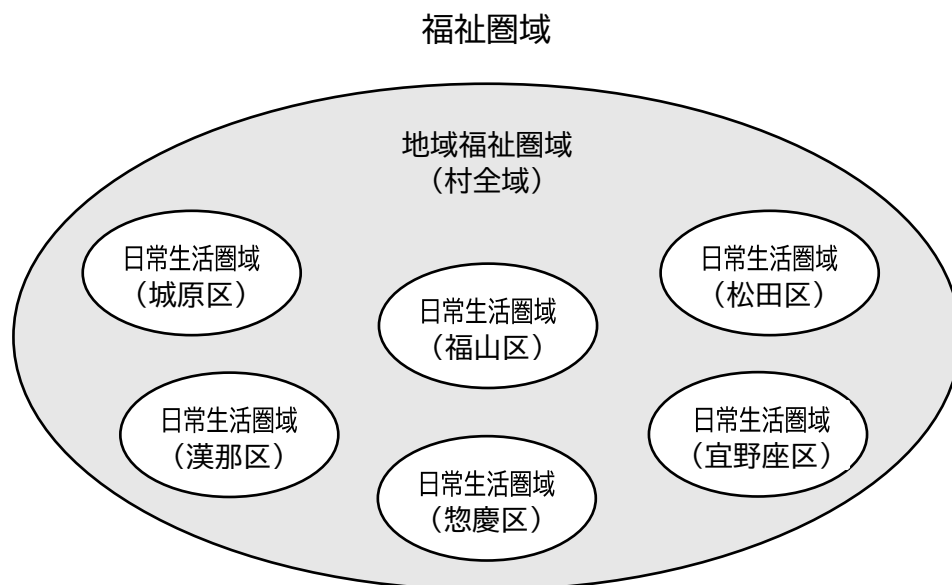
村の基本的なサービス提供や各区・自治会への支援、専門性の高い相談への対応など、広域的・専門的な対応を行う範囲として、村全域を「地域福祉圏域」に設定します。

本村では、現在、高齢者を支える地域包括ケアシステムを構築するために、互助を中心とした地域づくりを住民主体で進める組織「協議体」を設置しています。協議体では高齢者に限らず支援を必要とする全ての住民を対象としているため、「地域福祉圏域」として「第1層協議体」を位置づけます。

(2)日常生活圏域（区・自治会）.... 第2層協議体

本村には6行政区・自治会があり、それぞれに老人会、子ども会・育成会、青年会等の地域組織があります。各組織は、自主活動や自治会と連携した地域行事・活動を行っています。また、区には隣近所で情報の伝達や地域活動等を行う単位として、「班」があります。こうした特性を踏まえて、より身近で生活課題の共有・解決を図るための範囲として、区・自治会を「日常生活圏域」として設定します。隣近所で見守りや生活支援などを行う活動もこの圏域に含まれます。

なお、地域包括ケアシステムの中で、「日常生活圏域」として「第2層協議体」を位置づけます。



2. 計画推進の視点

計画の推進にあたっては、以下の4つの視点を踏まえるものとします。

(1)地域の福祉力の向上

福祉は限られた人に必要とされるものではなく、加齢や心身の状態の変化、生活環境の変化などで誰でも支援を必要とする立場になる可能性があります。

誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていくには、住民一人ひとりが、地域の福祉課題を自らの課題として受け止め、課題解決に主体的にかかわることが求められています。また、地域住民をはじめ地域組織や行政、関係機関・団体など、地域福祉を担う多様な主体が相互に連携・協力することによって、「地域の福祉課題は地域で解決する力」を高めていくという視点を持ちます。

(2)共に生きる地域づくり

年齢や性、価値観の違い、障害などを理由に周りから疎外されたり、社会参加が妨げられることなく、人それぞれが有する能力や関心に応じて社会参加が図られ、自立した生活を実現するために、一人ひとりの人権を最大限尊重し、誰もが地域の一員として互いに相手を認め合い支え合える、共に生きる地域づくりの視点を持ちます。

(3)利用者本位のサービスの実現

支援を必要とする人が、多様な制度やサービスの中から適切なサービスを選択し、安心して利用できるよう援助するには、相談機関やサービス提供者等のネットワーク化を促進するとともに、サービスの質的向上及びサービスを総合的に調整する仕組みづくりが求められています。また、「自己決定により自らの人生を切り拓き自己実現を図っていく」という、利用者の持っている力を引き出す援助(エンパワーメント)を重視するなど、利用者本位のサービスを実現する視点を持ちます。

(4)地域の特性を活かしたむらづくりの実現

本村には、昔ながらの相互扶助の精神が色濃く残っており、地域の行事や活動にも多くの住民が参加し、伝統文化を継承する活動も脈々と受け継がれています。また、各区には、様々な活動を行っている住民組織があるほか、隣近所を単位とした班があり、地域の連帯感が強く、自治会加入率や福祉への関心も高いなどの特性があります。地域福祉は、住民等の支え合いによって生まれる安心と福祉文化創造の活動です。性や年齢を超えた多様な世代をつなぎ、全ての住民が協働した取り組みとなるよう、地域福祉という観点から地域を見直し、地域の特性を活かしたむらづくりを行う視点を持ちます。

3. 計画の基本理念

住み慣れた地域の中で自分らしく安心して暮らしを営むことは、すべての人が願うところです。しかし、福祉の支援を必要とする人が、安心して暮らせるようきめ細かく対応していくには、行政側の取り組みだけでは十分ではありません。行政による支援とともに、地域に住む全ての人が地域福祉の推進に、主体的に参画していくことが求められます。

そのためには年齢や性、障がいの有無などに関わらず、地域に住むみんなが社会の一員であることを認め合い、お互いの個性を尊重し、困った時に支え合っていくことが大切です。

本村においては、地域に住む一人ひとりが、その人らしく、自立した生活を送ることができる社会を形成していくために、地域にある相互扶助の精神や連帯感の良さを生かしながら、住民同士のつながりを広げ、困ったときには、みんなが福祉の担い手となると同時に、受け手として「お互い様」の関係を築いていきます。そうした、ふれあい・支え合いのある関係が地域に根づいていくことで、地域に住む誰もが心豊かで、ずっと暮らしたいと思えるむらの実現を目指します。

その実現を目指す本計画の基本理念として、前計画の理念を継承し次に掲げます。

**ずっと暮らしたい、ふれあい・支え合いのある
宜野座村**

4. 計画の基本目標

基本目標1：互いに認め合い、支え合う地域づくり

地域福祉を推進する上で大切なのは、地域社会において誰もが互いを認め合い、支え合っていくことです。そうした意識や行動が住民一人ひとりに定着するよう、住民同士の交流機会の確保や福祉意識の向上に取り組めます。

また、複雑・多様化する生活課題への対応には、公的サービスの提供だけではなく、地域住民が地域課題を知り、課題解決に主体的に関わっていくことが求められています。住民が主体となった福祉活動の推進を図るために、各区を基本とした地域福祉への住民参加の仕組みをつくとともに、ボランティア活動や福祉関係団体の活動を支援します。

基本目標2：一人ひとりが自立し、いきいきと暮らせる地域づくり

誰もが健やかにその人らしく自立した生活を送ることができるよう、支援を必要とする人が相談しやすい環境づくりを行うほか、世帯が抱える「複雑化・複合化」した多様な困りごとに対応するため、包括的な相談支援や情報提供の充実を図ります。

また、適切な支援が受けられるよう、サービスの質の向上を図ります。

さらに、生活の質を保持する基盤となる健康づくりを推進します。

基本目標3：誰一人取り残さない地域づくり

一人ひとりの住民が安心して地域生活を送れるように、権利擁護や虐待の防止に取り組めます。

誰一人取り残さない地域づくりのために、経済的に困っている人の自立支援や生活困窮家庭のこどもの支援を充実するほか、自殺対策、再犯防止対策など、困り感を抱える人の支援を推進します。

基本目標4：快適で安心・安全に暮らせる地域づくり

住民の社会参加の促進と快適で安全な暮らしを実現するために、誰もが利用しやすいように道路や建物等の生活環境のバリアフリーの推進とともに、ユニバーサルデザインの普及等に取り組めます。

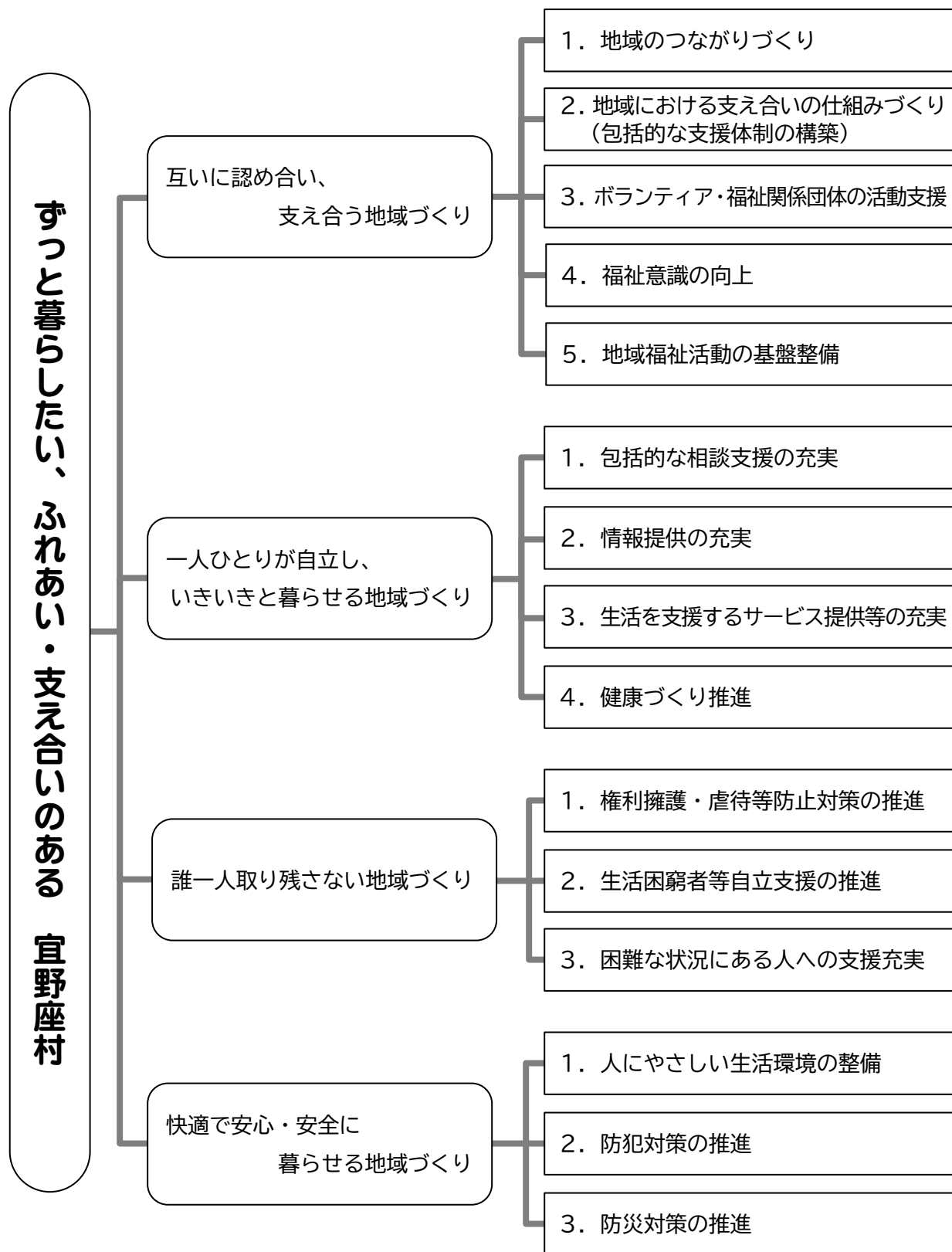
また、犯罪や災害から住民を守り、安心して暮らしていけるよう地域と連携した防犯対策、防災対策の充実を図ります。

5. 施策の体系

〔基本理念〕

〔基本目標〕

〔基本施策〕



基本理念	基本目標	基本施策	村の取組	社協の取組
ずっと暮らしたい、ふれあい・支え合いのある 宜野座村	基本目標1 互いに認め合い、 支え合う地域づくり	1. 地域のつながりづくり	①あいさつ、声かけの普及 ②自治会への参加促進 ③地域交流の推進	①行事・活動を通した住民同士の交流の場づくりの開催 ②地区ミニデイサービスへの協力・支援 ③地域交流の推進
		2. 地域における支え合いの仕組みづくり （包括的な支援体制の構築）	①要支援者発見ネットワークの推進 ②協議体の位置づけと活動の推進 ③生活支援コーディネーターの活動の充実	①住民参加の福祉活動の仕組みづくり ②地域福祉懇談会の開催 ③第2層協議体と連携したボランティア活動の推進
		3. ボランティア・福祉関係団体の活動支援	①ボランティア活動の推進支援 ②福祉関係団体の活動支援 ③民生委員・児童委員の活動支援	①ボランティアに関する情報提供の充実 ②ボランティア活動の推進 ③ボランティアコーディネーターの確保 ④ボランティア交流会の実施 ⑤福祉関係団体・自助グループの育成支援 ⑥民生委員・児童委員の活動支援
		4. 福祉意識の向上	①福祉意識啓発の充実 ②福祉への関心を育む教育の推進 ③男女共同参画の推進 ④人権尊重の意識啓発	①福祉啓発期間における啓発活動の推進 ②イベントにおける理解啓発の推進 ③広報活動の充実 ④募金運動の推進 ⑤ボランティア活動協力校の推進 ⑥学校と連携した福祉教育の推進
		5. 地域福祉活動の基盤整備	①村社会福祉協議会への支援	①社会福祉協議会の基盤整備 ②地域福祉活動の財源確保
	基本目標2 一人ひとりが自立し、 いきいきと暮らせる 地域づくり	1. 包括的な相談支援の充実	①相談窓口の周知と利用啓発 ②包括的な相談支援体制の構築	①相談窓口の周知強化 ②関係機関等との連携 ③包括的相談支援の充実 ④法律相談の推進
		2. 情報提供の充実	①情報提供手段の充実 ②相談窓口間の連携による情報提供の推進	①社協のパンフレットやホームページ、SNS等の媒体による 情報提供の実施
		3. 生活を支援するサービス提供等の充実	①サービス提供体制の充実 ②サービスの質の向上	①ふれあい給食サービスの推進 ②福祉用具無償貸与事業の推進 ③福祉有償運送事業の推進 ④ふれあい食堂の推進 ⑤サービス等の提供の推進 ⑥移動支援事業の推進（村受託事業） ⑦地域活動支援センター事業の推進（村受託事業） ⑧要介護老人等外出支援サービス事業の推進（村受託事業） ⑨軽度生活支援事業の推進（村受託事業）
		4. 健康づくりの推進	①健康への意識啓発 ②受診勧奨と保健指導の強化 ③個人の健康を支える環境づくり	①健康づくりに関する啓発・広報の推進 ②ミニデイサービス等での健康づくりの充実
	基本目標3 誰一人取り残さない 地域づくり	1. 権利擁護・虐待等防止対策の推進	①権利擁護のための制度等の利用支援 ②成年後見制度利用の促進 ③虐待等防止についての周知・広報 ④虐待に対応する体制の整備充実	①日常的金銭管理事業、緊急一時預かり事業の構築と推進 ②日常生活自立支援事業の推進（県社協受託事業） ③成年後見制度利用促進計画との連携
		2. 生活困窮者等自立支援の推進	①生活保護制度の適正実施の推進 ②生活困窮者等への支援 ③就学援助費の支給推進 ④子ども支援員の活動推進 ⑤子どもが安心して過ごせる居場所の運営支援	①食糧支援の推進 ②法外援護の推進 ③募金運動の推進（再掲） ④生活困窮世帯支援活動への協力 ⑤生活福祉資金の貸付の周知広報（県社協受託）
		3. 困難な状況にある人への支援充実	①自殺対策の推進 ②再犯防止対策の推進 ③ひきこもり、不登校対策の推進	①自殺予防対策の推進 ②見守り活動による孤立防止の推進 ③再犯防止に関する理解と広報活動 ④ひきこもり・不登校対策への協力
	基本目標4 快適で安心・安全に 暮らせる地域づくり	1. 人にやさしい生活環境の整備	①公共施設のバリアフリー推進 ②ユニバーサルデザインの普及啓発 ③住まいに関する支援	①バリアフリー、ユニバーサルデザインの普及促進 ②意思疎通支援の普及促進
		2. 防犯対策の推進	①子ども等への防犯対策の推進 ②防犯設備の整備推進 ③地域防犯対策の推進 ④通報システムの普及推進	①子どもを守るネットワークづくり ②消費者被害への対応の充実
		3. 防災対策の推進	①防災対策の推進 ②災害時避難行動要支援者への支援体制の充実 ③火災警報器の設置推進 ④感染症の拡大防止対策	①災害接近時の避難行動要支援者の避難支援の推進 ②福祉避難所の管理運営の充実 ③要支援者への防災意識の啓発推進

第3章 今後の取り組み

【第3章 今後の取り組み】

基本目標1 互いに認め合い、支え合う地域づくり

1. 地域のつながりづくり

〔基本方針〕

地域福祉の基本単位は個人であり、住民一人ひとりが相手を気遣い、互いに支え合うという意識を持つことが地域福祉を進める第一歩となります。

そのため、住民の誰もが地域社会の一員であることを自覚し、隣近所をはじめとする身近な地域の人達と親しい関係を築き、地域行事や地域の福祉活動に主体的に関わるなど、地域における豊かなコミュニティの発展につながる取り組みを推進します。

村の取り組み

①あいさつ、声かけの普及

施策の内容	担当部署等
○PTA、地域ボランティア及び民生委員・児童委員協議会等による、小学校や中学校の校門前での朝のあいさつ・声かけを継続し、地域全体でのあいさつ運動を推進するため、関係団体等との連携を維持するとともに、SNS等を活用し、地域住民への周知に努めます。	学校教育課 社会教育課 総務課

②自治会への参加促進

施策の内容	担当部署等
○自治会への加入希望者に対する情報提供を引き続き行います。	総務課
○自治会との連携のもと、自治会の必要性やその活動及び自治会加入について広報啓発に取り組みます。	総務課

③地域交流の推進

施策の内容	担当部署等
○ふれあい交流センターや体育施設、文化センター等の公共施設においては、引き続き住民の趣味・サークル活動等の自主活動等を通じた地域交流が図られるよう支援します。	関係各課
○また、公共施設において各種講座やイベント等を開催することを通して、地域交流の機会をつくれます。	
○村のイベントや運動・スポーツ活動等においては、性別や年齢の違い、障がいの有無等にかかわらず誰もが参加でき、交流を図ることで理解し認め合える場となることを意識した、企画・運営に取り組みます。	関係各課

社協の取り組み

①行事・活動を通じた住民同士の交流の場づくりの開催

施策の内容（社協）

- 村、各区、関係機関と連携し、多種多様な人々の参加・交流が図られる福祉祭り等、互いの理解を深めることができる行事・活動の定期開催を検討します。

②地区ミニデイサービスへの協力・支援

施策の内容（社協）

- 地区ミニデイサービスの継続と発展を図るため、助成金を交付します。また、ミニデイサービスの運営に関し、必要な情報の提供や相談・指導及び必要な協力・支援等を行います。
- 住民ボランティアによる、自家用車両を使用した利用者の送迎支援が安心して提供できるよう、事故があった場合の補償(保険)体制を整えます。
- ミニデイボランティア連絡会を開催し、課題把握や情報交換を行い、持続可能な活動となるよう支援します。
- 社協登録ボランティアをミニデイサービスへ派遣し、介護保険サービス・介護技術に関する相談を受け付け、必要な助言や案内等を行える仕組みを検討します。

③地域交流の推進

施策の内容（社協）

- 施設を利用しての地域交流、各種講座やイベント等の開催、村の体育施設等活用したイベントを通し、誰もが参加できる交流を実施します。

2. 地域における支え合いの仕組みづくり（包括的な支援体制の構築）

〔基本方針〕

地域とのつながりを感じながら、誰もが安心して暮らしていけるよう、福祉の支援を必要とする人を発見し必要な支援につなぐための、地域のネットワークの充実を図ります。また、地域の支援を必要とする人に対し、自治会を基本とした範囲で、地域住民が福祉の担い手として、公的サービスとの連携も図りながら、日常的な見守りや生活支援などの福祉活動が展開される仕組みを構築します。

村の取り組み

①要支援者発見ネットワークの推進

施策の内容	担当部署等
○福祉的な支援を必要とするものの、ＳＯＳを発信しない、あるいは発信できない要支援者を発見し、必要な支援につないでいくために、引き続き社会福祉協議会や民生委員・児童委員をはじめ、自治会や地域住民、学校、福祉施設及び関係機関、母子推進員等とのネットワークを維持します。	健康福祉課
○事業所との連携により、高齢者宅の見守りや気になる家庭について情報共有するなどの協定を結び、発見につなぐなど、見守りの新たなネットワークを検討します。	
○また、要支援者の発見と情報の提供について、地域への周知啓発を図ります。	

②協議体の位置づけと活動の推進

施策の内容	担当部署等
○協議体では、互助を基本とした住民等による助け合い活動の創出・充実を図るため、地域の福祉課題や困りごと、助け合い活動について情報交換し、アイデアを出し合う等の活動を展開します。	健康福祉課
○活動にあたっては、地域住民をはじめ、地域の各種組織、ボランティアグループ及び村内の関係機関、福祉事業所等多様な主体との連携を図ります。	
○また、協議体が安定的に運営できるよう生活支援コーディネーターが活動をサポートします。	

③生活支援コーディネーターの活動の充実

施策の内容	担当部署等
○生活支援コーディネーターと民生委員・児童委員や社会福祉協議会、各区、関係機関等地域とのネットワーク化(連携)を深め、引き続きコーディネーターが活動しやすい環境づくりを進めます。	健康福祉課
○資質向上や資源開発、生活支援といった取組へとつなげていけるように、コーディネーターの強化を行います。	
○生活支援コーディネーターを中心に、協議体と連携した、住民福祉活動を含む新たなサービスの開発や生活支援の担い手の養成に取り組みます。	健康福祉課
○生活支援コーディネーターが活動しやすいよう、勤務時間への柔軟な対応について検討します。	健康福祉課

社協の取り組み

①住民参加の福祉活動の仕組みづくり

施策の内容（社協）
●住民参加の福祉活動の仕組みづくりに向けて、第2層協議体及び生活支援コーディネーターと連携した取り組みを行います。 ●実際の住民福祉活動を展開するために、第2層協議体に参加し、区の関係者や生活支援コーディネーター等と区の福祉課題の共有及び課題解決のための協議を行います。 ●さらに、生活支援コーディネーターによる生活支援の担い手の養成、サービスの開発、住民福祉活動のコーディネート等について、連携・協力を行います。 ●実際の住民福祉活動においては、住民からの相談に対し、必要な支援を行います。

②地域福祉懇談会の開催

施策の内容（社協）
●各区の地域福祉懇談会を定期的で開催し、地域の福祉課題を把握し、課題解決に向けて意見交換を行うとともに、見守り等住民参加の福祉活動の機運を高めます。 ●懇談会の場と第2層協議体が一体的な体制をつくれるよう、行政と連携しながら生活支援コーディネーターや協議体構成員の参画等検討します。

③第2層協議体と連携したボランティア活動の推進

施策の内容（社協）
●第2層協議体において、要支援者の見守りや生活支援等のボランティア活動を必要とする事案があれば、第2層協議体や生活支援コーディネーターと連携し、ボランティアによる支援活動が提供できるよう取り組みます。

3. ボランティア・福祉関係団体の活動支援

[基本方針]

安心して住みよい地域社会を構築していくには、地域の福祉課題に対する公的な取り組みとともに、ボランティア活動への期待が高まっています。住民一人ひとりができる範囲で、主体的に周りの人への支援や地域に貢献できる活動に取り組んでいけるよう、ボランティア活動の推進を支援します。

また、地域の福祉関係団体についても住民の福祉の向上を図る上で必要であり、それぞれの活動の充実が図られるよう支援していきます。

村の取り組み

①ボランティア活動の推進支援

施策の内容	担当部署等
○社会福祉協議会によるボランティア活動の活性化を推進するため、ボランティアの強化を進めるための各種取組について、行政による活動支援を行います。	健康福祉課

②福祉関係団体の活動支援

施策の内容	担当部署等
○地域の福祉関係団体について、団体賛同者(会員)の福祉の向上が図られるよう、それぞれの活動の継続・発展のために、今後も補助金を交付するほか、社会福祉協議会とも連携しながら活動への必要な支援を行います。	健康福祉課

③民生委員児童委員の活動支援

施策の内容	担当部署等
○民生委員・児童委員の活動の充実が図られるよう役割や活動内容等について、広報誌等により地域への周知を図ります。	健康福祉課
○また、研修等を通じた資質向上を支援するとともに、自治会等と協力し、民生委員・児童委員の定数確保に取り組みます。	
○民生委員・児童委員と日頃から連携を密にし、福祉の支援を必要とする者を把握するとともに、協力しながら必要な支援を行っていきます。	健康福祉課
○また、民生委員・児童委員協議会の定例会に参加し情報交換や相互連携について話し合うことを通して、民生委員等の活動を支援します。	

社協の取り組み

①ボランティアに関する情報提供の充実

施策の内容（社協）

- ボランティアに関する相談窓口や活動内容、ボランティアの募集等について、「社協だより」のほか、社協のホームページやSNSを活用した情報提供を行うなど、地域への情報提供を充実し、住民の周知度向上を図ります。

②ボランティア活動の推進

施策の内容（社協）

- 配食サービスボランティア、草刈り・清掃ボランティア、ふれあい食堂、調理ボランティア、友愛訪問ボランティア、福祉施設や事業所におけるボランティア活動（介助、作業、舞台演出等）等について、社協によるコーディネートを行います。
- 様々な行事や事業の機会を通じて、ボランティア登録を呼びかけるなど、登録者の確保に努めます。

③ボランティアコーディネーターの確保

施策の内容（社協）

- ボランティア活動に関する住民からの相談に応じるとともに、活動の活性化や充実を図るために、ボランティアの養成、ボランティア登録の促進、積極的な活動の実態把握と活動に対する適切な助言・指導などを行うことができるよう、ボランティアコーディネーターの確保に取り組みます。

④ボランティア交流会の実施

施策の内容（社協）

- ボランティア活動を行っている団体や個人が集まり、互いの活動についての情報交換と交流を図るとともに、相互連携によるボランティア活動の充実につながるよう、ボランティア交流会の実施に取り組みます。

⑤福祉関係団体・自助グループの育成支援

施策の内容（社協）

- 福祉関係団体（老人会、母子寡婦福祉会、障がい者家族会ひるぎの会、子育て支援ていんの会等）・自助グループ活動の継続・発展を図るために、村、各区、関係機関と連携し各団体への加入促進を行います。
- 各団体の福祉の向上と活動の充実が図られるよう、必要な支援や情報提供、助成金交付を行います。また、助言や指導を通し各団体活動が自立して行えるよう支援します。
- 関係団体・グループ同士のつながりを深めるために、互いに交流できる機会づくりを支援します。

⑥民生委員・児童委員の活動支援

施策の内容（社協）

- 民生委員・児童委員等のスキルアップを図るために、各種研修会に関する情報の提供や研修参加への必要なサポートを行います。また、民生委員等の活動や相談に対し、必要な助言・指導等を行い、活動を自立して行えるように支援を行います。
- 民生委員・児童委員の活動の充実につながるよう、地域に対し、「社協だより」や多様な機会を活用して、民生委員・児童委員を紹介するとともに、民生委員・児童委員の役割や具体的な活動等の情報を発信し、周知を図ります。
- また、「民生委員活動強化週間」には、小中学校や各種福祉施設をまわり、民生委員・児童委員の紹介や活動内容等について関係者に周知を図るとともに、関係機関との意見交換・情報交換を行う場を設けます。

4. 福祉意識の向上

[基本方針]

住民が地域の福祉課題を自らの課題として捉え、自ら進んで福祉活動に参画していけるよう、次代を担う子どもの福祉教育を推進するとともに、地域への福祉意識の啓発に取り組みます。また、男女が協力した福祉社会を形成するために、男女共同参画を推進します。さらに、福祉意識を育むことは、互いの人権を認め合い共存するという、人権尊重の理念と共通するものであることから、人権に対する理解を深めるための取り組みを推進します。

村の取り組み

①福祉意識啓発の充実

施策の内容	担当部署等
○引き続き認知症サポーターの養成や障がい者との交流等を通じて、福祉意識の啓発を図ります。	健康福祉課
○高齢者や障がいのある人、子ども等にかかる課題について、地域住民の認識を深め、住民全体の福祉意識の高揚を図るために、福祉関連情報の地域への発信を行います。	健康福祉課
○また、地域福祉(支え合いの視点に立った地域社会の構築)に関する講話等の開催や広報啓発活動に取り組みます。	

②福祉への関心を育む教育の推進

施策の内容	担当部署等
○社会福祉協議会と連携し、総合的な学習の時間等を活用した児童生徒への社会福祉施設訪問、車いす体験・視覚障がい者サポート体験、福祉に関する講話等の福祉教育を通し、学校の教職員・児童生徒の福祉に対する理解・協力を得られるよう取り組みます。	健康福祉課 学校教育課
○また、福祉図画・作文の募集について検討します。	
○社会福祉協議会や村内福祉事業所と連携し、夏休みなどの長期休業中に児童生徒への福祉に関する体験学習の実施について検討します。	健康福祉課

③男女共同参画の推進

施策の内容	担当部署等
○「宜野座村男女共同参画推進計画」に基づき、あらゆる分野で男女が共に知恵と力を出し合えるよう、男女共同参画の意識を高めていきます。	総務課
○女性の役職登用や方針決定の場への参画を推進するなど、男女共同参画の環境づくりを引き続き進めます。	総務課
○女性団体との行政懇談会については、より多くの女性が参加するよう、懇談会の持ち方の見直しを図ります。	総務課
○家庭・地域・職場など社会のあらゆる分野において、性別による固定的役割分担意識の解消を進めるため、ジェンダーの視点に立った人権意識の確立に取り組みます。	総務課

④人権尊重の意識啓発

施策の内容	担当部署等
○定期的な人権相談所の開設を継続するとともに、相談所の周知と利用の普及を図ります。	総務課
○人権擁護委員を活用し、教育現場などで人権教室等を開催し、人権尊重の意義と意識啓発に取り組みます。また、人権擁護委員の職務内容を広く知らせるため啓発活動や、活動支援の強化を図るとともに、人権擁護委員の確保に努めます。	総務課

社協の取り組み

①福祉啓発期間における啓発活動の推進

施策の内容（社協）
●福祉への理解、関心を深めるために、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉等の各種福祉啓発期間においては、ポスターやチラシ等により福祉に関する啓発を行います。 ●「老人の日・老人週間」においては、民生委員・児童委員と連携した80歳以上の高齢者宅への激励訪問を行います。 ●「児童福祉週間」においては、認定こども園・保育園や関係機関等と連携し、園児の参加のもと「こいのぼり会」及び園児と高齢者との交流を実施します。 ●「障害者週間」においては、地域に向けた講演会の開催、村内事業所や地域活動支援センター利用者との交流機会をつくるなど、実施可能な方法について検討し、啓発に取り組みます。

②イベントにおける理解啓発の推進

施策の内容（社協）
●村まつり等の各種イベント等の際には、村内の関係者や関係機関・団体などから展示作品を募り、福祉への関心を高めていきます。

③広報活動の充実

施策の内容（社協）
●「社協だより」や社協ホームページ、SNSを活用し、社協の事業や活動に関する情報、福祉制度の紹介、地域の福祉関係団体やボランティア団体等の紹介と活動状況等について、地域への情報を発信します。 ●地域福祉事業・介護保険事業・障がい福祉サービス事業等、各事業拠点毎の広報誌を発行し、村内各事業所に関する情報提供を行います。

④募金運動の推進

施策の内容（社協）
●（赤い羽根共同募金運動）生活困窮者や高齢者、障がい者、子どもたちなどを支援する様々な福祉活動団体の活動を支援するため、赤い羽根共同募金運動の周知及び募金の呼びかけを行います。 ●（歳末たすけあい募金）支援を必要とする人たちがより良い新年を迎えることができるよう、「みんなでささえあうあったかい地域づくり」をスローガンに、区長や民生委員児童委員、行政と連携し、住民や職場への募金を呼びかけます。

⑤ボランティア活動協力校の推進

施策の内容（社協）
●村内の認定こども園・保育園及び小中高校をボランティア活動協力校に指定し、子どもたちがボランティア活動を通じて、福祉の心を育ていけるよう、認定こども園・保育園及び小中高校との連携を図ります。

⑥学校と連携した福祉教育の推進

施策の内容（社協）
●各学校と連携した、ボランティア活動協力校によるボランティア活動の推進、社協ボランティアへの登録、ボランティア保険への加入及び福祉体験学習等を実施します。 ●学校を通じて児童生徒への福祉の図画・作文の募集を行い、福祉祭りの展示ブースにて展示します。また、多くの学校から図画・作文が集まるよう、募集依頼を積極的に行います。 ●学校からの依頼により、福祉教育事業（各小学校福祉体験学習）として高齢者疑似体験学習、視覚障がい者体験学習、認知症サポーター養成講座、福祉専門職による福祉に関する講話等のプログラムを実施します。

5. 地域福祉活動の基盤整備

[基本方針]

社会福祉協議会が実施する事業等を安定して行うため、法人運営の基盤を整備し、地域福祉活動等を実施するための財源の確保、組織体制の強化に努めます。

村の取り組み

①村社会福祉協議会への支援

施策の内容	担当部署等
○地域における支えあいの仕組みづくりや生活課題解決のためのきめ細かな福祉活動を展開するために、村社会福祉協議会の基盤整備を支援します。 ○また、社会福祉協議会と連携し、相談支援機能や情報提供の強化、職員の資質向上のための支援を行います。	健康福祉課

社協の取り組み

①社会福祉協議会の基盤整備

施策の内容（社協）
●社会福祉協議会において「中期経営計画」を策定し、中長期的な財政の健全化や組織の目標を実現するための事業展開や体制を整備し、安定した運営と基盤強化を図ります。

②地域福祉活動の財源確保

施策の内容（社協）
●社会福祉協議会における地域福祉への住民や企業等の参加を目的とした会員制度を周知し、会員の増加及び財源の確保に努めます。 ●また、民間の地域福祉活動の主要な財源を確保するため、各種募金活動(赤い羽根共同募金運動・歳末たすけあい募金)への理解と協力が得られるよう啓発活動を強化します。

基本目標２ 一人ひとりが自立し、いきいきと暮らせる地域づくり

１．包括的な相談支援の充実

〔基本方針〕

地域で安心して暮らしていくには、生活する上での困りごとや不安を気軽に相談することができ、相談を通して必要な援助が受けられることが求められます。住民の困りごとへの相談に対応するため、相談窓口の周知や相談員の資質向上、必要な相談につながるよう連携を図ります。また、世帯が抱える「複雑化・複合化」した困りごとに対応するため、行政、社協、その他の関係機関等が連携した包括的な相談支援体制の充実を図ります。

村の取り組み

①相談窓口の周知と利用啓発

施策の内容	担当部署等
○相談を必要とする人が、どこに行けば相談できるかを知らせるため、行政の各相談窓口をはじめ、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、こども家庭センター、子育て支援センター、認定こども園・保育園など地域のあらゆる相談窓口について、村の広報誌やホームページ等で継続的に発信し、周知徹底を図ります。併せて、相談することの大切さについても、周知啓発を行います。	健康福祉課 こどもみらい課
○また、保健、福祉等の事業実施を通じて、相談窓口の周知や相談することの大切について周知を図ります。	

②包括的な相談支援体制の構築

施策の内容	担当部署等
○質の高い相談支援が提供できるよう、研修や個別ケースへの対応を通して相談担当者の相談援助の知識や技術の向上を図ります。	健康福祉課 こどもみらい課
○「複雑化・複合化」した困りごとを抱える住民・世帯に対しては、関係課や関係機関へつなぎ、困りごとの解決に向けた対応が図られるよう、包括的相談支援により対応します。また、アウトリーチによる地域への相談支援を社協との連携の下、充実を図ります。	健康福祉課 こどもみらい課
○分野別の相談支援体制の充実を図るため、高齢者については、地域包括支援センターの運営体制の充実を図るとともに、障がい者には基幹相談支援センター又は相談支援事業所、児童ではこども家庭センター等における相談体制を充実します。	健康福祉課 こどもみらい課

社協の取り組み

①相談窓口の周知強化

施策の内容（社協）

- 「社協だより」や行政の村内放送等により、地域住民に対し相談することの大切さや相談窓口の周知を図ります。また、各事業や活動等を通して周知を図ります。
- 相談窓口の周知強化を図るために、社協のホームページやSNS等の活用に取り組みます。

②関係機関等との連携

施策の内容（社協）

- 行政、関係機関等が主催する各種会議・連絡会等に参加し、地域の福祉関係機関・団体等との情報交換を通して、地域の福祉課題の把握に取り組みます。

③包括的相談支援の充実

施策の内容（社協）

- 住民からの相談に対しては随時対応していくとともに、総合相談を通して各種支援につながります。
- 「複雑化・複合化」した困りごとを抱える住民・世帯に対しては、行政や関係機関へつなぎ、困りごとの解決に向けた対応が図られるよう、包括的相談支援により対応します。また、アウトリーチによる相談支援を充実する体制を確保します。
- 福祉関連の相談については、村内関係機関に所属する専門職等の連絡会を開催し、相談体制を構築し支援につながります。
- 相談においては、相談者に寄り添った親身な対応に留意するとともに、支援に関するわかりやすい説明に配慮することや情報提供の充実を図ります。

④法律相談の推進

施策の内容（社協）

- 法律の専門相談員と連携し、定期的に法律相談を開催します。

2. 情報提供の充実

〔基本方針〕

住民が自ら利用したいサービスや制度を選択でき、安心して利用していくには、サービスや支援に関する情報が得やすいことが重要となります。そのため、これまでの情報提供の充実を図るとともに、必要な時に、必要な情報がいつでも入手できる仕組みづくりに取り組みます。

村の取り組み

①情報提供手段の充実

施策の内容	担当部署等
○広報誌やホームページ、チラシ、パンフレット、カレンダー等により保健・福祉・医療・介護等に関する情報提供を継続します。	健康福祉課 こどもみらい課
○必要に応じて高齢者、障がい者、子ども等の分野別に、関連する制度やサービス等について、分かりやすい情報提供ツールを作成します。	健康福祉課 こどもみらい課
○制度改正やサービス内容の変更等を確認し、必要に応じて村ホームページ等情報提供ツールの更新等を行います。	健康福祉課 こどもみらい課

②相談窓口間の連携による情報提供の推進

施策の内容	担当部署等
○地域の保健・福祉・医療等に関わる情報の入手について、地域のどの相談窓口にお問い合わせても必要な情報が得られるよう、相談窓口間のネットワークを密にし、個人情報の保護に配慮した上で、相互に連携・協力した情報提供に取り組みます。	健康福祉課 こどもみらい課

社協の取り組み

①社協のパンフレットやホームページ、SNS等の媒体による情報提供の実施

施策の内容（社協）
●地域住民に社協の活動について広く周知を図るとともに、福祉の支援を必要としている人が、必要な支援やサービスの利用につながるよう、社協の概要をはじめ、社協の事業・活動等についての情報をパンフレットやホームページ、SNS等の媒体により周知します。

3. 生活を支援するサービス提供等の充実

〔基本方針〕

住民の自立した生活、安心した暮らしを支えるため、各種福祉サービスの量的確保や質の確保を図ります。

村の取り組み

① サービス提供体制の充実

施策の内容	担当部署等
○高齢者、障がい者、子ども・子育て支援等にかかわる公的サービスについて、本村の実情を勘案しながら、各種法制度に基づき必要なサービスの整備を進めます。	健康福祉課 こどもみらい課
○サービス量の整備目標及び目標達成の具体的な取り組みについては、個別計画で定め、計画に基づきながら、具体的整備等を進めます。	健康福祉課 こどもみらい課
○公的な制度やサービスでは対応できない地域の課題に対応するため、村の実情を勘案しながら、村独自サービスを提供します。また、重層的支援の観点から、一人ひとりが必要としている支援について、インフォーマルサービスも含めてつないでいけるように体制を作ります。	健康福祉課 こどもみらい課

② サービスの質の向上

施策の内容	担当部署等
○今後も利用者本位の質の高いサービスが提供されるよう、サービス従事者の専門的な知識や技術を高めていくために、サービス従事者の状況や要望等を聞きながら、関係機関・専門機関等と連携した研修会や講演会等の開催に取り組みます。	健康福祉課 こどもみらい課
○住民からのサービス利用に対する不満や苦情等に対し、サービス事業者や、関係機関等との調整等必要な支援を行うことを通して、サービスの質の向上を図ります。	

社協の取り組み

①ふれあい給食サービスの推進

施策の内容（社協）

- 在宅の要介護高齢者等に対し、生活の質の向上を図るとともに、安否確認、家族の介護負担の軽減を図るために、対象者に応じて週1回～2回の配食を提供します。
- 配食サービスボランティアの活用再開に向けて取り組むとともに、毎日対応できる人材の確保を図ります。

②福祉用具無償貸与事業の推進

施策の内容（社協）

- 福祉用具を無償貸与するとともに、福祉用具の在庫を確保するため、沖縄県社会福祉協議会に用具の提供を依頼するほか、用具の購入や地域への使用済用具の提供を呼びかけます。

③福祉有償運送事業の推進

施策の内容（社協）

- 介護保険の要介護認定を受けた方を対象に、通院などの外出の際に、移動手段を確保することが困難な場合に、訪問介護員（ヘルパー）が運転する車輌により移動を支援します。

④ふれあい食堂の推進

施策の内容（社協）

- 食事を通じたサポートと、地域住民同士の交流の場として、子どもから大人まで、様々な世代が集い、支え合いの心を育むことを目的とした地域食堂として毎月開催します。
- 調理ボランティアの活用に向けて取り組むとともに、財源確保等持続可能な地域食堂の在り方について仕組みづくりを検討します。

⑤サービス等の提供の推進

施策の内容（社協）

- 村内の課題把握と切れ目のない支援のため、こども家庭センター、地域包括支援センター、基幹相談支援センター等の中核機関との連携を強化し、重層的支援の観点から、一人ひとりが必要としている支援について、地域の社会資源の活用を図り、インフォーマルサービスも含めてつないでいけるよう村と一体的に体制を整えます。
- 村内の福祉関係事業所連絡会を定期的で開催し、横の連携を強化することで支援を必要とする家庭を丸ごと支える仕組みを構築します。

⑥移動支援事業の推進（村受託事業）

施策の内容（社協）

- 定期利用の買い物や金融機関など、社会生活上必要不可欠な外出を支援します。
- 外食やレジャー等余暇活動等社会参加のための外出を支援します。

⑦地域活動支援センター事業の推進（村受託事業）

施策の内容（社協）

- 地域活動支援センターでは、地域において、居場所や交流の場が少ない障がい者及び社会における他者との関わりを苦手とする障がい者等に対し、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び、社会との交流促進等を目的とした支援を行います。

⑧要介護老人等外出支援サービス事業の推進（村受託事業）

施策の内容（社協）

- 一般の交通機関を利用することが困難な高齢者や身体障がい者に対し、リフト付きバスにより自宅と医療機関の送迎を行います。

⑨軽度生活支援事業の推進（村受託事業）

施策の内容（社協）

- 介護保険で自立または要支援と認定されたひとり暮らし高齢者等で、日常生活を営むのに支障のある高齢者に対し、ヘルパーを派遣し軽易な日常生活上の援助を行います。

4. 健康づくりの推進

[基本方針]

健康上の問題で日常生活が制限されることなく、いつまでもいきいきと自分らしく暮らしていけるよう、生涯にわたる健康づくりを推進する観点から、子どもから高齢者まで全てのライフステージで、それぞれの健康課題に対応した健康づくりを推進します。

村の取り組み

①健康への意識啓発

施策の内容	担当部署等
○村の広報誌や各世帯へのチラシ配布、防災無線、村SNS等で住民健診等、従来の受診勧奨に加え、AIを活用した未受診者対策(外部委託)に取り組みます。 ○役場ロビー及びその他住民が利用する施設等において、食育等のフードモデルやパネル展示等を行うとともに、健康ウォーク、いきいき健康フェスティバル等の開催を通して、健康づくりへの必要な知識の普及・意識啓発を図っていきます。	健康福祉課

②受診勧奨と保健指導の強化

施策の内容	担当部署等
○健診対象者に健診の必要性を説明しながら受診勧奨を行い、健診結果に基づいた必要な保健指導等を行います。特に働き盛り世代(壮年期)での受診率が課題であるため、この世代への受診勧奨や保健指導の開催方法等を検討します。 ○すべてのライフステージを通して、個人に合わせた生活習慣の改善や生活習慣病の予防に向けた保健指導等を行います。	健康福祉課

③個人の健康を支える環境づくり

施策の内容	担当部署等
○年2回、行政・医療機関・教育関連機関・各種団体等で構成される健康づくり推進協議会で、村民の健康状態や医療費等の現状報告、健康づくりに関する各種事業の討議などを行い、環境づくりを進めていきます。	健康福祉課

社協の取り組み

①健康づくりに関する啓発・広報の推進

施策の内容（社協）

- 健康で生き生きとして暮らしていけるように、行政と協力し、住民の健康意識の向上、健診受診や健康づくりを推進する啓発や情報提供を行います。

②ミニデイサービス等での健康づくりの充実

施策の内容（社協）

- 地域ミニデイサービスなど、生きがいや交流機会において健康づくりの機会を設け、住民の健康づくりの充実を図ります。

基本目標３ 誰一人取り残さない地域づくり

１．権利擁護・虐待等防止対策の推進

〔基本方針〕

認知症や障がい等で判断能力が十分ではない人の権利が侵害されことなく、その人らしく安心して暮らしていけるよう、権利擁護のための制度等の周知と制度利用のための支援を行います。また、障がい者の人権尊重と権利擁護を進めていくために、「障害者差別解消法」等に基づく差別解消等の考え方の普及を図ります。さらに、虐待及びDVに関して、早期発見及び適切な支援措置を講じるための取り組みを推進します。

村の取り組み

①権利擁護のための制度等の利用支援

施策の内容	担当部署等
○認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない人を保護し、その権利を守るために、財産管理や身上監護を本人に代わって行う成年後見制度について、パンフレットによる周知や相談過程において、必要に応じて周知を図ります。	健康福祉課
○成年後見制度の利用において、申立て人がいない場合や成年後見人等への報酬費の支払いが困難な場合等においては、「成年後見制度利用支援事業」により制度利用を支援します。	健康福祉課
○援助が、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭等の管理に限定される場合には、社会福祉協議会が窓口となって提供される「日常的金銭管理事業」及び「日常生活自立支援事業」等につながります。	健康福祉課
○住民に対し「障害者差別解消法」、「沖縄県共生社会条例」の趣旨等について周知を図るとともに、障がい者への差別解消のための「合理的配慮」について理解浸透を図ります。	健康福祉課 総務課

②成年後見制度利用の促進

施策の内容	担当部署等
○今後、身寄りのない高齢者や障がい者の増加、認知症高齢者の増加等による成年後見制度利用の利用拡大を見据え、「宜野座村成年後見制度利用促進計画」に基づいて利用できる体制の整備を図ります	健康福祉課

③虐待等防止についての周知・広報

施策の内容	担当部署等
○虐待及びDVの早期発見・早期支援を図るために、高齢者虐待防止推進月間、児童虐待防止推進月間、障害者週間、DV防止週間等において、広報誌等により地域への知識の普及啓発や通報窓口の周知を図ります。	健康福祉課 こどもみらい課

④虐待に対応する体制の整備充実

施策の内容	担当部署等
○児童虐待に対応する「要保護児童対策協議会」、高齢者の虐待に対応する「高齢者虐待防止ネットワーク」の他、迅速かつ的確に対応していけるよう警察や学校、福祉保健所、児童相談所、福祉施設及びその他関係機関、関係者等と密接な連携を図り、虐待への対応や虐待防止のための体制充実を図ります。	健康福祉課 こどもみらい課

社協の取り組み

①日常的金銭管理事業、緊急一時預かり事業の構築と推進

施策の内容（社協）
●認知症や知的障がい、精神障がい等の疑いがあり、判断能力に不安があるご本人や保護者、親族等の申し出及び契約にて、必要な福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの援助を行います。（日常的な金銭管理事業） ●虐待通報等を受けて「経済的虐待」と認定された際、一時的に社会福祉協議会が金銭管理を行い、悪質な親族などからの金銭引き出しを防ぐ措置をとります。（緊急一時預かり事業） ●また、必要に応じ日常生活自立支援事業や成年後見制度等、他の制度サービスの利用につながるよう、定期的な評価を行い円滑な移行を支援します。

②日常生活自立支援事業の推進（県社協受託事業）

施策の内容（社協）
●認知症や知的障がい、精神障がい等で判断能力が十分ではない人について、必要な福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの援助を行います。また、援助を行うために専門員や生活支援員の配置を継続します ●潜在的ニーズを掘り起こし、サービスの利用につながるよう、地域への事業の周知を図ります。

③成年後見制度利用促進計画との連携

施策の内容（社協）
●村の成年後見制度利用促進計画と連携し、成年後見を必要とする方（日常生活自立支援事業利用者での成年後見利用が望ましい方）が制度利用につながるよう、つなぎを行います。 ●村の方針を踏まえ、村内の法人後見、市民後見人の在り方や支援を検討し、法人後見を行う後見支援センター設置や外部有識者との連携を継続的に図るネットワーク構築に努めます。

2. 生活困窮者等自立支援の推進

〔基本方針〕

生活困窮の状況に陥った者が、地域社会から孤立することなく、日常生活を営み自立していけるよう、経済的な理由により、必要とする保健・福祉・医療・保育・教育等のサービスが受けられない、利用を差し控えるといったことがないよう、生活困窮世帯に配慮した支援を行うほか、子供の貧困対策に取り組みます。

村の取り組み

①生活保護制度の適正実施の推進

施策の内容	担当部署等
○生活保護世帯への経済的な支援を行い、生活の安定を図るために、県と連携した生活保護制度の適正な運用を推進します。	健康福祉課
○生活保護受給者の自立に向け、県のケースワーカーとの連携のもとで必要な相談支援を行います。	健康福祉課

②生活困窮者等への支援

施策の内容	担当部署等
○貧困の連鎖を防止するために、生活困窮者に対する自立に向けた相談支援、就労支援、生活支援等について、パーソナルサポートセンター等につなぐなど、自立のための必要な支援が提供されるよう努めます。	健康福祉課
○低所得世帯等に対し保健・福祉・医療等のサービス利用機会の確保が図られるよう、各種制度に基づく利用者負担の軽減や減免について周知を図り、安心して適正に利用できるよう支援します。	健康福祉課
○ひとり親家庭からの相談に対し、自立支援にかかる必要な情報の提供や自立を支援する専門機関及び関係団体等につなぎます。	健康福祉課

③就学援助費の支給推進

施策の内容	担当部署等
○経済的理由により就学困難な児童及び生徒の教育機会の格差解消を図り、義務教育の円滑な実施を図るために、生活保護法に規定する要保護者及び要保護者に準じる程度に困窮している保護者に対し、学用品費や給食費等を援助します。	学校教育課
○就学援助費については、各学校を通して全児童生徒へチラシの配布、村内各施設へ制度案内ポスターの掲示、健康福祉課及びこどもみらい課、民生委員・児童委員の協力を得ながら、引き続き周知強化を図ります。	学校教育課

④子ども支援員の活動推進

施策の内容	担当部署等
○子ども支援員は、教育委員会や各小中高校と連携して、貧困により支援を必要とする児童を把握し、必要な子については子どもの居場所の利用につなぎます。また、生活困窮世帯の相談に対応し、自立相談支援機関につなぐなどの支援を行います。	こどもみらい課 学校教育課 健康福祉課
○支援員と子どもの居場所のスタッフ、村の教育関係者、村の障がいの相談員等の児童にかかる関係者・関係機関と情報の共有や課題解決について連携を図ります。	こどもみらい課 学校教育課 健康福祉課

⑤子どもが安心して過ごせる居場所の運営支援

施策の内容	担当部署等
○貧困家庭の子どもを対象としたい場所を確保し、支援員等による食事支援、生活支援、学習支援、キャリア形成支援などを行い、貧困世帯の子どもの自立を支援します。また、拠点型の居場所について、事業所において登校支援等のケースワークを行った上で居場所の提供を引き続き行います。	こどもみらい課 学校教育課 健康福祉課
○利用ニーズを踏まえながら、居場所の拡充に向け取り組みます。	

社協の取り組み

①食糧支援の推進

施策の内容（社協）

- 食べ物に困っている人や生活に窮迫した相談者に対して、フードバンクによる食糧支援を行います。
- 食糧支援を必要とする方が増えているため、村内企業等へフードドライブの協力を依頼するなど提供する食糧の確保に努めます。

②法外援護の推進

施策の内容（社協）

- 現行の法制度では対応が困難で緊急に援助が必要な世帯に対し、法外援護費を支給・貸付を行います。

③募金運動の推進（再掲）

施策の内容（社協）

- （赤い羽根共同募金運動）生活困窮者や高齢者、障がい者、子どもたちなどを支援する様々な福祉活動団体の活動を支援するため、赤い羽根共同募金運動の周知及び募金の呼びかけを行います。
- （歳末たすけあい募金）支援を必要とする人たちがより良い新年を迎えることができるよう、「みんなでささえあうあったかい地域づくり」をスローガンに、区長や民生委員児童委員、行政と連携し、住民や職場への募金を呼びかけます。

④生活困窮世帯支援活動への協力

施策の内容（社協）

- 地域において住民やボランティア、団体等が行う生活困窮世帯への支援活動（食糧支援、清掃・草刈りボランティア、歳末たすけあい募金配分金支給等）について、要請に応じて必要な協力を行います。
- 行政や学校、子どもの居場所を運営する事業者及び子ども支援員等と連携し、子どもの貧困に関する地域の現状を把握するとともに、社協において、貧困世帯の子どもに対する支援方策を検討し、必要な取り組みを行います。
- ふれあい食堂を通じ、孤食の解消、栄養ある食事の提供、居場所の確保、地域コミュニティの再構築を図ります。また、食事提供に加え、宿題サポート等学習支援、遊び、地域交流、保護者の相談対応などから自立のための情報提供と専門機関、関係団体へのつなぎを行います。

⑤生活福祉資金の貸付の周知広報（県社協受託）

施策の内容（社協）

- 生活困窮世帯等の社会的・経済的自立と生活意欲の助長促進を目的に、生活困窮者自立支援制度に基づく相談支援機関との連携を図り、生活福祉資金の貸付を行います。

3. 困難な状況にある人への支援充実

[基本方針]

自殺対策、再犯防止対策、ひきこもり・不登校対策といった、困難さを抱える人への支援対策の充実を図ります。

村の取り組み

①自殺対策の推進

施策の内容	担当部署等
○一人ひとりのかけがえのない命が尊重され、命を大切にし、自殺に追い込まれることのない社会を実現するために自殺対策に取り組めます。	健康福祉課 こどもみらい課 学校教育課

②再犯防止対策の推進

施策の内容	担当部署等
○犯罪を犯した者の社会復帰を支え、地域で自立した生活を送れるように、関係機関と連携し、再犯防止対策を推進します。	総務課 健康福祉課

③ひきこもり、不登校対策の推進

施策の内容	担当部署等
○ひきこもり状態の方やその家族に対して、関係機関と連携して相談や必要な支援に取り組めます。	健康福祉課 こどもみらい課 学校教育課
○不登校対策として、村のスクールソーシャルワーカー（SSW）等を活用した支援、学校との協力による不登校児童生徒の把握と支援及び必要に応じて発達障害などの相談を行います。	学校教育課 こどもみらい課

社協の取り組み

①自殺予防対策の推進

施策の内容（社協）

- 自殺予防に関する啓発や情報提供を行うほか、相談窓口の周知に努めます。

②見守り活動による孤立防止の推進

施策の内容（社協）

- 民生委員・児童委員や関係機関と連携し、孤立を防ぐための見守り等を行うことで、自殺予防を図ります。

③再犯防止に関する理解と広報活動

施策の内容（社協）

- 再犯防止に関し、村の再犯防止対策と連携し、理解と広報啓発に協力します。

④ひきこもり・不登校対策への協力

施策の内容（社協）

- 村が実施するひきこもり対策や不登校対策と連携・協力し、地域全体で当事者・家族を支えるネットワークの構築を推進します。

基本目標4 快適で安心・安全に暮らせる地域づくり

1. 人にやさしい生活環境の整備

[基本方針]

年齢や障がいの有無等に関わりなく、誰もが社会の活動に参加し、社会の担い手としての役割を果たすことができる環境を整えていくために、公共の建物や道路等が安全かつ快適に利用できるバリアフリーを推進します。また、初めから障壁を生み出さないよう、ユニバーサルデザインの考え方の普及啓発を図ります。さらに、住まいは、生活の基盤であることから、高齢者、障がい者に配慮した、快適な住環境のため、改修等の支援について情報提供等を行います。

村の取り組み

①公共施設のバリアフリー推進

施策の内容	担当部署等
○新たに整備する公共施設について、引き続き「沖縄県福祉のまちづくり条例」等に基づく設置基準に従って、誰もが利用しやすいようバリアフリーを推進します。	関係各課
○既存の公共施設については、高齢者、障がい者をはじめ、誰もが快適に安全に利用できるよう、段差解消や身体障がい者用トイレ、手すりの設置等必要なバリアフリーの整備を進めます。	関係各課
○村道については、「村道に係る移動等の円滑化のために必要な道路構造に関する基準」を定めた村の条例に基づき整備を行います。	建設課

②ユニバーサルデザインの普及啓発

施策の内容	担当部署等
○より快適な地域の生活環境を整えるために、はじめからあらゆる方法で障壁を生み出させないようにデザインすることも大切であり、その観点からユニバーサルデザインの普及を図り、高齢者や障がい者に限らず、子どもや乳幼児を連れた親子など誰もが快適に利用できる施設・設備等の整備を進めます。	関係各課

③住まいに関する支援

施策の内容	担当部署等
○住環境・在宅生活の向上を図るために高齢者については、介護保険における住宅改修や福祉用具の利用促進を図るほか、有料老人ホームの情報提供を行います。	健康福祉課
○障がい者については、地域生活支援事業における日常生活用具給付等事業による自立生活支援用具や住宅改修費等の利用促進を図ります。	健康福祉課

社協の取り組み

①バリアフリー、ユニバーサルデザインの普及促進

施策の内容（社協）

- 障がい当事者等と村内施設訪問や見学を通し可能な範囲での合理的配慮を促します。定期的なイベントを通し当事者理解の啓発を行います。

②意思疎通支援の普及促進

施策の内容（社協）

- 行政、社協窓口をはじめ村内公的機関等へ筆談具、指差しパネル等の配置を促します。
- 手話奉仕員、要約筆記者養成講座の定期開催に向けて取り組みます。

2. 防犯対策の推進

〔基本方針〕

犯罪のない安全で安心して暮らせる地域を目指して、学校における防犯対策・防犯指導を進めるほか、警察や地域の関係機関、関係団体等と連携した、防犯に関する地域への情報提供や夜間パトロール等の活動支援、防犯灯の整備等に取り組みます。

村の取り組み

①子ども等への防犯対策の推進

施策の内容	担当部署等
○「こども 110 番の家」マップ等を活用し、学校や家庭での防犯思想の普及啓発を行います。	総務課
○小学校低学年の児童への防犯ブザーの配布、学校における不審者対策訓練、不審者からの声かけに対する対処法などの指導を行います。	学校教育課 社会教育課
○村内の各小中学校において、情報モラルや情報危機管理について必要な講習等を行います。	学校教育課
○青少年が事件・事故に巻き込まれないよう、「少年を守る日」として村内各学校の教諭、PTA、父兄及び村青少年健全育成協議会役員等による夜間パトロールを実施します。	学校教育課 社会教育課

②防犯設備の整備推進

施策の内容	担当部署等
○夜間における犯罪を抑制するため、各区と連携し、防犯灯の計画的な整備、修繕を進めます。	総務課

③地域防犯対策の推進

施策の内容	担当部署等
○各区長や村駐在警察官等と連携し、毎月防犯パトロールを実施します。	総務課
○沖縄県や警察等の関係機関と連携し、犯罪や消費者被害、詐欺被害に関する情報を把握し、防災無線や村公式LINE等により、被害防止の方法を含めた地域への情報発信を強化します。	総務課
○住民等の異変等の情報を村に提供してもらえるよう、日本郵便及び村建設業者会との「地域における協力に関する協定」を継続します。	総務課

④通報システムの普及推進

施策の内容	担当部署等
○耳や言葉が不自由な方への事件・事故に関する通報について、消防と連携し、「Net119 番緊急通報システム」の周知と活用の普及を図ります。	健康福祉課

社協の取り組み

①子どもを守るネットワークづくり

施策の内容（社協）
●老人クラブ連合会を中心に子どもの登下校時を見守るパトロール活動を実施し、各区、各校、学校教育課、こどもみらい課との連携を密にし、支援を通して子どもを見守るネットワークづくりを推進します。
●各区の朝作業等への積極的な参加を促し、住民同士の顔の見える関係構築に取り組みます。

②消費者被害への対応の充実

施策の内容（社協）
●社協だよりやミニデイサービス等における周知・広報により、悪徳商法や特殊詐欺等についての住民への注意喚起を行います。また、消費者相談等と連携し、被害の問題解決に取り組みます。
●相談員の専門的知識を深めるため、研修等の実施・研修参加などにより、消費者被害に関する対応力の強化を図ります。

3. 防災対策の推進

[基本方針]

災害から住民の生命、身体及び財産を守るため、住民の防災意識の向上を図るとともに、災害に強いまちづくりを推進します。また、災害時において、適切な判断や迅速な避難等が困難な高齢者や障がい者等の避難行動要支援者について、地域住民や関係機関・団体等が連携した、避難支援体制の充実に取り組みます。

村の取り組み

①防災対策の推進

施策の内容	担当部署等
○防災避難マップ等活用し、住民への防災知識の普及啓発を図り、防災意識の向上を図ります。	総務課
○災害に関する情報は、防災無線、村のHPや公式LINE、SNS等の情報提供ツールを活用し、迅速な情報発信に取り組みます。	総務課
○行政職員への防災訓練の実施や自主防災組織や防災士と連携した防災訓練、住民が参加した防災訓練を行います。また、自主防災組織の立ち上げを支援するとともに、防災組織の育成に取り組みます。	総務課
○気象庁等からの情報に基づく避難勧告の発令を行います。また、災害危険箇所について必要な防災対策を講じるほか、避難標識の設置等を進めます。	総務課
○各避難所に設置している防災備蓄倉庫の点検を行うとともに、必要な生活関連物資や資材、機器等を揃えるなど、避難者の生活に配慮した環境整備に取り組みます。	総務課
○学校における防災教育(避難訓練、教育指導、児童生徒への安全指導)、学校施設の安全点検、防災食の備蓄などに取り組みます。	学校教育課

②災害時避難行動要支援者への支援体制の充実

施策の内容	担当部署等
○災害時避難行動要支援者名簿の登録情報の更新について、必要な情報を得るため高齢者、障がい者、妊産婦等の関係機関及び民生委員をはじめとする地域の団体並びに本人、家族等の協力体制を構築し、更新が円滑に進むよう取り組みます。また、新規支援者の抽出に取り組みます。	健康福祉課 こどもみらい課
○避難行動要支援者の避難支援等が円滑に実施できるよう、個別避難計画の作成を進めるとともに、関係者等と連携を図っていきます。	健康福祉課
○台風接近時には、社会福祉協議会と連携し、避難が必要な方に連絡等を行います。	健康福祉課

③火災警報器の設置推進

施策の内容	担当部署等
○火災警報器(煙感知器)が未設置の世帯(65歳以上の世帯)に対し、設置が進むよう消防、社会福祉協議会、民生委員と連携します。	健康福祉課

④感染症の拡大防止対策

施策の内容	担当部署等
○安心して必要な方が必要なサービスを利用できること、住民の社会活動等の活性化を進めるために、マスクの着用、手洗い・手指の消毒、3密(密閉、密集、密接)の回避など、国や県からの指導・助言等に基づく感染予防対策を徹底します。	健康福祉課

社協の取り組み

①災害接近時の避難行動要支援者の避難支援の推進

施策の内容(社協)
●台風等災害接近時の直前に、行政や民生委員・児童委員等と連携し、避難行動要支援者のいる世帯を回り、状況確認や避難の呼びかけ等を行います。 ●行政からの避難行動要支援者の避難支援に関し、地域との連携体制の構築や避難支援の個別計画の作成や更新協力等の要請に対し、必要な協力・支援を行います。

②福祉避難所の管理運営の充実

施策の内容(社協)
●福祉避難所に看護師や介護士等の専門職を配置し、避難者の介護や食糧支援等を行います。また、緊急保護等一時的に避難が必要な方の利用にも対応していきます。 ●専門職の常時配置が行えるよう、平時から村内関係機関・事業所等との連携を図ります。 ●福祉避難所として必要な設備や備蓄品等について、整備していけるよう行政との連携を図ります。 ●福祉避難所の設備や避難所における要支援者への対応等について、社協だよりやホームページ、チラシ等により地域への周知を図ります。

③要支援者への防災意識の啓発推進

施策の内容(社協)
●要支援者に対し、防災意識を高めるよう働きかけます。また、地域の防災訓練や避難訓練等への参加を促します。

第4章 自殺対策計画

【第4章 自殺対策計画】

1. 計画の策定にあたって

我が国の自殺者数は、平成10年以降毎年3万人を超える状況が続いていたことを受け、平成18年10月に「自殺対策基本法」が施行されました。それ以降「個人の問題」と認識されがちであった自殺は、広く「社会の問題」と認識されるようになりました。しかし、平成22年以降、自殺者数は減少しているものの、いまだに2万人を超えており、自殺死亡率は主要先進7か国で最も高い水準となっています。また、近年では、女性や子ども・若者の自殺者の増加がみられ、懸念されるところとなっております。

我が国においては、平成28年に「自殺対策基本法」が改正され、都道府県及び市町村に「自殺対策計画計画」の策定が義務付けられたほか、平成29年7月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」では、令和8年までの数値目標を掲げ、取組の強化推進が示されています。

このような自殺に関する現状や動向を踏まえ、本村では、令和3年3月策定の「第三次宜野座村地域福祉計画」において、「自殺対策計画」を盛り込んで策定しました。この度の地域福祉計画見直しに合わせ、自殺対策についても「第2期宜野座村自殺対策計画」として、これまでの取組の点検を行いながら、新たな計画を策定しました。

自殺総合対策推進大綱

【基本理念】

誰も自殺に追い込まれない社会の実現を目指す。

【基本方針】

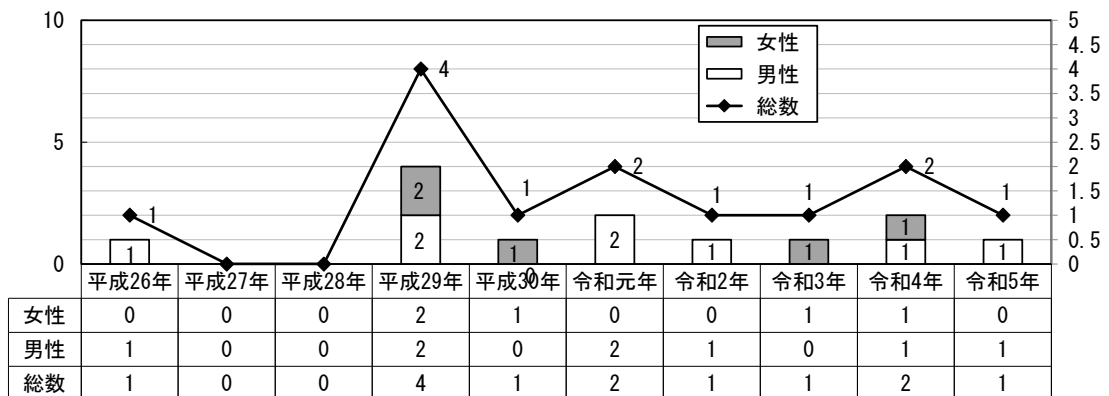
1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

2. 自殺に係る現状

(1)自殺死亡者数

本村の自殺者数は、平成29年は4人となっていますが、その他の年度は0～2人で推移しています。令和元年以降では0人の年度はなく、各年度とも1人か2人で推移しています。

宜野座村の自殺死亡者数の推移（単位：人）

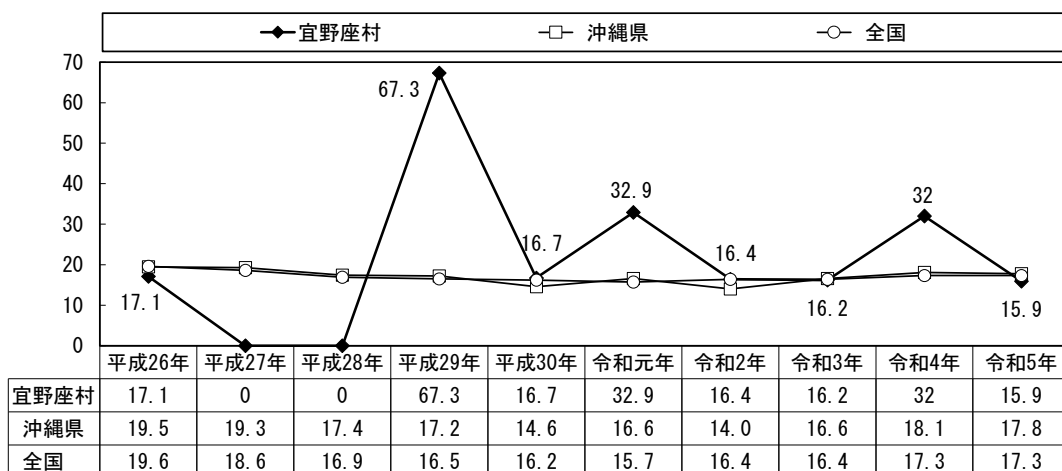


資料：地域自殺実態プロファイル 2024 より

(2)自殺死亡率

自殺死亡率をみると、本村は年度による増減が大きく、全国や沖縄県が16.0程度で推移しているのに対し、大幅に上回っている年度も見受けられます。16.0前後の年度もあり、平均すると21.45と、全国や沖縄県より高くなっています。

自殺死亡率の推移（人口10万人対）



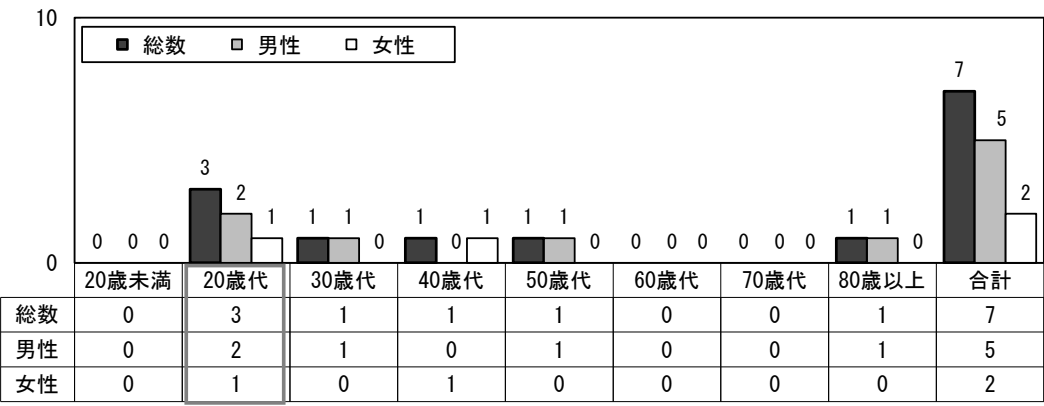
資料：地域自殺実態プロファイル 2024 より

自殺死亡率：人口10万人当たりの死亡率（自殺死亡者数／人口×100,000）

(3)年齢別自殺者数（令和元年度～5年度）

令和元年度から令和5年度の5年間の年齢別自殺者数をみると、20代での自殺がほかの年代よりも多くなっています。

令和元年度から令和5年度の宜野座村年齢別自殺数（単位：人）



資料：地域自殺実態プロファイル 2024 より

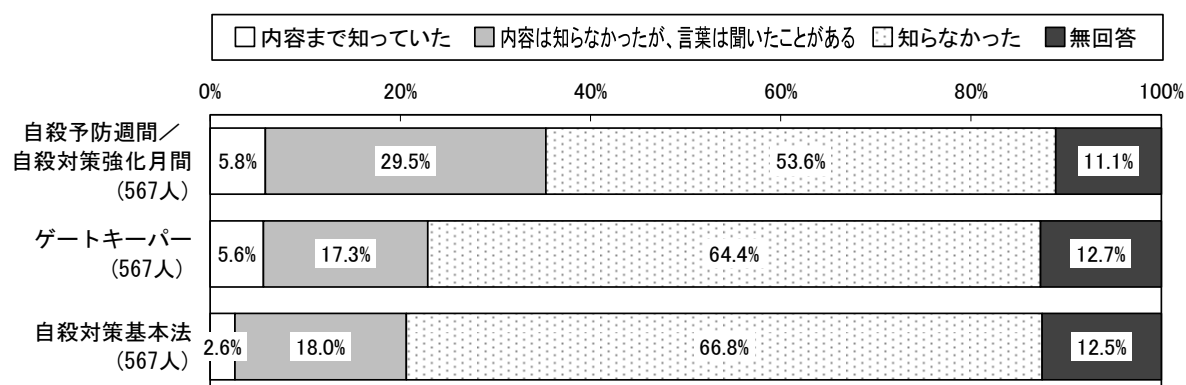
(4) アンケート調査からみる自殺にかかる状況

① 自殺対策に関する周知状況

自殺対策に関して、「自殺予防週間／自殺対策強化月間」、「ゲートキーパー（自殺のサインに気づき、適切な対応を取れる人）」、「自殺対策基本法」の3つの項目の周知状況については、いずれも「知らなかった」の比率が最も高く、「自殺対策基本法」で66.8%、「ゲートキーパー」で64.4%、「自殺予防週間／自殺対策強化月間」で53.6%となっています。

前回調査と比べると、いずれの対策も前回とほぼ同程度の比率となっています。

自殺対策に関する周知状況



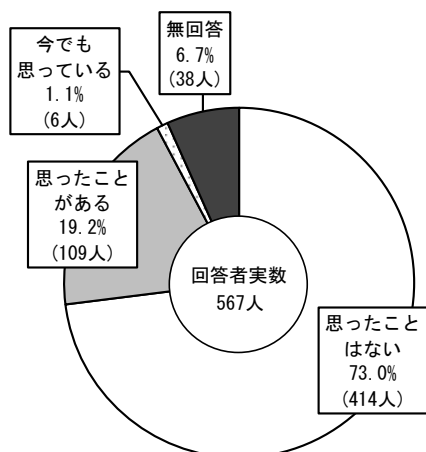
R 2 年調査	自殺予防週間／自殺対策強化月間	ゲートキーパー	自殺対策基本法
内容まで知っていた	4.3% (21人)	4.7% (23人)	2.5% (12人)
内容は知らなかったが、言葉は聞いたことがある	27.4% (133人)	15.8% (77人)	15.2% (74人)
知らなかった	57.0% (277人)	66.5% (323人)	70.2% (341人)
無回答	11.3% (55人)	13.0% (63人)	12.1% (59人)
回答者実数	486人	486人	486人

②自殺したいと思ったこと

これまでの人生のなかで、本気で自殺したいと思ったことがあるかについては、「思ったことがある」が19.2%、「今でも思っている」が1.1%で合わせると20.3%となっています。

前回調査と比べると、「思ったことがある」と「今でも思っている」を合わせた割合は3.4ポイント高くなっていますが、「思ったことはない」割合も3.5ポイント高くなっています。

自殺したいと思ったこと

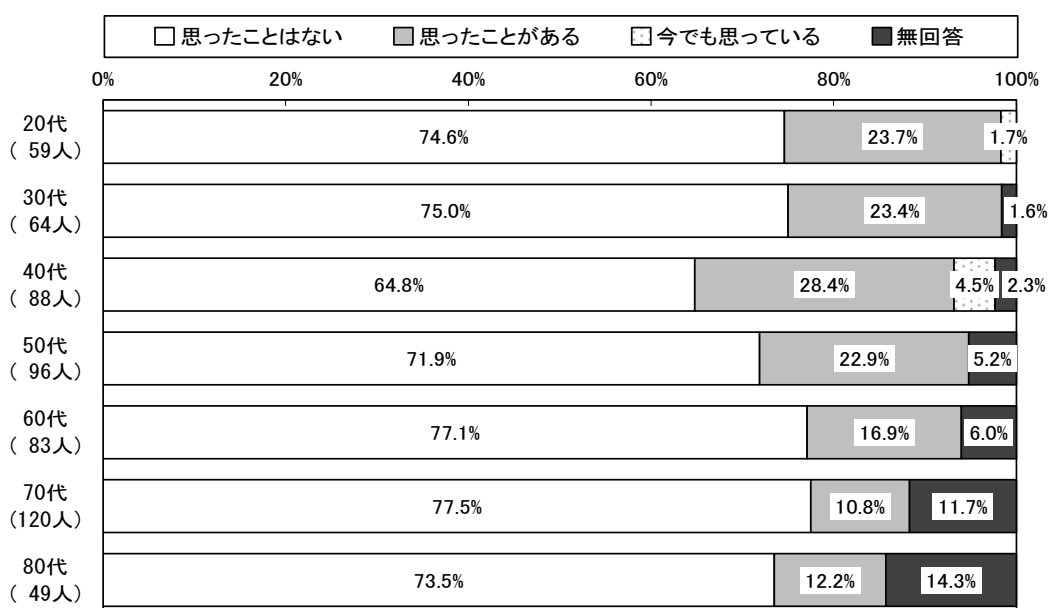


R 2年調査	
思ったことはない	69.5% (338人)
思ったことがある	16.5% (80人)
今でも思っている	0.4% (2人)
無回答	13.6% (66人)
回答者実数	486人

年代別にみると、「思ったことがある」は、「20代」から「50代」が20%台と高く、中でも「40代」が28.4%と最も高くなっています。また、自殺したいと「今でも思っている」の回答も「40代」が最も高く、4.5%(4人)となっています。

一方、「無回答」が「70代」で11.7%、「80代」で14.3%と比較的高くなっていますが、この年代では自殺を本気で考えてはいないかもしれないが、問いかけ自体が本人にとって重かった(思いだしたくなかった)ことも考えられます。

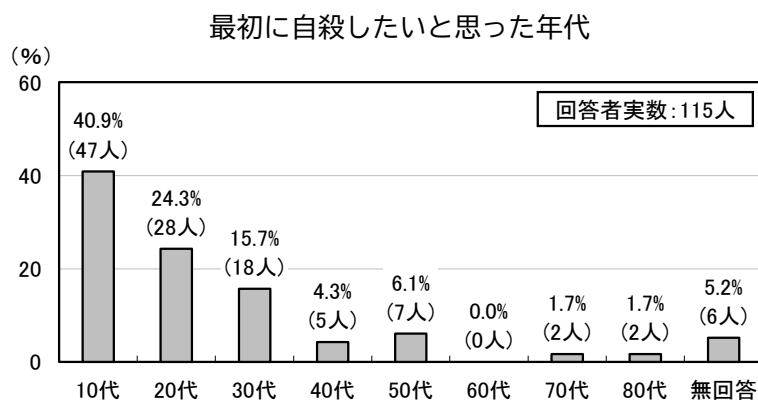
自殺したいと思ったこと（年代別）



③最初に自殺したいと思った年代

これまでの人生のなかで、本気で自殺したいと「思ったことがある」または「今でも思っている」と答えた方が、最初に自殺したいと思った年代については、「10代」が40.9%と最も高く、次に「20代」が24.3%、「30代」が15.7%で、「10代」から「30代」で全体の80.9%を占めます。

前回調査と比べると、「10代」から「30代」を合わせた割合は6.5ポイント高くなっています。

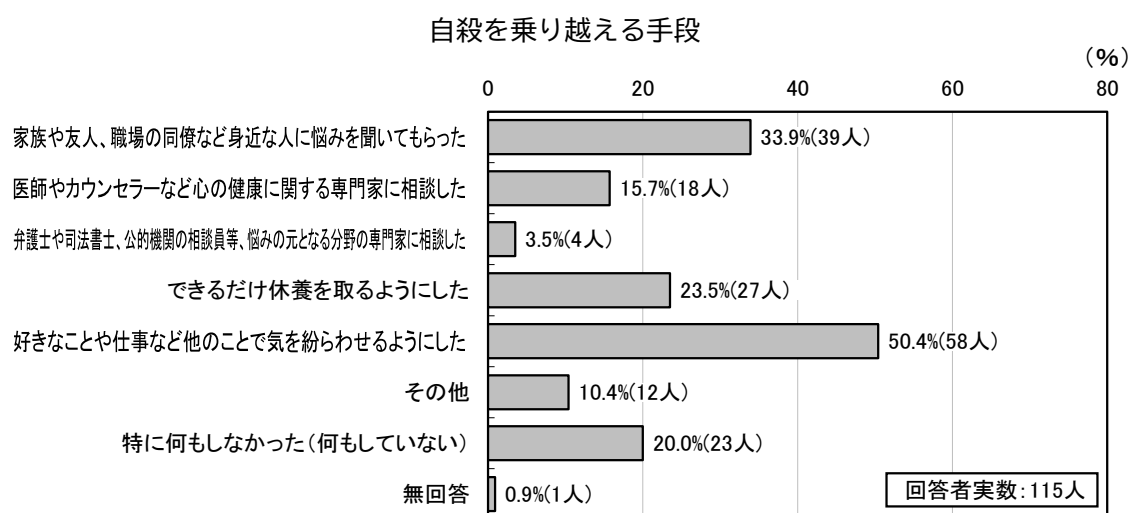


R 2年調査	
10代	35.4% (29人)
20代	18.3% (15人)
30代	20.7% (17人)
40代	9.8% (8人)
50代	3.7% (3人)
60代	4.9% (4人)
70代	0.0% (0人)
80代	1.2% (1人)
無回答	6.1% (5人)
回答者実数	82人

④自殺を乗り越える手段（複数回答）

これまでの人生のなかで、本気で自殺したいと「思ったことがある」または「今でも思っている」と答えた方の、自殺を乗り越えた(乗り越えようとしている)手段については、「好きなことや仕事など他のことで気を紛らわせるようにした」が 50.4%と最も高く、次に「家族や友人、職場の同僚など身近な人に悩みを聞いてもらった」が 33.9%、「できるだけ休養を取るようにした」が 23.5%となっています。一方、「特に何もしなかった(何もしていない)」が 20.0%となっています。

前回調査と比べると、「医師やカウンセラーなど心の健康に関する専門家に相談した」は、前は 2.4%と低率でしたが、15.7%と 8.4 ポイント高くなっています。また、「できるだけ休養を取るようにした」、「好きなことや仕事など他のことで気を紛らわせるようにした」もそれぞれ 7.6 ポイント、5.3 ポイント高くなっています。



R 2年調査	
家族や友人、職場の同僚など身近な人に悩みを聞いてもらった	37.8% (31人)
医師やカウンセラーなど心の健康に関する専門家に相談した	7.3% (6人)
弁護士や司法書士、公的機関の相談員等、悩みの元となる分野の専門家に相談した	2.4% (2人)
できるだけ休養を取るようにした	15.9% (13人)
好きなことや仕事など他のことで気を紛らわせるようにした	45.1% (37人)
その他	7.3% (6人)
特に何もしなかった(何もしていない)	22.0% (18人)
無回答	1.2% (1人)
回答者実数	82人

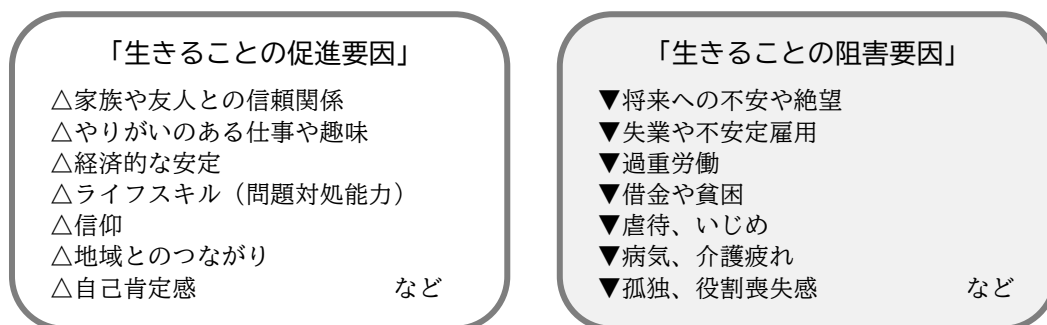
3. 計画の基本的な考え方

「自殺総合対策推進大綱」では、自殺はその多くは追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるとの基本認識のもと、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開するものと示されています。

また、本計画の基本方針として、「第2次沖縄県自殺総合対策行動計画」で掲げる、以下の5つの基本方針に基づく取り組みを推進します。

(1) 生きることの包括的な支援

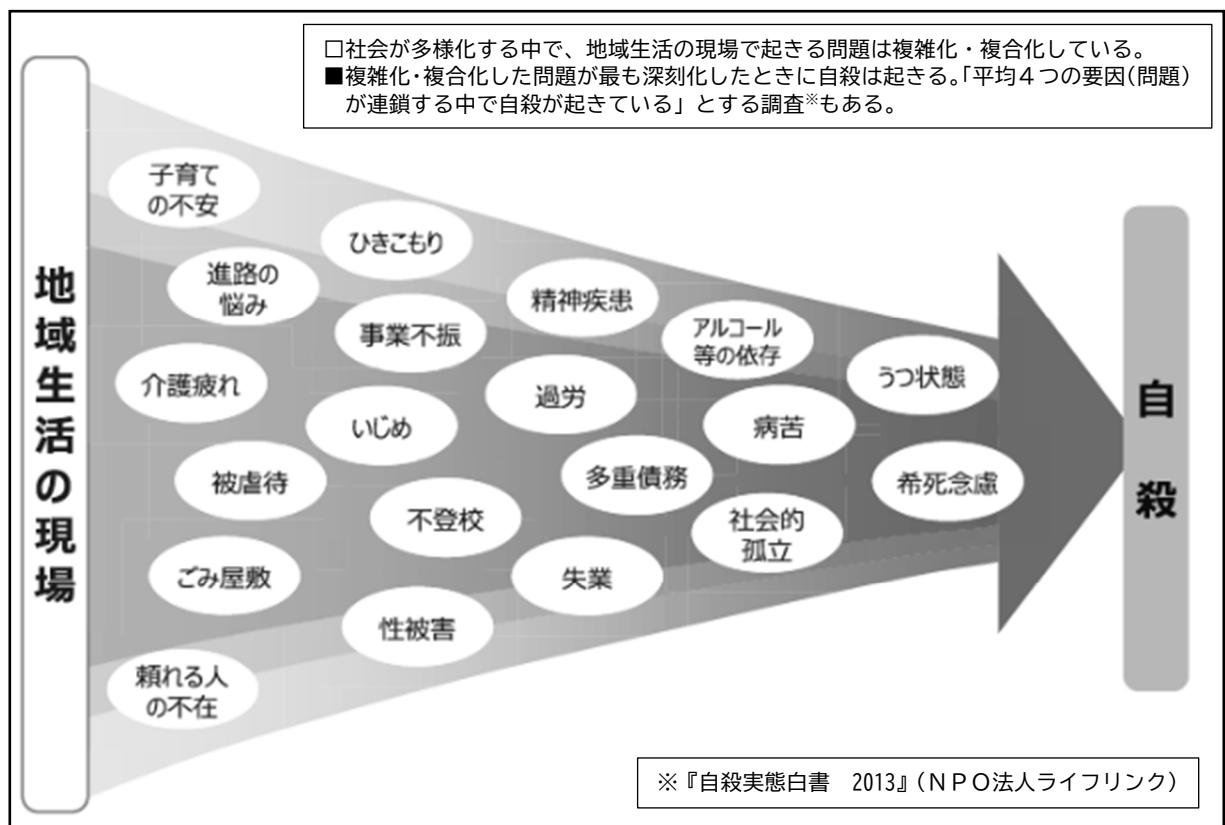
自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で、生きることの包括的な支援として推進します。



参考：NPO法人ライフリンク資料

(2) 関連施策との有機的な連携

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するために、様々な分野の施策、人々や組織等との連携を図ります。



(3)対応の段階に応じた対策

事前対応・自殺発生の危機対応・事後対応等の段階に応じた施策を推進していきます。

また、事前対応の更に前段階での取組として、学校において、命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいかの具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に、つらいときや苦しいときには助けを求めてもよいということを学ぶ教育(SOSの出し方に関する教育)を推進します。

(4)実践と啓発を両輪とする対策

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行います。

(5)役割の明確化と連携・協働

「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」のためには、国、県、市町村、関係団体、民間団体、企業、県民等が連携・協働して自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築する取組を推進します。

4. 自殺対策の具体的施策

国が定める「地域自殺対策パッケージ」において、全ての市町村が取り組むべきとされている5つの基本施策と比較的自殺者の多かった「こども・若者に対する支援」を重点施策として推進します。

(1)地域におけるネットワークの強化

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、行政だけではなく、地域の関係団体、企業、地域住民等多様な主体が連携・協働して自殺対策を推進することが必要です。また、自殺対策においては、保健や医療、福祉、教育、労働、子育て支援、地域づくり、高齢者の生きがいづくりなど、様々な分野の活動が連携し、自殺につながるリスクの早期発見や支援につなげる取り組みを推進します。

①相談窓口における自殺リスク発見機能の充実

施策の内容	担当部署等		
○村の各種相談業務や相談窓口での対応を行う中で相談者の自殺リスクの発見とリスクに対する必要な支援につなぐ取り組みを行います。 ○相談業務を担う人材が、自殺対策の視点を持って業務を行うことができるよう、研修等を通じて自殺に関する知識や対応スキルの向上に取り組みます。 〔村の相談窓口〕 <table border="1"> <tr> <td> ・地域包括支援センター ・障害者相談支援事業 ・利用者支援事業（子ども・子育て） ・健康相談 ・スクールカウンセラー ・就学支援 ・生活支援コーディネーター ・認知症地域支援推進員 ・民生委員・児童委員 </td><td> ・税務相談 ・消費相談 ・人材サポートセンター ・人権相談 ・法律相談 ・社会福祉協議会相談窓口 ・子育て支援センター ・子どもの居場所 ・子ども貧困対策支援員 </td></tr> </table> 等	・地域包括支援センター ・障害者相談支援事業 ・利用者支援事業（子ども・子育て） ・健康相談 ・スクールカウンセラー ・就学支援 ・生活支援コーディネーター ・認知症地域支援推進員 ・民生委員・児童委員	・税務相談 ・消費相談 ・人材サポートセンター ・人権相談 ・法律相談 ・社会福祉協議会相談窓口 ・子育て支援センター ・子どもの居場所 ・子ども貧困対策支援員	関係各課
・地域包括支援センター ・障害者相談支援事業 ・利用者支援事業（子ども・子育て） ・健康相談 ・スクールカウンセラー ・就学支援 ・生活支援コーディネーター ・認知症地域支援推進員 ・民生委員・児童委員	・税務相談 ・消費相談 ・人材サポートセンター ・人権相談 ・法律相談 ・社会福祉協議会相談窓口 ・子育て支援センター ・子どもの居場所 ・子ども貧困対策支援員		

②業務を通じた自殺リスク発見機能の充実

施策の内容	担当部署等
○村民税、国民健康保険税などの徴収業務や自宅訪問のある業務及び各種申請等の業務を通じて、自殺につながるリスクを発見し、関係機関や必要な支援につなぐ取り組みを行います。 ○納税が滞っている住民に対しては、納付相談や滞納処分の執行停止制度等の周知を図ります。	関係各課

③地域ネットワークの充実

施策の内容	担当部署等
○各区・自治会や民生委員・児童委員、社会福祉協議会、老人クラブ、婦人会、青年会等、地域の多様な関係団体及び地域住民等と自殺対策の視点を含めたネットワークの強化を図り、地域の中で自殺リスク者を見逃さない取り組みを進めます。 ○地域ネットワークにより地域の関係団体や住民等と連携し、個別の生活課題に応じた支援に取り組みます。	健康福祉課 こどもみらい課 学校教育課

④関係機関との連携と情報共有

施策の内容	担当部署等
○地域ケア会議、障がい者自立支援協議、要保護児童対策地域協議会等において、行政と各種専門機関等が連携を図り、地域課題を共有するとともに自殺対策を視野に入れながら課題解決に向けた取り組みを推進します。	健康福祉課 こどもみらい課 学校教育課

⑤自殺対策連絡会議(仮称)の開催

施策の内容	担当部署等
○保健・福祉・医療・教育・労働等の関係機関及び村の関係部署による連絡会議を開催し、「誰も自殺に追い込まれない社会」の実現を目指した総合的な自殺対策について協議し、その推進を図ります。	健康福祉課 こどもみらい課 学校教育課 観光商工課

(2)自殺対策を支える人材の育成

自殺対策を推進するためには、様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対し、早い段階での「気づき」が重要です。そのためには、医療等の専門家だけではなく、行政職員や教職員及び地域で様々な活動をしている住民誰もが、早期の「気づき」が行えるよう人材の育成が重要となります。そのため、ゲートキーパー※の養成を推進し、自殺リスクを抱えている人に寄り添いながら、地域の関係機関や専門家と連携し支援が行える人材育成を進めます。

①ゲートキーパー養成研修の推進（村職員対象）

施策の内容	担当部署等
○村職員がゲートキーパーの役割を担うことで、業務を行う中で自殺リスクを早期に発見し、適切な支援につないでいけるよう、職員へのゲートキーパー養成研修を受ける環境づくりに取り組みます。	総務課 健康福祉課

②ゲートキーパー養成研修の推進（村職員以外の関係者対象）

施策の内容	担当部署等
○村内の保健、福祉、医療、介護、労働、生活、教育等さまざまな分野に携わる関係機関・関係者がゲートキーパーの役割を担うことで、自殺リスク者に対する支援の輪が広がるよう、関係者へのゲートキーパー養成研修を受ける環境づくりに取り組みます。	健康福祉課 こどもみらい課 学校教育課 観光商工課

③ゲートキーパー養成研修の推進（地域を対象）

施策の内容	担当部署等
○地域住民等(各区・自治会、老人会、婦人会等含む)が、心の健康に対する理解や自殺予防のための正しい知識を深めることで、自殺リスクに気づくとともに、関係機関や関係者と連携した支援につながるよう、地域住民等へのゲートキーパー養成研修を受ける環境づくりに取り組みます。	健康福祉課 社会教育課

④教職員への研修の充実

施策の内容	担当部署等
○幼稚園児や児童生徒の問題行動の未然防止を含めた健全育成のための研修等の充実を図り、いじめや虐待、性的マイノリティなど悩みを抱える子どもからのSOSを早期に発見し、校内関係者及び家庭や関係機関等と連携しながら、適切に対応していけるよう取り組みます。	こどもみらい課 学校教育課 健康福祉課
○また、保護者、子どもとの関わりの中で家庭における不適切な養育環境の把握に取り組みます。	

※ゲートキーパー：「ゲートキーパー」とは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。

(3)住民への啓発と周知

自殺に追い込まれることは「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。こうした心情や背景への理解を深めると同時に、危機に陥った場合は誰かに助けを求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識になるように、積極的に普及・啓発を行う必要があります。自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、命や暮らしの危機に陥った場合は助けを求められる社会認識を醸成するとともに、自分の周りに自殺リスクを抱えている人がいるかもしれないということに対する認識を持ってもらえるよう、啓発に取り組みます。

①自殺予防週間等における普及啓発

施策の内容	担当部署等
○自殺予防週間(9月10日～16日)、自殺対策強化月間(3月)においてポスターの掲示、チラシ・パンフレット配布及び広報誌やホームページに関連する記事を掲載するなどにより、住民への自殺についての正しい知識の普及啓発に取り組みます。	健康福祉課 学校教育課

②相談窓口の周知と利用促進

施策の内容	担当部署等
○広報誌やHP、パンフレット、講話、展示会等により、いじめや多重債務、失職、ハラスメント、介護疲れなど自殺につながる様々な事柄について住民理解を深めます。また、そうした事柄を一人で抱えることなく、相談することの大切さについて意識啓発に努めるとともに、関係する各分野の相談窓口の周知と利用促進に取り組みます。	健康福祉課 こどもみらい課 学校教育課 観光商工課

③精神疾患等に対する正しい知識の普及啓発

施策の内容	担当部署等
○自殺との関連性が強いとされるうつ病等の精神疾患と睡眠、休養、ストレス解消法など心の健康づくりについて、住民への正しい知識の普及啓発を図り、自殺に追い込まれることがない地域づくりに向けた意識啓発を行います。	健康福祉課 こどもみらい課 学校教育課

(4)生きるための支援(生きることの促進要因への支援)

自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らすことに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組が求められます。自殺リスクにつながる様々な困難を抱えている人に対して支援を行うとともに、「居場所づくり」等の生きがいや楽しさを感じられる場の創出など、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを進めます。

①高齢者への支援

施策の内容	担当部署等
○介護予防事業や地域のミニデイサービスなどの通いの場への参加を支援し、高齢者同士の交流や地域との交流を図るなどにより高齢者の心と体の健康づくりを推進します。 ○老人クラブの活動や世代間交流、運動・スポーツ活動、就労等を通じて楽しみや生きがいを持って暮らしていけるよう支援します。 ○緊急通報システムや配食サービス、外出支援等の在宅福祉サービスを提供することで、安心して暮らしていける環境作りを進めます。 ○地域包括支援センターの総合相談支援などを通じて、高齢者の多様な生活課題に対する支援につなげるとともに、権利擁護や虐待防止などの取り組みにより、安心して暮らせる環境づくりを進めます。	健康福祉課

②障がい者等への支援

施策の内容	担当部署等
○障がいへの理解を深める取り組みを行うとともに、障がい者・児への合理的配慮の提供について普及啓発を図り、共に暮らせる環境づくりを進めます。 ○障害者相談支援事業等を通して、障がい者・障がい児にかかる各般の課題に対し、日常生活や社会生活の自立に資するよう支援します。 ○生きがいを持って豊かな生活が送れるよう、働く意欲のある障がい者について一般就労や福祉的就労を支援し、自立生活と社会参加を図ります。 ○また、スポーツ活動やレクリエーション活動の振興及び地域活動支援センターなどの日中活動の場の提供を進めます。 ○日常における生活のしづらさを軽減し、安心して暮らせるよう、障害福祉サービスや地域生活支援事業の提供、医療費や手当等の経済的支援等を提供します。	健康福祉課 観光商工課 社会教育課

③家族等介護者への支援

施策の内容	担当部署等
○障がい者や高齢者を介護する家族等が、介護疲れから自殺リスクを抱えることがないように、家族介護者への声かけや相談を受け、必要な情報の提供や介護等サービスの利用支援を行うとともに、身体的・精神的にリフレッシュできる機会の提供に取り組めます。 ○高齢者の介護においては、オムツ代助成や家族介護手当等の経済的な支援のほか、配食サービスなど介護保険外の福祉サービスを提供し、介護の負担軽減を支援します。 ○認知症高齢者を介護する家族等が、周りの目を気にせず暮らしていけるよう、認知症に関する地域への理解啓発や認知症サポーターの養成を行うとともに、地域で認知症の人やその家族を支える認知症地域支援推進員及び認知症初期集中支援チームの周知と活用を促します。 ○発達障がい等に関する地域への正しい知識の普及啓発を図るとともに、療育・保育や特別支援教育の充実、医療的ケア児への支援体制の充実、並びに放課後デイサービス等の必要なサービスを確保するなどにより、保護者や障がいのある子が抱える悩みや不安感の軽減につながる取り組みを推進します。 ○障がい者・障がい児の介護についても、自立支援医療費や補装具費の支給及び日常生活用具の総給付、移動支援事業、医療的ケア児等コーディネーターの配置などによる介護等への支援を行います。	健康福祉課 こどもみらい課 学校教育課

④妊産婦及び子育て家庭への支援

施策の内容	担当部署等
○妊産婦や新生児について、保健師等による相談・指導や育児に関する情報の提供等により、出産・育児にかかる不安の軽減に取り組めます。特に妊婦の健康管理に不安がある、支援者がいない、経済面や子育てに不安のあるハイリスク妊婦や産後うつへの早期支援を行います。 ○発育・発達や育児に不安のある保護者について、発達の状態を把握するとともに、発達に関する相談支援や子育てに関する助言・指導等を行い、保護者の不安軽減を図ります。 ○育児相談や親同士の交流を図るなどにより、育児の孤立化や育児不安の解消に取り組めます。 ○子育て家庭が安心して子育てができるよう、教育・保育施設の適正確保を進めるとともに、一時預かりやファミリーサポートセンター等の子ども・子育て支援事業を推進します。 ○ひとり親家庭への経済的な支援のほか、孤立することがないように、村の母子寡婦福祉会を案内するなど必要な支援につなぎます。また、経済的な自立を支援するために関係機関と連携した就業支援等を行います。	こどもみらい課 健康福祉課 観光商工課

⑤働く人への支援

施策の内容	担当部署等
○働く人が仕事によるメンタルの不調の防止、早期の気づきと早期の対応につながるよう、広報誌やチラシ、パネル展示等によるメンタルヘルスに関する理解・啓発を進めます。 ○各種健康診査の結果説明や健康相談等において、仕事によるメンタル不調のリスクを発見し、適切な支援につなぎます。	健康福祉課 観光商工課

⑥生活困窮者・無職者への支援

施策の内容	担当部署等
○生活困窮者からの相談に応じて、生活困窮者の自立を支援する専門機関及び関係団体等につなぐとともに、自殺リスクの状況に応じて連携した支援を行います。 ○現在の収入が最低生活費に満たない家庭に対し、生活保護制度等の各種給付制度の適正支給につなぐとともに、必要に応じて自立に向けて専門機関の相談支援につなぎます。 ○ひとり親家庭からの相談に対し、自立支援にかかる必要な情報の提供や自立を支援する専門機関及び関係団体等につなぎます。 ○村民税、国民健康保険税などの滞納者に対する徴収や納付相談にあたり、経済的な問題やその他の問題がある場合は、状況に応じた減免等の処置につなぎます。	健康福祉課 観光商工課 村民生活課 建設課 上下水道課 こどもみらい課 学校教育課

⑦その他の悩みを抱える人への支援

施策の内容	担当部署等
○性的マイノリティ※の方からの生活する上での差別や偏見、困難や悩みの相談があった場合は、専門の相談窓口やサポート団体等につなぎます。 ○自殺未遂者に対しては、関係機関と連携した相談支援を行い、生きることの阻害要因の減少に取り組めます。 ○自殺により遺された家族等のこころのケアを図るために、相談支援の窓口や自死遺族の自助グループなどの情報を提供することで、遺された家族等の孤立化の防止や精神的な支援となり得るようにします。	総務課 健康福祉課 学校教育課

※性的マイノリティ：性的マイノリティとは、同性が好きの人や、自分の性に違和感を覚える人、または性同一性障害などの人々のことをいいます。「セクシュアルマイノリティ」、「性的少数者」ともいいます。

性的マイノリティの方は、人口の 3～5%いるといわれています。これは学校の 1 クラスに例えると、1～2 人の割合になります。

最近では、以下の頭文字をとって、「L G B T」とも呼ばれています。

L（レズビアン）：女性の同性愛者

G（ゲイ）：男性の同性愛者

B（バイセクシュアル）：両性愛者

T（トランスジェンダー）：生まれたときの法的・社会的性別とは違う性別で生きる人、生きたいと望む人

(5)子ども・若者に対する取り組み

子ども・若者が命の大切さを実感できる教育に加え、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身につけるための教育（ＳＯＳの出し方に関する教育）、こころの健康の保持に係る教育を推進し、子ども・若者の生きることの促進因子を増やすことを通じた、自殺対策に資する教育の実施に向けた環境づくりを進めます。

①児童生徒への相談支援及び教育（ＳＯＳの出し方に関する教育）

施策の内容	担当部署等
○児童生徒が様々な困難やストレスに直面したときに、助けの声をあげることができるよう、道徳などの時間を利用して、「ＳＯＳの出し方」や「いのちの大切さ」を学ぶなど、こころの健康につながる教育を進めます。 ○保護者や児童生徒の教育上の悩みや不安（いじめや不登校など）に対する相談に応じるとともに、問題の解決に取り組みます。また、スクールカウンセラーの活用により、学校の相談支援機能の充実を図ります。 ○保健室の開放や養護教諭の健康相談を通じて、こころの健康づくりに取り組みます。また、思春期特有のこころのなやみについて、正しく学ぶための学習機会の確保に取り組みます。 ○児童生徒の悩みごとについての県の電話相談やインターネットの相談窓口の周知・啓発に取り組みます。 ○児童生徒が自殺サイトや有害情報にアクセスすることがないように、関連する授業等において周知・啓発を行います。また、保護者に対しても周知・啓発に取り組みます。 ○学校教育活動全体を通じて、児童生徒１人ひとりについて、悩みや不安等の兆候を発見し、早期の支援に取り組みます。	学校教育課 こどもみらい課

②生活困窮世帯の子どもへの支援

施策の内容	担当部署等
○貧困世帯等の子どもについて、生活指導や食事の提供、学習支援、キャリア形成等の支援を行う拠点(子どもの居場所)を確保・運営し、子どもの健やかな育成を図ります。 ○居場所運営の充実を図るために地域の関係機関、関係団体、住民等による必要な協力・支援が受けられる環境づくりに取り組みます。 ○貧困世帯等の子どもを子どもの居場所につなぐなど、必要な支援が受けられるよう、支援員による小中高校などと連携した生活困窮世帯の子の把握と相談支援を行います。 ○経済的理由で就学が困難な児童生徒について、就学が困難なことが要因となって自殺のリスクが発生することがないように、学用品費等を支給します。	こどもみらい課 学校教育課

5. 重点施策（こども・若者に対する支援）

本村の前回の自殺対策計画では、高齢者の孤立防止を柱とした自殺対策を重点施策に掲げていました。近年、こども・若者においては、不登校やSNS上のトラブル、ヤングケアラーといった新たな課題が顕在化する中、次世代を担う若い世代への支援は喫緊の課題となっています。このため、本計画では重点施策を「こども・若者に対する支援」へとシフトし、家庭や学校だけでなく、地域全体がこどもたちのSOSを早期にキャッチし、孤立をなくし、誰もが将来に希望を持って自分らしく成長していける村づくりを推進します。

(1)地域におけるネットワークの強化

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現には、行政だけでなく、地域の関係団体、企業、地域住民といった多様な主体の連携・協働が不可欠です。近年は不登校も社会問題となっていますが、こども・若者の孤立や生きづらさが深刻化する中、保健、福祉、教育等の各分野が有機的に連携し、リスクの早期発見と支援につなげる体制を強化します。学校や家庭に加え、地域全体がこどもたちの支えとなるネットワークを構築し、すべての子ども・若者が安心して成長できる環境づくりを推進します。

①包括的な相談支援の推進

施策の内容	担当部署等
○子ども・若者が日常的に利用するツールや場所を起点とし、心理的ハードルを下げた相談体制を構築します。 ○GIGAスクール構想で配備された学習用端末(クロームブック)やSNS(LINE等)を活用した相談窓口を設置するなど、対面では相談しにくい悩みを持つ子ども・若者が早期にSOSを発信できる環境を整備します。 ○いじめ、不登校、ヤングケアラー、生活困窮など、複雑化する課題に対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係部署が連携し、アウトリーチ(訪問支援)を含む継続的な伴走支援を行います。	学校教育課 こどもみらい課

②子ども・若者が自分らしく過ごせる居場所づくりの推進

施策の内容	担当部署等
○学校や家庭以外の居場所を確保し、孤独・孤立を防ぐとともに自己肯定感を育みます。 ○不登校傾向にある児童生徒や、家庭に居づらさを抱える若者が、安心して過ごせる「第3の居場所※」の確保・充実を図り、孤独・孤立を防ぎます。 ○社協が実施しているふれあい食堂や地域の各種活動等と連携し、多世代交流の中で子どもたちが役割を持ち、自己肯定感を高められる機会を創出することで、精神的な孤立を防ぐ取り組みを推進します。	学校教育課 こどもみらい課

※第3の居場所：家庭(第1)や学校・職場(第2)以外の、心からリラックスできる心地よい場所のこと。ストレスから解放され、素の自分に戻れる空間であり、カフェ、公園、図書館などが例として挙げられる。現代社会で心の余裕や人間関係を育むために重要視されている。

③子ども・若者の周りにいる支援者の理解を深める

施策の内容	担当部署等
○教職員、放課後児童クラブ及びその他の関係機関や団体に対し、子ども・若者特有のメンタルヘルスや自殺リスクに関する情報発信や研修を実施し、SOSのサインを早期に発見し関係機関へ繋ぐ力を強化します。	学校教育課 こどもみらい課

④子ども・若者運営協議会の開催

施策の内容	担当部署等
○子ども・若者育成支援推進法第19条に基づき、地方公共団体が中心となって設置(努力義務)する、不登校、ひきこもり、無業などの困難を抱える若者(おおむね30代まで)を支援するネットワークです。学校、福祉、雇用など関連機関が連携し、相談から支援まで切れ目ないサポート体制を構築するため、協議会の設置(主管課の検討を含めた)に向けて、関係課において協議します。	こどもみらい課 学校教育課

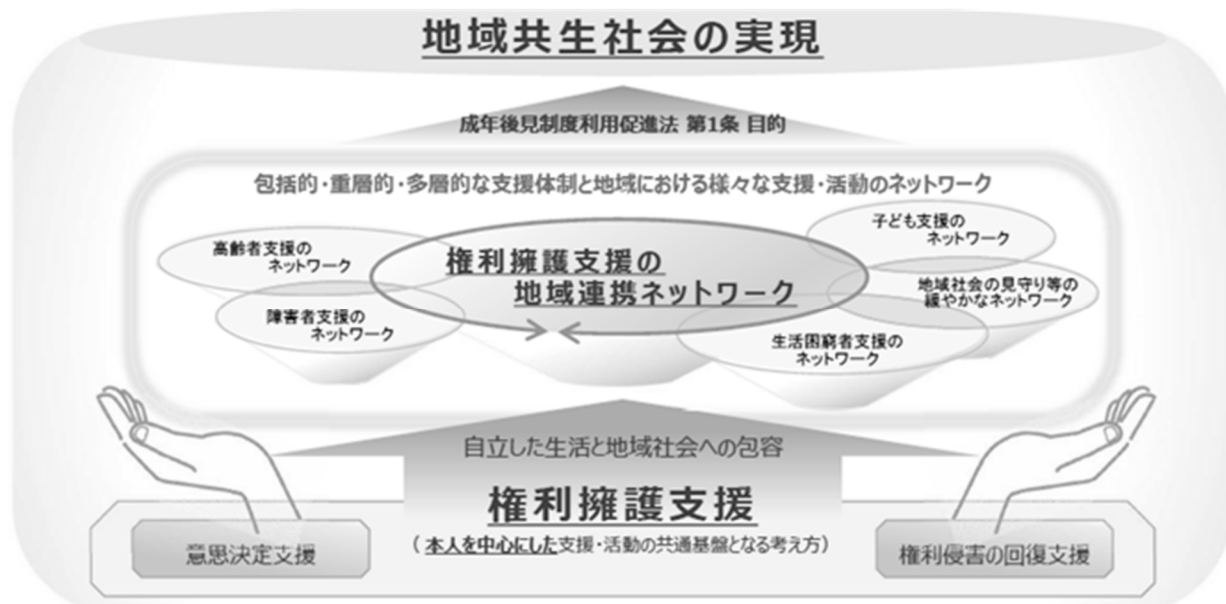
【第5章 成年後見制度利用促進基本計画】

1. 計画策定の背景と趣旨

我が国では、高齢化の進行に伴う認知症高齢者の増加や、一人暮らし高齢者が増加し、身寄りのない高齢者への支援対策も必要となってきています。また、知的障害や精神障害の方の中には、金銭の管理、サービス利用の決定や手続き等において、自らの判断が難しい方もいます。このような状況の中で、権利擁護や成年後見制度の必要度は上がってきています。

成年後見制度においては、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、その後、平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画(平成29～令和3年度の5年間)」が閣議決定され、市町村における基本計画の策定が努力義務化されました。また、令和4年3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画(令和4～8年度の5年間)」が閣議決定され、地域共生社会の実現に向け、同制度を利用する方々が尊厳ある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加していくことが示されました。

本村においても、権利擁護を推進する上で、成年後見制度の利用促進は不可欠であり、成年後見制度利用促進法第14条に基づいて、「宜野座村成年後見制度利用促進計画」を策定し、制度利用の促進や必要な体制整備について計画的に取り組んでいくところであります。



第5章 成年後見制度利用促進基本計画

2. 成年後見に関する現状

(1) 村内の法定後見、任意後見の利用者数

本村を住所地とする成年後見制度利用者の過去5年間(令和2年度から6年度)の状況をみると、法定後見数は、令和2年の7人が令和6年には15人に増加しています。増加率は約46%となっています。

単位：人

	法 定 後 見			法定後見 合 計	任意後見
	後 見	保 佐	補 助		
令和2年	4	2	1	7	0
令和3年	8	2	1	11	0
令和4年	8	1	1	10	0
令和5年	7	1	1	9	0
令和6年	12	2	1	15	0

※那覇家庭裁判所資料（令和2年は10月14日現在、令和3年から令和6年は10月1日現在の件数）

(2) 村長による後見等申立(審判請求)の件数

村長による後見等申し立てについては、令和4年度(令和5年2月)から制度を開始しています。申立件数は、令和4年度の1件のみとなっています。

単位：件

	高齢者	障がい者	合計
令和4年度	1	0	1
令和5年度	0	0	0
令和6年度	0	0	0

健康福祉課資料

(3)村の成年後見制度利用支援事業（申立費用助成及び報酬助成）利用者数

本村で実施する成年後見制度利用支援(申し立て費用や報酬の助成)の利用件数は、令和6年度の1件となっています。

申立費用助成			報酬助成			単位：件
	高齢者	障がい者	合計	高齢者	障がい者	合計
令和2年度	—	—	—	0	0	0
令和3年度	—	—	—	0	0	0
令和4年度	0	0	0	0	0	0
令和5年度	0	0	0	0	0	0
令和6年度	1	0	1	1	0	1

健康福祉課資料

(4)村社協の日常生活自立支援事業の利用者数

日常生活自立支援事業(金銭管理が困難な方への支援)は、令和3年度以降3人が利用しています。利用者のうち、成年後見制度の利用へ移行したケースは、令和3年度の1人のみとなっています。

								単位：人
	認知症 高齢者	知的 障がい者	精神 障がい者	その他	合計	後見制度 へ移行	待機者	相談者
令和2年度	0	0	2	0	2	0	0	0
令和3年度	0	1	2	0	3	1	0	0
令和4年度	0	1	1	1	3	0	0	0
令和5年度	0	1	1	1	3	0	0	0
令和6年度	0	1	1	1	3	0	0	0

村社会福祉協議会資料

(5)村地域包括支援センターにおける成年後見制度に係る相談件数

高齢者の相談窓口である地域包括支援センターへの相談実件数は、各年3件以内となっています。令和6年度は1件であり、令和4年度や5年度より減っています。

			単位：件
	高齢者	障がい者	合 計
令和2年度	2	0	2
令和3年度	3	0	0
令和4年度	2	0	2
令和5年度	2	1	3
令和6年度	1	0	1

健康福祉課資料

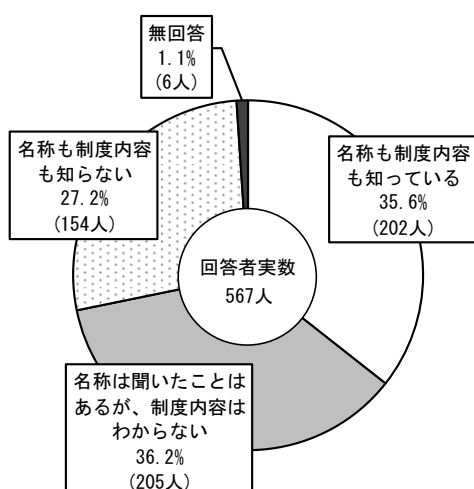
(6) アンケート結果より

① 成年後見制度の周知度

成年後見制度の周知度については、「名称は聞いたことはあるが、制度内容はわからない」が36.2%と最も高く、「名称も制度内容も知っている」の35.6%を合わせると、71.8%の方が周知しています。また、「名称も制度内容も知らない」は27.2%となっています。

前回調査と比べると、「名称は知っているが内容は知らない」と「名称も内容もある程度知っている」を合わせた周知している割合は23.4ポイント高く、「何も知らない」は12.5ポイント低くなっています。

成年後見制度の周知度

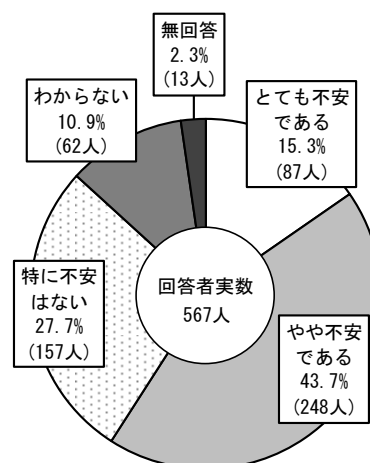


R2年調査	
名称も内容もある程度知っている	24.3% (118人)
名称は知っているが内容は知らない	24.1% (117人)
何も知らない	39.7% (193人)
無回答	11.9% (58人)
回答者実数	486人

② 将来の身の回りの管理への不安

将来の身の回りの管理への不安を聞いたところ、「やや不安である」が最も高く43.7%、次いで「特に不安はない」が27.7%となっています。また、「とても不安である」が15.3%となっており、「とても不安である」と「やや不安である」を合わせた“不安である”は59.0%と約6割となっています。

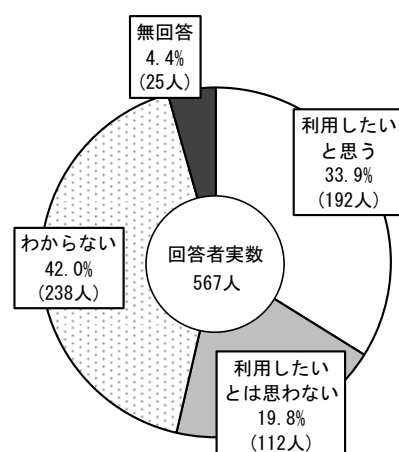
将来の身の回りの管理への不安



③自身への成年後見制度の利用意向

自身への成年後見制度の利用意向を聞いたところ、「わからない」が42.0%と最も高くなっており、次いで「利用したいと思う」が33.9%、「利用したいとは思わない」が19.8%となっています。

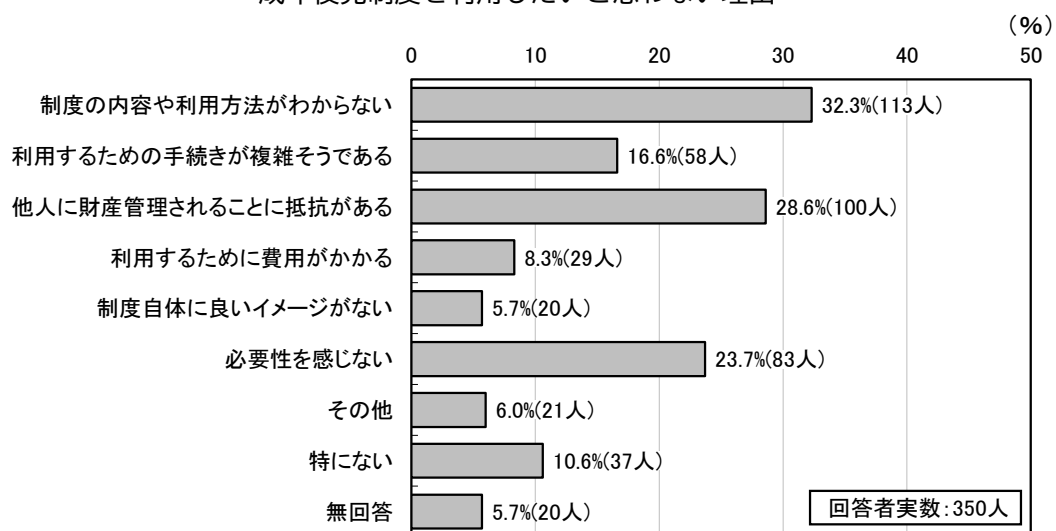
自身への成年後見制度の利用意向



④成年後見制度を利用したいと思わない理由（複数回答）

成年後見制度を利用したいと思わない理由を聞いたところ、「制度の内容や利用方法がわからない」が32.3%と最も高く、次いで「他人に財産管理されることに抵抗がある」が28.6%、「必要性を感じない」が23.7%となっています。

成年後見制度を利用したいと思わない理由



3. 計画の基本的な考え方

権利擁護・成年後見に関する現状をみると、認知症高齢者を中心として成年後見制度の利用支援が必要となる状況があり、今後、75歳以上高齢者の増加や身寄りのない高齢者の増加及び知的障がい、精神障がいを抱える人の高齢化などにより、成年後見制度の利用が増えていくことが見込まれます。また村民の成年後見に対する理解度は未だ低く、制度の周知広報も必要な状況にあります。

住み慣れた地域で安心して暮らすためには、人権や財産などの権利が守られることも重要です。成年後見制度を利用するための支援環境の整備や、権利擁護と成年後見制度の周知広報など、利用者、支援者側両方の備えを整えていく必要があります。

成年後見制度を必要としている人を発見し、支援につないでいく機能や一人ひとりのケースに応じた支援を行う体制構築を推進していきます。

【施策の柱】

- ①成年後見制度についての広報・相談体制の充実
- ②中核機関の整備
- ③チーム・協議会の設置
- ④地域連携ネットワーク構築・運用

4. 成年後見制度利用促進のための具体的施策

(1) 成年後見制度についての広報・相談体制の充実

施策の内容	担当部署等
○権利擁護や成年後見制度についての正しい知識を普及するため、広報誌やホームページ等を活用した周知・広報及び相談による制度の紹介など、普及啓発機会の充実を図ります。 ○成年後見制度を必要としている方が適切に制度を利用できるよう、介護・障害福祉サービス事業所等に対し、成年後見制度や窓口の周知を図る研修会等を開催します。	健康福祉課

(2) 中核機関及び協議会の整備

施策の内容	担当部署等
○成年後見制度利用における手続き、利用へのつなぎ等の利用支援を行う「中核機関」を設置していくため、関係者や有識者等による「成年後見制度利用促進協議会(仮)」を設置し、中核機関整備に向けた検討を行い、本計画期間内での中核機関整備を行います。	健康福祉課

(3) 地域連携ネットワーク機能の整備

施策の内容	担当部署等
○「広報」「相談」「制度利用促進」「後見人支援」といった成年後見制度利用促進のための4つの基本的な機能を発揮できるよう、中核機関を中心とした地域連携ネットワーク機能の整備を図ります。	健康福祉課

(4) 権利擁護支援チームの整備

施策の内容	担当部署等
○本人の意思決定支援及び身上監護を担う権利擁護支援チームの整備支援を行います。 ○中核機関において、本人を取り巻く関係者(家族、地縁組織、福祉・医療・法律専門職等)で構成される権利擁護支援チームの形成支援・自立支援を担い、体制整備に努めます。	健康福祉課

(5) 成年後見制度の利用支援

施策の内容	担当部署等
○成年後見制度の利用が必要であるが申し立て人がいない場合、家庭裁判所へ村長による審判請求を行う他、申し立てに要する費用や後見人等の報酬費の負担が困難な場合において助成を行う等、成年後見制度利用支援事業による制度利用を支援します。	健康福祉課

(6)市民後見人の養成・法人後見の普及

施策の内容	担当部署等
○弁護士や司法書士などの資格をもたない、親族以外の市民による成年後見となる市民後見人の養成を検討するほか、社会福祉協議会と連携し、法人後見の普及を図ります。 ○社会福祉協議会の実施する日常生活自立支援事業等の権利擁護の取組について、連携強化に努めます。また、成年後見制度の利用まで時間を要するケースや、本人の判断能力の程度が成年後見制度の利用に至らないケース等への支援方法についても検討し、権利擁護の体制づくりを進めます。	健康福祉課

第6章 再犯防止推進計画

【第6章 再犯防止推進計画】

1. 計画策定の背景と趣旨

犯罪や非行をした者等の中には、社会復帰を目指すものの、貧困、就職、住居確保などが課題となり、自立生活が困難な状況になるなど、適切な支援が受けられないことがあります。再犯の防止のためには就労や住まいなど、自立した地域生活を営むための環境が必要ですが、こういった現状を踏まえながら、地域や関係機関等が相互に連携を図りながら、支援に取り組むことが求められています。

犯罪をした者等が、再び犯罪や非行に向かうことなく社会に復帰できるよう、保護司会や更生保護女性会など更生保護諸活動を行う地域団体を支援し、関係機関等と連携して、支援を必要とする人に対して適切にサポートを行い、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指す必要があるため、本村では、再犯防止推進法第8条第1項に基づき、市町村における再犯の防止等に関する計画である「地方再犯防止推進計画」を地域福祉計画に包含するかたちで策定しています。

2. 再犯防止に関する現状

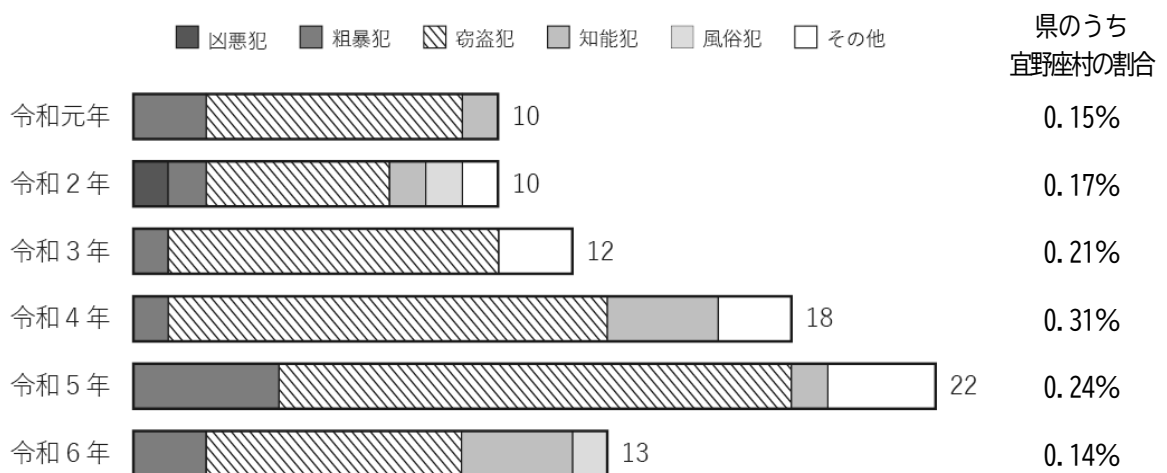
(1) 刑法犯、再犯の状況

令和5年まで認知件数(令和元年10件、令和2年10件、令和3年18件、令和4年18件、令和5年22件)は、全体的に増加傾向でしたが、令和6年は13件と前年より9件減少しています。

毎年の傾向として、窃盗犯が大半を占める割合となっております。

令和5年の沖縄県の再犯率は49.0%と、平成25年以降これまで最も低い再犯率となっておりますが、依然として全国平均より2.0ポイント高く、全国ワースト10位となっております。

宜野座村の刑法犯認知件数



出典：第二次沖縄県再犯防止推進計画

※認知件数とは、警察において発生を確認した事件の数のこと

※割合：宜野座村の刑法犯認知総数÷沖縄県の刑法犯認知総数（％）

凶悪犯（殺人・強盗・放火・強制性交等）

粗暴犯（暴行・傷害・脅迫・恐喝等）

窃盗犯（侵入盗・乗り物盗・非侵入盗）

知能犯（詐欺・横領・偽造・汚職等）

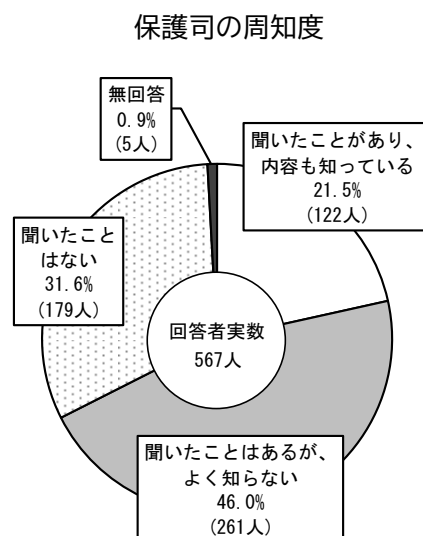
風俗犯（賭博・強制わいせつ等）

その他（公務執行妨害・住居侵入・盗品・器物破損等）

(2) アンケート調査より

① 保護司の周知度

保護司の周知度については、「聞いたことはあるが、よく知らない」が最も高く 46.0%で、「聞いたことはない」の 31.6%を合わせた割合は 67.5%となっています。また、「聞いたことがあり、内容も知っている」は 21.5%となっています。

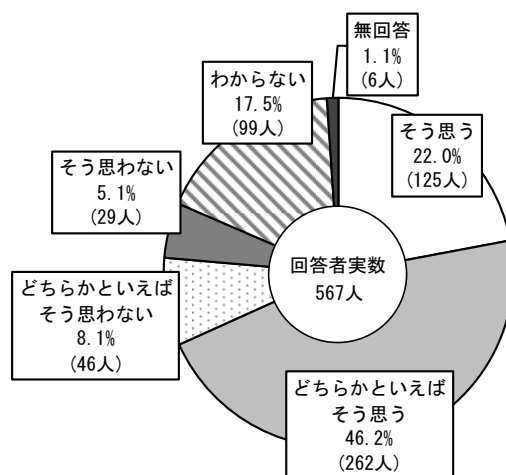


② 立ち直り支援のために「誰一人取り残さない(SDGs)社会の実現が大切」という考え方について

犯罪をした人の立ち直りのためには、「誰一人取り残さない(SDGs)社会の実現が大切」であるという意見についてどう思うかを聞いたところ、「どちらかといえばそう思う」が最も高く 46.2%、さらに、「そう思う」の 22.0%を合わせた割合は 68.2%となっています。

また、「わからない」という回答は 17.5%となっています。

「誰一人取り残さない(SDGs)社会の実現が大切」という意見について



3. 計画の基本的な考え方

犯罪や非行をした者等の自立生活を支え、困難を乗り越え、社会復帰を目指していくために、地域や関係機関等が相互に連携を図りながら、就労や住まい、地域生活、福祉的支援等に取り組んでいきます。村民へのアンケート調査結果では、保護司の周知度が低い状況にあるものの、誰一人とに残さない社会づくりの観点から、立ち直り支援を大切と感じている割合は高く、地域の中で支援していくことには前向きな意見が多く見られました。このため、本計画においては、再犯防止のため、村民の理解向上を図ることを重視するとともに保護司との連携により支援しやすい環境づくりを行うこと、支援を必要とする人に対して適切にサポートを行い、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

4. 再犯防止推進のための具体的施策

(1)関係機関・団体と連携した立ち直り支援の実施

施策の内容	担当部署等
○保護司等の更生保護関係団体と緊密に連携し、対象者の生活実態や課題を継続的に把握することで、社会復帰に向けた伴走型の支援を推進します。 ○更生保護活動への理解を深める普及啓発活動を展開し、地域社会全体で再犯防止と安全なコミュニティづくりに取り組みます。 ○保護司等適任者に関する情報を所管する地区保護司会などへの提供や村広報誌・SNS等における周知・募集を行い、担い手不足解消に寄与することで、地域の再犯防止と犯罪予防を推進します。 ○地域における保護司等の活動が安全かつ円滑に行えるよう、村公共施設等において保護観察対象者との面接場所の提供を行います。	総務課

(2)相談窓口の周知・紹介

施策の内容	担当部署等
○再犯を防止し、その立ち直りを支えるため、本人の状況や生活環境に応じた福祉などの適切な支援につなぐための相談窓口について周知や紹介を行います。	健康福祉課

(3)地域の理解・啓発

施策の内容	担当部署等
○犯罪や非行をした人が地域社会で安定した生活を送るため、地域住民の理解を得ることができるよう、所管する保護司会などの関係機関と連携し、「社会を明るくする運動」などを通して啓発の促進を図ります。	総務課

(4)犯罪被害者等支援条例の制定と周知・広報

施策の内容	担当部署等
○犯罪被害は誰にでも起こり得るという認識のもと、被害者の権利利益を保護し、地域全体で孤立させず支え合う社会を実現するため、支援の根拠となる「宜野座村犯罪被害者等支援条例」に基づき、総合的な支援体制を構築します。	総務課

資料編

(資料1) 宜野座村の地域福祉を取り巻く状況

1. 地域の動向

(1) 総人口及び年齢3区分別人口の推移

本村の総人口は年々増加しており、平成30年の6,078人に対し、令和7年は6,594人と、この7年間で516人の増となっています。

年齢3区分別にみると、「年少人口(0～14歳)」は平成30年以降1,200人前後の横ばいで推移しており、令和7年は1,197人となっています。「生産年齢人口(15～64歳)」は、平成30年以降3,500人前後で推移していますが、令和7年では増加し3,808人で、平成30年と比べると329人の増となっています。

一方、「高齢者人口(65歳以上)」は「年少人口」より多く、かつ毎年増加しており、平成30年の1,403人から令和7年では1,589人と、この7年間で186人の増となっています。

総人口に占める構成比は「生産年齢人口」は57%程度で推移していますが、「年少人口」は年々低下し、平成30年の19.7%から令和7年では18.2%となっています。一方、「高齢者人口」は年々高くなり、平成30年の23.1%から令和7年では24.1%となっています。

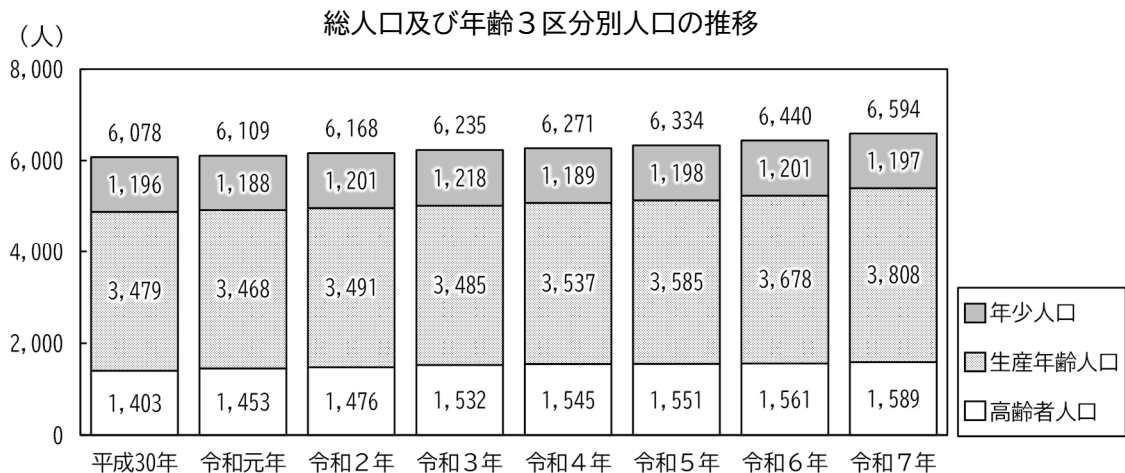
総人口及び年齢3区分別人口の推移

単位：人、%

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
人数	総人口	6,078	6,109	6,168	6,235	6,271	6,334	6,440	6,594
	年少人口	1,196	1,188	1,201	1,218	1,189	1,198	1,201	1,197
	生産年齢人口	3,479	3,468	3,491	3,485	3,537	3,585	3,678	3,808
	高齢者人口	1,403	1,453	1,476	1,532	1,545	1,551	1,561	1,589
構成比	年少人口	19.7	19.4	19.5	19.5	19.0	18.9	18.6	18.2
	生産年齢人口	57.2	56.8	56.6	55.9	56.4	56.6	57.1	57.7
	高齢者人口 (高齢化率)	23.1	23.8	23.9	24.6	24.6	24.5	24.2	24.1

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

※年齢3区分別人口＝年少人口(15歳未満)、生産年齢人口(15～64歳)、高齢者人口(65歳以上)



(2)人口動態

本村の人口動態をみると、自然動態(出生・死亡)では、令和3年までは出生数と死亡数に大きな違いはありません。令和4年から令和6年では死亡数が出生数を上回っており、減少傾向となっていました。令和7年では増加に転じています。

社会動態(転入・転出)では、転出に比べて転入の増が大きく、毎年増加の傾向にあります。

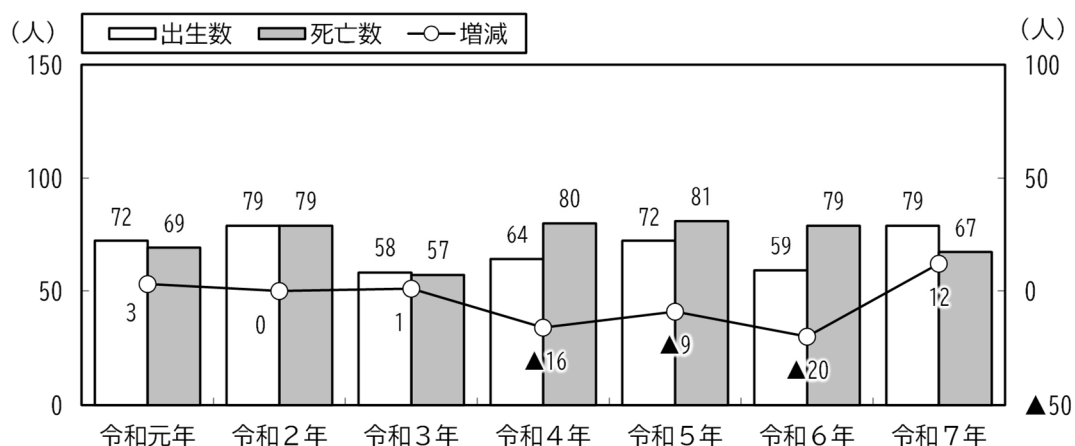
人口動態

単位：人

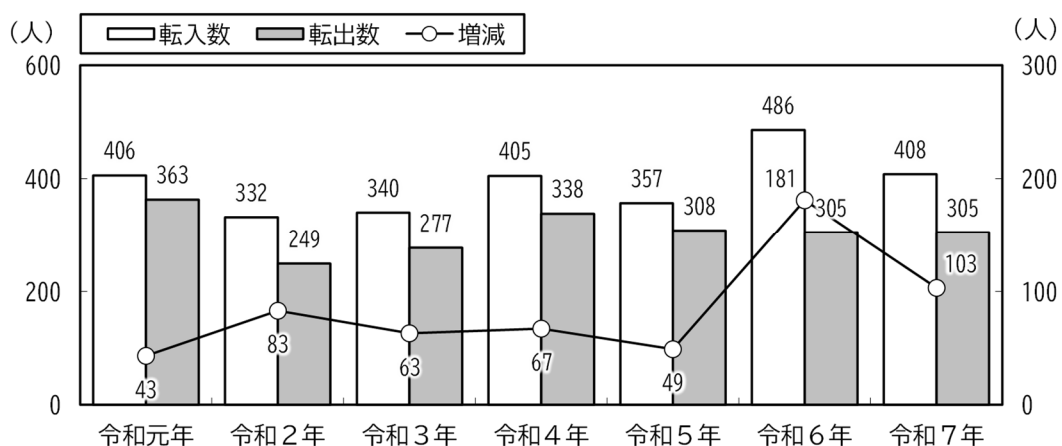
	自然動態			社会動態			増減
	出生数	死亡数	増減	転入数	転出数	増減	
令和元年	72	69	3	406	363	43	46
令和2年	79	79	0	332	249	83	83
令和3年	58	57	1	340	277	63	64
令和4年	64	80	▲16	405	338	67	51
令和5年	72	81	▲9	357	308	49	40
令和6年	59	79	▲20	486	305	181	161
令和7年	79	67	12	408	305	103	115

資料：沖縄県企画部統計課「沖縄県の推計人口」（各年1月～12月まで）

自然動態の推移



社会動態の推移



(3)世帯構成

国勢調査から世帯構成の推移をみると、「一般世帯」、「核家族世帯」とも増え続けています。一方、「一世帯当たり人員」は減少傾向にあり、平成12年の3.12人に対し令和2年は2.51人となっています。

核家族世帯についてみると、「夫婦と子ども世帯(18歳未満の親族がいる世帯)」は増加傾向にあり、平成17年の387世帯から令和2年では496世帯となっています。また、「女親と子どもから成る世帯(18歳未満の親族がいる世帯)」も増加傾向にあり、平成12年の49世帯から令和2年では72世帯となっています。一方、「男親と子どもから成る世帯(18歳未満の親族がいる世帯)」は、11～16世帯とほぼ横ばいで推移しています。

令和2年の世帯構成比を沖縄県と比べると、「核家族世帯」の割合は本村が沖縄県を6.2ポイント上回り、「夫婦と子ども」世帯も本村が4.9ポイント上回ります。「母子家庭」、「父子家庭」の構成比は、沖縄県とほぼ同率となっています。

世帯構成の推移

単位：世帯、%

	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年		
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比	沖縄県
一般世帯数	1,455		1,605		1,817		1,997		2,233		
一世帯当たり人員	3.12		3.00		2.80		2.69		2.51		2.33
核家族世帯	965	66.3	1,046	65.2	1,195	65.8	1,276	63.9	1,371	61.4	55.2
夫婦と子ども世帯	583	40.1	598	37.3	680	37.4	689	34.5	718	32.2	27.3
18歳未満の親族がいる世帯	387	26.6	387	24.1	422	23.2	457	22.9	496	22.2	17.7
6歳未満の親族がいる世帯	169	11.6	181	11.3	243	13.4	257	12.9	248	11.1	9.0
男親と子どもから成る世帯	35	2.4	40	2.5	37	2.0	32	1.6	39	1.7	1.8
18歳未満の親族がいる世帯	16	1.1	15	0.9	12	0.7	11	0.6	12	0.5	0.5
6歳未満の親族がいる世帯	1	0.1	1	0.1	0	0.0	1	0.1	3	0.1	0.1
女親と子どもから成る世帯	141	9.7	160	10.0	196	10.8	200	10.0	204	9.1	10.3
18歳未満の親族がいる世帯	49	3.4	63	3.9	67	3.7	78	3.9	72	3.2	3.8
6歳未満の親族がいる世帯	16	1.1	18	1.1	16	0.9	19	1.0	11	0.5	1.0
その他親族世帯	183	12.6	212	13.2	174	9.6	167	8.4	133	6.0	5.9
単独世帯	303	20.8	337	21.0	429	23.6	524	26.2	703	31.5	37.4

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

※高齢者夫婦世帯：夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯をいいます。

※一世帯当たり人員は、「一般世帯人員」÷「一般世帯」で算出

(4)行政区別世帯数・人口

住民基本台帳による令和7年10月1日現在の行政区別の世帯数は、「松田区」が808世帯と最も多く、次に「惣慶区」712世帯となっています。また、「宜野座区」と「漢那区」がともに583世帯となっています。

行政区別の人口は、世帯数に応じて「松田区」が1,766人と最も多く、次に「惣慶区」が1,637人となっています。また、「福山区」と「城原区」が他地区に比べ少なくなっています。

行政区の一世帯当たり人員は、「福山区」が2.54人と最も多く、次に「惣慶区」、「宜野座区」が2.3人と同程度となっています。

行政区別世帯数・人口（外国人含む）

単位：世帯、人

行政区名	世帯数	人口			一世帯 当たり人員
		男	女	計	
松田	808	888	878	1,766	2.19
宜野座	583	676	657	1,333	2.29
惣慶	712	810	827	1,637	2.30
福山	99	140	111	251	2.54
漢那	583	645	644	1,289	2.21
城原	147	158	160	318	2.16
合計	2,932	3,317	3,277	6,594	2.25

資料：住民基本台帳（令和7年10月1日現在）

(5)就業状況

国勢調査から就業状況をみると、総人口の増加に伴い就業者数は男女とも増加傾向にあります。特に、全就業者数に占める女性の割合が高くなる傾向にあり、本村でも女性の社会進出が進んでいる状況がうかがえます。

産業別にみると、男女とも第三次産業が最も多く、かつ増加傾向にあり、女性の就業者数が男性を上回っています。一方、第一次産業は、男性が横ばい傾向、女性が減少傾向にあります。第二次産業は平成 22 年には減少しましたが、平成 27 年・令和 2 年は男女とも増加しています。

令和 2 年の産業別業種別に男女の就業者数をみると、女性が男性を大きく上回っているのは「医療、福祉」、「教育、学習支援業」、「宿泊業、飲食サービス業」となっています。

男女別産業別就業者数の推移

単位：人、%

	平成17年			平成22年			平成27年			令和 2 年		
	男性	女性	構成比	男性	女性	構成比	男性	女性	構成比	男性	女性	構成比
総数	1,312	1,013	43.6	1,367	1,046	43.3	1,431	1,210	45.8	1,573	1,293	45.1
第一次産業	298	123	12.1	311	107	10.2	310	105	8.7	300	98	7.6
第二次産業	288	92	9.1	256	77	7.4	303	86	7.1	342	92	7.1
第三次産業	726	798	78.8	786	852	81.5	811	1,010	83.5	921	1,099	85.0
分類不能	0	0	0.0	14	10	1.0	7	9	0.7	10	4	0.3
男女計	2,325			2,413			2,641			2,866		

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

業種別男女別就業者数（令和 2 年）

単位：人

	男性	女性
総数	1,573	1,293
第一次産業	300	98
農業	240	91
林業	6	0
漁業	54	7
第二次産業	342	92
鉱業	2	0
建設業	281	53
製造業	59	39
第三次産業	921	1,099
電気・ガス・熱供給・水道業	27	6
情報通信業	21	14
運輸業・郵便業	77	18
卸売業・小売業	106	127
金融業・保険業	4	21
不動産業・物品賃貸業	17	7
学術研究、専門・技術サービス業	29	7
宿泊業・飲食サービス業	107	141
生活関連サービス業・娯楽業	59	79
教育・学習支援業	55	122
医療・福祉	138	401
複合サービス事業	15	12
サービス業（他に分類されないもの）	139	72
公務（他に分類されるものを除く）	127	72
分類不能	10	4

(6)生活保護世帯・保護率

本村の生活保護を受けている被保護世帯及び被保護人員は、令和2年度をピークに減少傾向にあります。

保護率も令和2年度をピークに減少傾向にあり、令和6年度では12.77%となっています。沖縄県及び中部管内の保護率と比べると沖縄県よりは低く、中部管内とは同程度で推移しています。

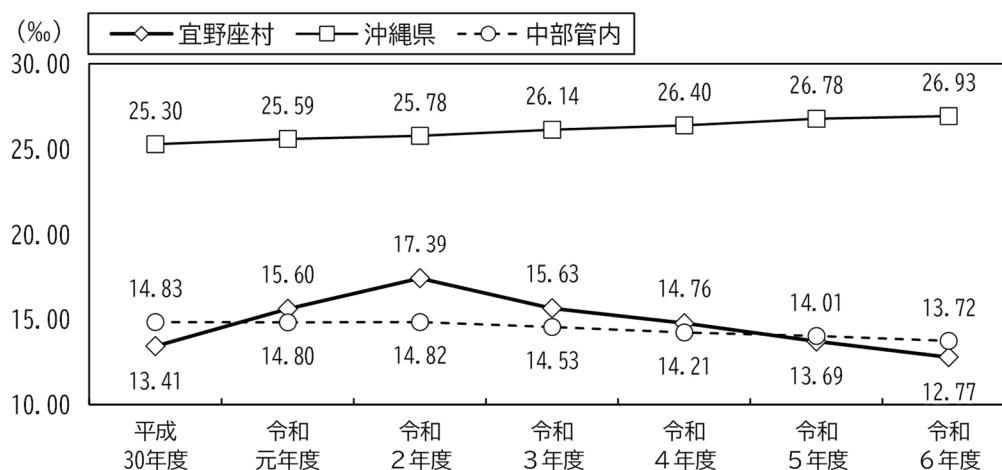
被保護世帯数・被保護人員・保護率の状況（月平均）

単位：人、世帯、‰

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
被保護世帯数	62	75	83	84	82	80	78
被保護人員	81	95	107	98	93	86	82
保護率	13.41	15.60	17.39	15.63	14.76	13.69	12.77
沖縄県	25.30	25.59	25.78	26.14	26.40	26.78	26.93
中部管内	14.83	14.80	14.82	14.53	14.21	14.01	13.72

資料：沖縄県の生活保護

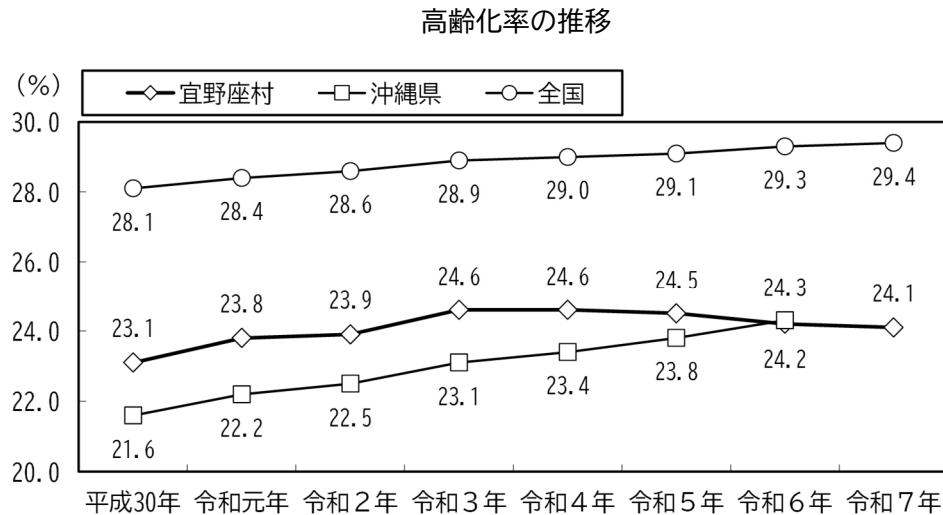
保護率の推移



2. 高齢者の状況

(1) 高齢化率の推移

本村の高齢化率は、毎年全国より低く、沖縄県より高い水準で推移しています。令和6年の高齢化率を比べると、本村が24.2%、沖縄県が24.3%、全国が29.3%で、沖縄県と同程度、全国より5.1ポイント低くなっています。



資料：宜野座村は住民基本台帳（各年10月1日現在）
 沖縄県・全国は総務省人口推計（各年10月1日現在）

(2) 行政区別高齢化率

行政区別の高齢化率をみると、どの年でも「城原区」が最も高く、令和7年では29.6%、次いで「福山区」も28.7%と高くなっています。

令和5年に対する令和7年の高齢化率の伸びは、「福山区」が1.9ポイント増となっており、反対に「城原区」が4.2ポイント減、「惣慶区」も1.8ポイント減となっています。

行政区別高齢化率の推移

行政区名	令和5年			令和6年			令和7年		
	総人口	高齢者人口	高齢化率	総人口	高齢者人口	高齢化率	総人口	高齢者人口	高齢化率
松田	1,737	388	22.3	1,740	388	22.3	1,768	401	22.7
宜野座	1,289	333	25.8	1,337	347	26.0	1,331	348	26.1
惣慶	1,527	341	22.3	1,559	336	21.6	1,636	335	20.5
福山	261	70	26.8	256	69	27.0	251	72	28.7
漢那	1,242	325	26.2	1,275	332	26.0	1,289	339	26.3
城原	278	94	33.8	274	90	32.8	318	94	29.6
合計	6,334	1,551	24.5	6,441	1,562	24.3	6,593	1,589	24.1

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(3) 高齢者世帯

本村の総世帯数は、総人口の増加に伴い年々増え続けており、「高齢者のいる世帯」も増加傾向にあります。令和2年における、「総世帯数」に占める「高齢者のいる世帯」の割合は40.4%となっています。

また、「高齢者のいる世帯」のうち「夫婦のみ世帯」は増加で推移し、「高齢者単独世帯」は平成17年以降増加で推移しています。

高齢者のいる世帯構成の推移

単位：世帯、%

		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	沖縄県 令和2年
世帯数	総世帯数	1,455	1,605	1,817	1,997	2,233	613,294
	高齢者のいる世帯	534	599	668	784	903	212,708
	単独世帯	135	123	178	232	301	68,601
	夫婦のみ世帯	99	125	129	188	252	50,578
	その他の世帯	300	351	361	364	350	93,529
構成比	高齢者のいる世帯	36.7	37.3	36.8	39.3	40.4	34.7
	単独世帯	9.3	7.7	9.8	11.6	13.5	11.2
	夫婦のみ世帯	6.8	7.8	7.1	9.4	11.3	8.2
	その他の世帯	20.6	21.9	19.9	18.2	15.7	15.3

資料：国勢調査

※【総世帯数】：一般世帯数

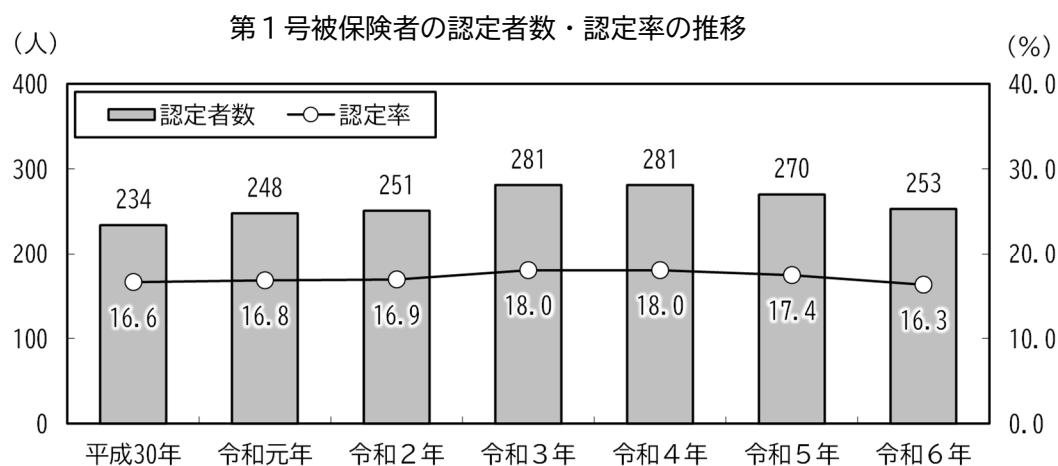
【高齢者のいる世帯】：65歳以上の親族のいる世帯

【単独世帯】：65歳以上の者1人のみの一般世帯（他の世帯員がいないもの）

【夫婦のみ世帯】：夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦（他の世帯員がいないもの）

(4) 介護保険認定者・認定率の推移（第1号被保険者）

介護保険の第1号被保険者の認定者数は、令和3年まで緩やかに増加し、その後減少に転じています。また、認定率は認定者数と同じく令和3年まで上昇後、低下する傾向にあり、令和6年では16.3%となっています。



資料：介護保険事業状況報告（各年10月1日現在）

(5)認知症の状況

介護保険認定者の認知症による日常生活の自立度（Ⅰ～Ⅴ：数字が大きいほど重度）をみると、一人では日常生活に支障がある「Ⅱa 以上」の方が 74.2%を占めます。認知症の自立度では、「Ⅱb」が 101 人と最も多く、次に「Ⅲa」が 45 人、「Ⅰ」が 37 人となっています。介護別にみると、「要介護 1」と「要介護 2」では「Ⅱb」が最も多く、「要介護 3」、「要介護 4」では「Ⅱb」「Ⅲa」が多くなっています。

年齢層別にみると、年齢が高いほど認知症者の割合も高く、「85 歳以上」では 87.1%となっています。

介護度と認知症の自立度（人数）

単位：人

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
自立	9	15	0	1	2	3	0	30
Ⅰ	5	15	2	6	6	2	1	37
Ⅱa	2	1	8	5	1	3	1	21
Ⅱb	2	0	34	21	24	14	6	101
Ⅲa	0	0	1	3	15	18	8	45
Ⅲb	0	0	1	0	3	3	1	8
Ⅳ	0	0	0	0	1	6	8	15
Ⅴ	0	0	1	0	1	0	0	2
計	18	31	47	36	53	49	25	259

資料：沖縄県介護保険広域連合（令和 7 年 3 月末現在）

介護度と認知症の自立度（割合）

単位：%

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
自立	50.0	48.4	0.0	2.8	3.8	6.1	0.0	11.6
Ⅰ	27.8	48.4	4.3	16.7	11.3	4.1	4.0	14.3
Ⅱa	11.1	3.2	17.0	13.9	1.9	6.1	4.0	8.1
Ⅱb	11.1	0.0	72.3	58.3	45.3	28.6	24.0	39.0
Ⅲa	0.0	0.0	2.1	8.3	28.3	36.7	32.0	17.4
Ⅲb	0.0	0.0	2.1	0.0	5.7	6.1	4.0	3.1
Ⅳ	0.0	0.0	0.0	0.0	1.9	12.2	32.0	5.8
Ⅴ	0.0	0.0	2.1	0.0	1.9	0.0	0.0	0.8

※割合は各要支援・要介護者の人数の計に対する比率

年齢層別認知症の状況

単位：人、%

	40～64歳		65～74歳		75～84歳		85歳以上		計	
		割合		割合		割合		割合		割合
認知症あり（Ⅱa以上）	0	0.0	15	39.5	49	68.1	128	87.1	192	74.1
認知症なし	2	100.0	23	60.5	23	31.9	19	12.9	67	25.9
計	2	100.0	38	100.0	72	100.0	147	100.0	259	100.0

資料：沖縄県介護保険広域連合（令和 7 年 3 月末現在）

3. 障がい者・障がい児等の状況

(1) 障害者手帳所持者の推移

令和2年からの障害者手帳所持者の推移をみると、手帳所持者の総数は令和2年度の371人から令和6年度では388人と17人の増となっています。

手帳の種類別にみると、身体障害者手帳の所持者が毎年最も多く220～230人で推移しています。一方、療育手帳の所持者は微増となっており、令和6年度が84人と令和2年度より10人増となっています。

また、精神障害者保健福祉手帳所持者は70人前後の横ばい傾向となっています。

障害者手帳所持者の推移

単位：人、%

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和6年度	
						構成比
総数	371	367	377	377	388	100.0
身体障害手帳所持者	226	225	222	220	230	59.3
療育手帳所持者	74	76	81	84	84	21.6
精神障害者保健福祉手帳所持者	71	66	74	73	74	19.1

資料：村健康福祉課（各年度3月31日現在）

(2) 障害者手帳所持者の年齢

令和7年3月31日現在で、障害者手帳を所持する障がい者の年齢を「18歳未満」、「18歳以上65歳未満」、「65歳以上」の3区分でみると、所持者全体では「65歳以上」が189人と最も多く、次に「18歳以上65歳未満」が165人となっています。

手帳の種類別にみると、身体障害者手帳は「65歳以上」が164人と最も多く、次に「18歳以上65歳未満」が60人となっています。

療育手帳は「18歳以上65歳未満」が51人、次いで「18歳未満」が25人となっています。

精神障害者保健福祉手帳は、「18歳以上65歳未満」が54人と最も多く、次に「65歳以上」が17人となっています。

各年齢区分の手帳の種類別の構成比をみると、「18歳未満」では「療育手帳」が73.5%と最も高く、「18歳以上65歳未満」では30%台と同程度となっています。また、「65歳以上」では「身体障害者手帳」が86.8%とほとんどを占めます。

障害者手帳所持者の年齢

単位：人、%

	18歳未満		18歳以上65歳未満		65歳以上		計
		構成比		構成比		構成比	
身体障害者手帳	6	17.6	60	36.4	164	86.8	230
療育手帳	25	73.5	51	30.9	8	4.2	84
精神障害者保健福祉手帳	3	8.8	54	32.7	17	9.0	74
合 計	34	100.0	165	100.0	189	100.0	388

資料：村健康福祉課（令和7年3月31日現在）

構成比：年齢層ごとの合計の人数に対する各手帳所持者の割合

(3)身体障がいの内訳

身体障がい者の障がいの内訳をみると、「内部機能障害」が95人と最も多く、全体の41.3%と半数近くを占めます。次に「肢体不自由」が90人で、全体の39.1%を占め、「内部機能障害」と合わせると、2つの障がいで全体の80.4%を占めます。

次に「内部機能障害」の内訳をみると、「心臓機能障害」が58人と最も多く、全体の61.1%を占め、次に「じん臓機能障害」が26人で、全体の27.4%を占めます。

身体障がいの内訳			内部機能障害の内訳		
単位：人、%			単位：人、%		
	人数	構成比		人数	構成比
視覚障害	12	5.2	心臓機能障害	58	61.1
聴覚障害・平衡機能障害	28	12.2	じん臓機能障害	26	27.4
音声・言語・そしゃく機能障害	5	2.2	呼吸器機能障害	0	0.0
肢体不自由	90	39.1	ぼうこう・直腸機能障害	8	8.4
内部機能障害	95	41.3	小腸機能障害	2	2.1
合 計	230	100.0	免疫機能障害	1	1.1
資料：村健康福祉課（令和7年3月31日現在）			合 計	95	100.0

(4)精神通院医療費支給認定者数

精神通院医療費支給認定者数は、令和2年度以降116人～136人の間で推移しています。

疾病別にみると、令和3年度以降「気分(感情)障害(うつ病等)」による支給者が最も多く、令和6年度では全体の29.3%を占めます。続いて、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」が27.8%となっています。

精神通院医療費支給認定者数					単位：人、%	
疾病名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	構成比
症状性を含む器質性精神障害（認知症等）	7	8	11	6	10	7.5
精神作用物質使用による精神および行動の障害（アルコール依存症等）	3	2	3	3	5	3.8
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	40	32	32	27	37	27.8
気分(感情)障害（うつ病等）	35	42	43	38	39	29.3
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害（適応障害等）	8	13	9	9	11	8.3
成人の人格及び行動の障害（性同一性障害等）	0	1	1	0	2	1.5
知的障害（精神遅滞）	1	1	1	1	1	0.8
心理的発達障害（広汎性発達障害等）	6	4	4	6	6	4.5
小児(児童)期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害（多動性障害等）	1	2	3	2	1	0.8
詳細不明の精神障害	3	6	10	10	8	6.0
てんかん	17	15	19	14	13	9.8
合 計	121	126	136	116	133	100.0

資料：村健康福祉課（各年度3月31日現在）

(5)特定疾患(難病)医療受給者数

特定疾患(難病)による医療費の公費負担受給者は、令和2年度以降 35 人程度で推移しています。疾患別にみると、「全身性エリテマトーデス」、「パーキンソン病関連疾患」が比較的多い状況です。

特定疾患(難病)医療受給者数

単位：人

疾患名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ベーチェット病	0	0	0	0	0
重症筋無力症	0	0	0	0	0
全身性エリテマトーデス	10	9	10	10	9
再生不良性貧血	0	0	0	0	0
サルコイドーシス	0	0	0	0	0
筋萎縮性側索硬化症	0	0	1	1	0
強皮症・皮膚筋炎及び多発性筋炎	1	1	0	0	0
特発性血小板減少性紫斑病	1	0	0	0	0
結節性動脈周囲炎	0	0	0	0	0
潰瘍性大腸炎	3	7	5	4	4
脊髄小脳変性症	1	1	1	0	0
クローン病	0	0	0	1	1
難治性肝炎のうち劇症肝炎	0	0	0	0	0
パーキンソン病関連疾患	5	4	4	7	7
後縦靱帯骨化症	2	2	2	2	3
特発性拡張型(うっ血型)心筋症	1	1	1	1	1
多系統萎縮症	0	0	0	0	1
原発性胆汁性肝硬変	1	1	1	1	0
特発性大腿骨頭壊死症	1	1	1	1	1
混合性結合組織病	1	1	1	1	1
網膜色素変性症	4	3	3	3	3
肺動脈性肺高血圧症	1	0	0	0	1
進行性核上性麻痺	1	2	1	2	2
クッシング病	0	0	0	0	0
慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー	1	2	2	2	2
もやもや病	1	0	0	0	0
全身性強皮性	0	0	0	0	0
合 計	35	35	33	36	36

資料：村健康福祉課（各年度3月31日現在）

(6) 保育・教育

① 発達支援保育

村内保育所(園)では、心身の障がいや発達が気になる子を対象に、発達支援児保育を実施しており、対象となる児童は、令和2年度から令和6年度の間は4人～9人で推移しています。

発達支援保育対象児童数

単位：人

施設名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
宜野座保育所	2	1	1	1	2
松田保育園	2	2	2	3	5
かな保育園	2	1	1	1	2
計	6	4	4	5	9

資料：村健康福祉課（各年度5月1日現在）

② 特別支援教育

教育上、特別な配慮を要する特別支援教育の対象となる幼児児童生徒は、年々増加の傾向となっており、令和6年度は、村内幼小中学校における特別支援学級の在籍人数は77人と最も多くなっています。

※幼稚園は、特別支援学級はなし。支援を要する幼児に特別支援サポーターがついている。

特別支援学級在籍児童数

単位：人

学校名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
松田幼稚園	0	1	0	2	1
宜野座幼稚園	1	0	5	5	0
漢那幼稚園	1	0	2	3	2
松田小学校	7	7	6	6	7
宜野座小学校	13	12	12	18	29
漢那小学校	6	10	13	12	11
宜野座中学校	12	14	13	13	17
特別支援学校	5	8	8	10	10
計	45	52	59	69	77

資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

(7) サービス利用状況

障がい者が利用する障害福祉サービスでは、毎年度「就労継続支援（B型）」が最も多く、令和2年度以降増加傾向にあり、令和6年度では40人が利用しています。

そのほか、サービス利用計画の作成等を行う「共同生活援助」、「計画相談支援」の利用者が比較的多くみられます。

障害福祉サービス実利用者数

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
居宅介護	12	8	10	11	10
生活介護	8	9	8	8	7
自立訓練（生活訓練）	0	0	1	1	1
就労移行支援	1	1	0	2	1
就労継続支援（A型）	9	5	5	5	6
就労継続支援（B型）	28	36	38	40	40
短期入所（福祉型）	2	2	0	1	1
短期入所（医療型）	0	0	0	0	0
療養介護	0	0	0	0	0
共同生活援助	6	10	11	17	16
施設入所支援	7	7	5	5	4
計画相談支援	16	10	12	15	15

資料：健康福祉課（各年度3月分実績）

障がい児が利用するサービスでは、「放課後等デイサービス」が毎年度最も多く、令和6年度では45人が利用しています。同じく令和6年度では「保育所等訪問支援」が21人と2番目に多くなっています。

障害児通所支援等実利用者数

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童発達支援	7	9	8	13	7
医療型児童発達支援	1	1	1	1	0
放課後等デイサービス	34	39	41	40	45
保育所等訪問支援	12	22	27	18	21
障害児相談支援	7	12	10	7	7

資料：健康福祉課（各年度3月分実績）

●障害福祉サービスの内容●

サービス名	サービスの内容
居宅介護	自宅で、身体介護や家事援助などの支援を行います。
生活介護	常に介護を必要とする障がい者に、施設などで介護や創作的活動などの機会を提供します。
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、必要な訓練などを行います。
就労移行支援	一般就労を希望する障がい者に、就労に必要な知識・能力向上のための訓練を行います。
就労継続支援(A型・B型)	一般就労が難しい障がい者に、生産活動などの訓練を行います。
短期入所(福祉型・医療型)	介助者が病気等のときに、短期間施設に入所して必要な介護等の支援を行います。
療養介護	医療を要する障がい者に、病院などで機能訓練や看護、介護などを行います。
共同生活援助	地域での生活に支障のない障がい者に対し、共同生活を営む住居で、日常生活の援助を行います。
施設入所支援	施設入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
計画相談支援	サービス利用計画案を作成し、サービス事業者等との連絡調整のうえ、同計画を作成します。また、サービスの利用状況等の検証を行い、同計画の見直しを行います。

●障害児サービス(障害児通所支援等)の内容●

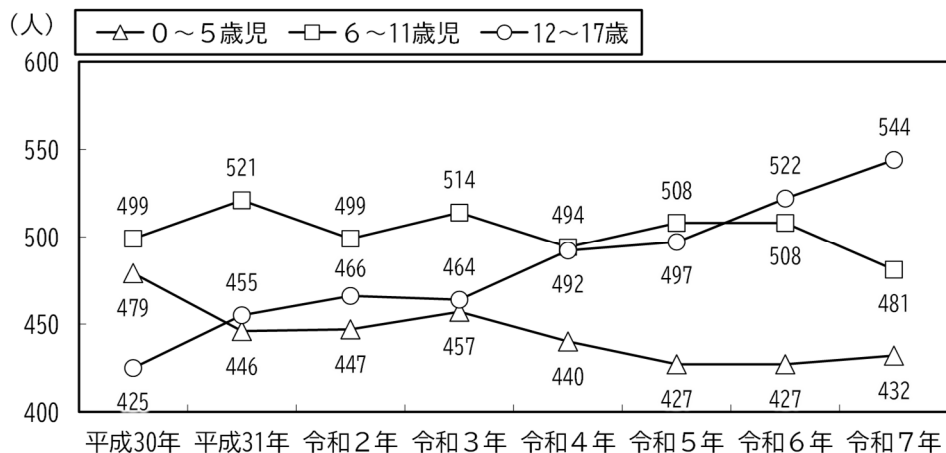
サービス名	サービスの内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作・知識・集団生活への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由のある児童について、医療型児童発達支援センター又は指定医療機関等に通り、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校授業終了後又は休日において生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流を行います。
保育所等訪問支援	保育所やその他の児童が集団生活する施設等に通う障がい児について、当該施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
障害児相談支援	障がい児が通所支援を利用する際、利用計画を作成し、必要に応じて計画の変更、事業者との調整、情報提供などの支援を行います。

4. 子どもの状況

(1) 年齢層別児童人口の推移

児童人口の推移を就学前(0歳～5歳)、小学生(6歳～11歳)、中高校生(12歳～17歳)の3区分で見ると、就学前の人口は平成30年の479人をピークにその後減少傾向で推移し、令和7年では432人となっています。小学生の人口は横ばい傾向にあり、令和7年では481人となっています。中高校生の人口は、平成30年が425人で、その後は増加傾向にあり、令和7年では544人と119人の増となっています。

年齢層別児童人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

(2) 保育所(園)入所児数

令和6年度の村内保育施設は、村立保育所が1か所、私立保育園が3か所(分園を含む)の計4か所となっています。

入所児数(広域利用含む)は、令和2年度以降では令和4年度が287人と最も少なく、その後は増加し令和6年度が309人と多くなっています。

保育所(園)入所児数

単位：人

施設名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
宜野座保育所	75	74	66	66	61
松田保育園	86	86	78	109	110
光保育園(松田保育園分園)	22	28	34	25	30
かな保育園	111	113	106	102	102
広域利用(認定こども園含む)	2	3	3	8	6
計	296	304	287	310	309

資料：村健康福祉課（各年度4月1日現在）

(3)幼稚園在園児数

村内の幼稚園は、公立幼稚園３園のみで、在園児数は令和２年度以降 69 人～88 人の間で推移しており、令和６年度は 71 人となっています。

幼稚園在園児数

単位：人

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
松田幼稚園	21	19	22	15	23
宜野座幼稚園	44	32	49	38	34
漢那幼稚園	11	20	17	16	14
計	76	71	88	69	71

資料：村教育委員会（各年度４月１日現在）

(4)小・中学校生徒数

村内の小学校は３校で、生徒数は令和２年度以降 500 人前後で推移しており、令和６年度は 504 人となっています。

また、中学校は１校のみで、生徒数は令和２年度以降、増加傾向となっており、令和６年度が 265 人で最も多くなっています。

小・中学校生徒数

単位：人

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
松田小学校	132	138	132	139	127
宜野座小学校	234	251	241	256	266
漢那小学校	126	121	118	115	111
計	492	510	491	510	504
宜野座中学校	231	243	245	249	265

資料：村教育委員会（各年度５月１日現在）

(5)ひとり親世帯

児童扶養手当受給者

児童扶養手当の支給状況をみると、支給世帯数増加傾向にあり、令和2年度の109世帯から令和6年度では121世帯となっています。

また、総世帯数に占める児童扶養手当支給世帯の割合は、横ばい傾向となっています。

児童扶養手当受給状況

単位：世帯、%

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総世帯数(A)	6,107	6,233	6,250	6,348	6,383
児童扶養手当支給世帯数(B)	109	113	119	121	121
割合(B/A)	1.8	1.8	1.9	1.9	1.9

資料：村健康福祉課

(6)就学援助費

就学援助費には、要保護と準要保護があり、小・中学校合わせると要保護の対象となる児童生徒数は、この5年間で11人から1人に減少しています。

準要保護の対象となる児童生徒数は、令和2年度以降増加し、令和5年度には122人と最も多くなっていますが、令和6年度では減少し103人となっています。

在籍児童生徒数に対する就学援助費の支給率は、この5年間では令和5年度が16.2%と高く、次に令和2年度が15.6%となっています。

就学援助費

単位：人、%

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計
児童生徒数	492	231	723	510	243	753	481	245	726	510	249	759	504	265	769
要保護	7	4	11	5	3	8	3	0	3	0	1	1	0	1	1
準要保護	72	30	102	70	35	105	68	42	110	69	53	122	62	41	103
合計	79	34	113	75	38	113	71	42	113	69	54	123	62	42	104
支給率	16.1	14.7	15.6	14.7	15.6	15.0	14.8	17.1	15.6	13.5	21.7	16.2	12.3	15.8	13.5

資料：村教育委員会（各年度5月1日現在）

支給率＝支給合計／児童生徒数×100

5. 住民の健康状況

(1) 特定健康診査受診率

本村の特定健康診査の受診率は、50％台で推移しており、沖縄県の受診率より高いものの、令和5年度以降徐々に低くなってきています。

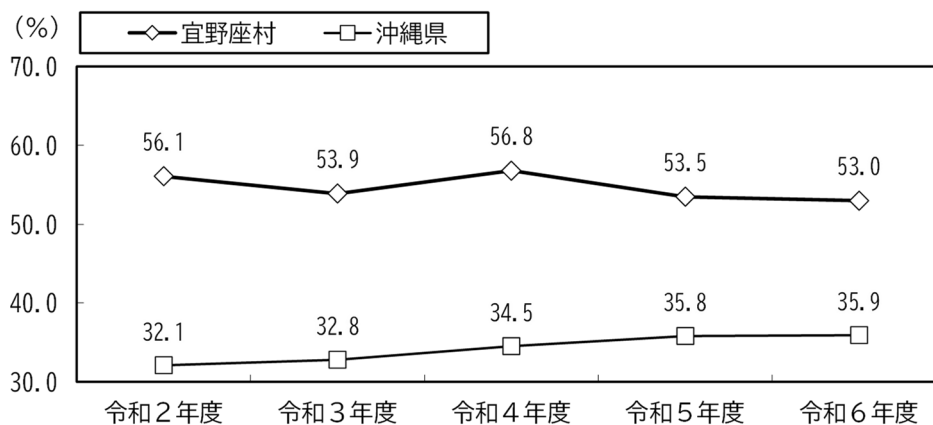
特定健康診査受診率

単位：％

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
宜野座村	56.1	53.9	56.8	53.5	53.0
沖縄県	32.1	32.8	34.5	35.8	35.9

資料：村健康福祉課（各年度末現在）

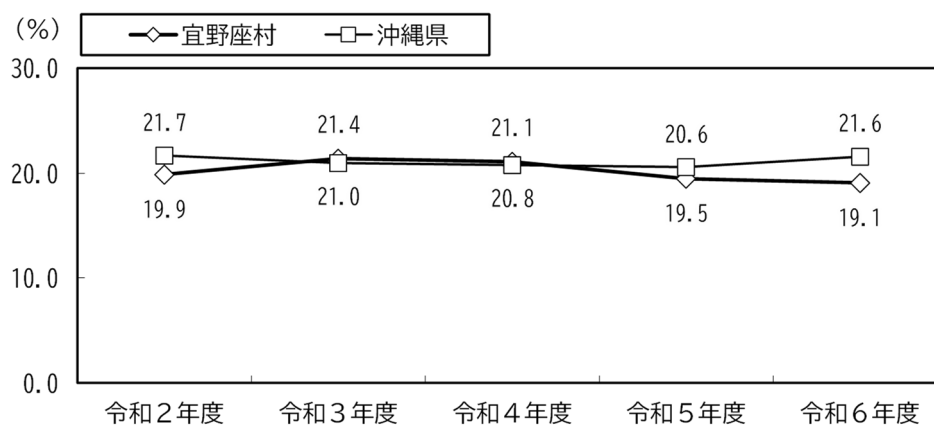
特定健康診査受診率



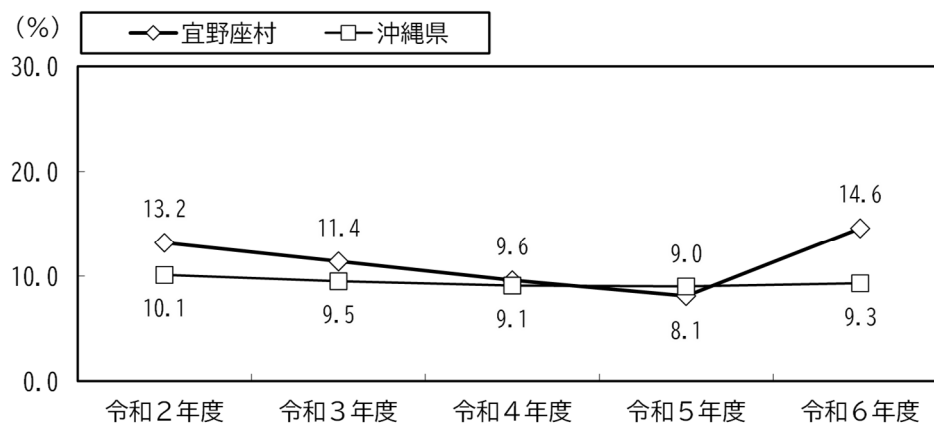
(2)メタボリックシンドローム予備群・該当者

本村のメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の予備群及び該当者の割合をみると、「予備群」の割合は、「男性」では本村と沖縄県は毎年同程度で推移していますが、令和6年度は2.5ポイント低くなっています。一方、「女性」は沖縄県とほぼ同程度の割合で推移していますが、令和6年度では14.6%と沖縄県より5.3ポイント高くなっています。

メタボリックシンドローム予備群【男性】

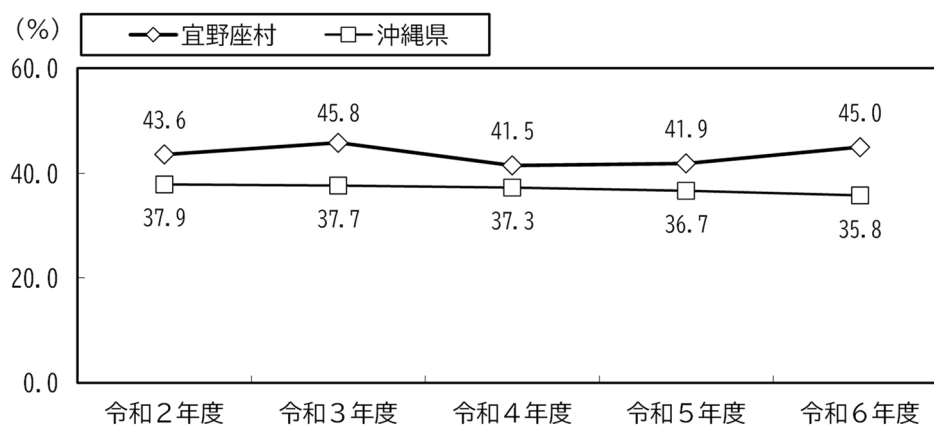


メタボリックシンドローム予備群【女性】

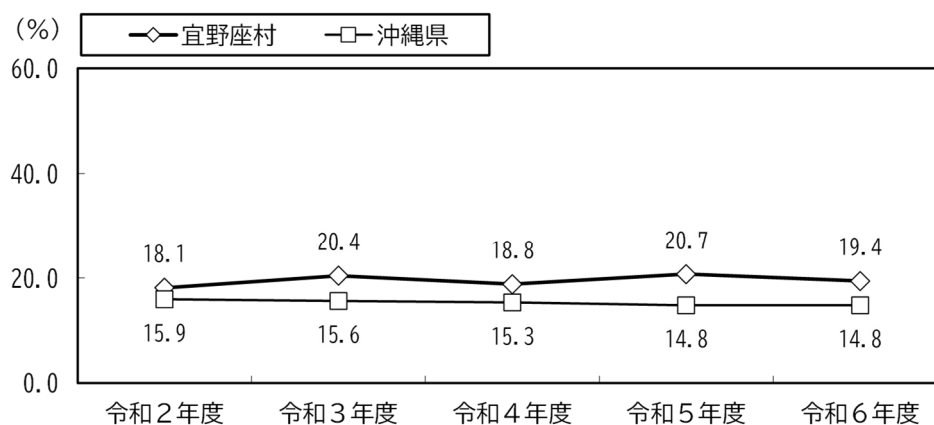


「該当者」の割合は、男女とも沖縄県より高く、「男性」が40%台、「女性」が20%前後となっています。

メタボリックシンドローム該当者【男性】



メタボリックシンドローム該当者【女性】



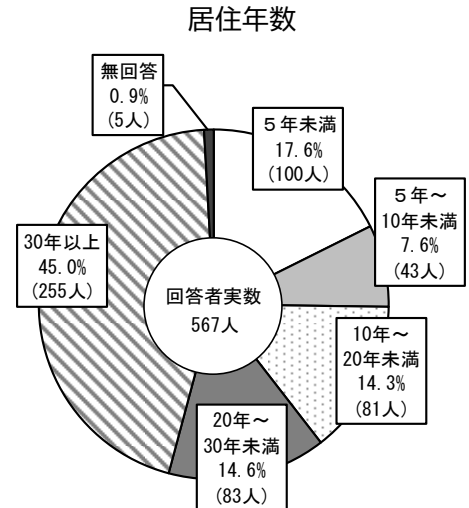
(資料2) 村民アンケート調査結果の主な報告

1. 地域との関わりについて

(1) 居住年数

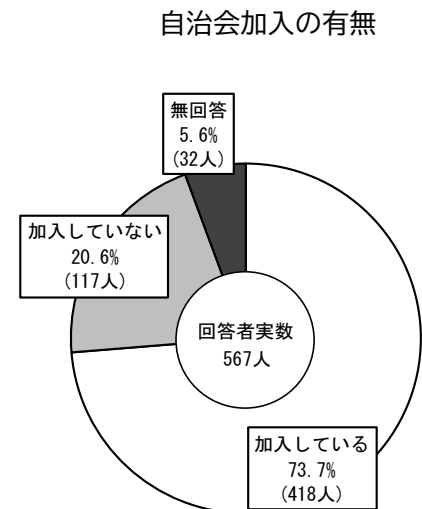
居住年数は、「30 年以上」が 45.0%と最も高く、次に「5 年未満」が 17.6%、「20 年～30 年未満」が 14.6%、「10 年～20 年未満」が 14.3%と続きます。

前回調査と比べると、「30 年以上」は 13.8 ポイント低く、「5 年未満」が 10.0 ポイント高くなっています。



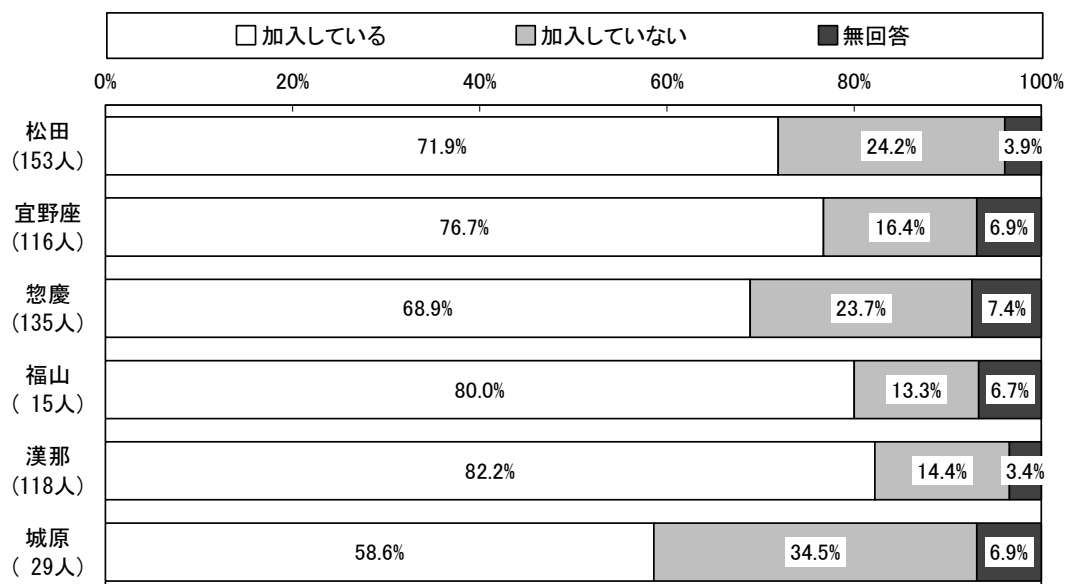
(2) 自治会加入の有無

自治会への加入については、「加入している」が 73.7%で、前回調査の 81.9%から 8.2 ポイント低くなっています。



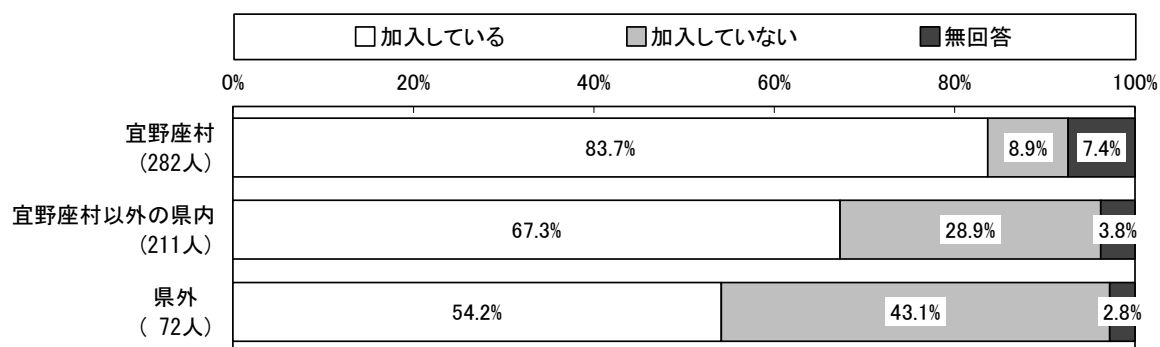
行政区別にみると、加入率は「漢那区」と「福山区」が80%台と高く、次いで「宜野座区」と「松田区」が70%台で、「城原区」が58.6%と最も低くなっています。

自治会加入の有無（行政区別）



出身地別の加入率をみると、出身地が「宜野座村」の方では83.7%、「宜野座村以外の県内」の方は67.3%と高くなっています。一方、出身地が「県外」の方の加入率は54.2%と他の出身地より低くなっています。

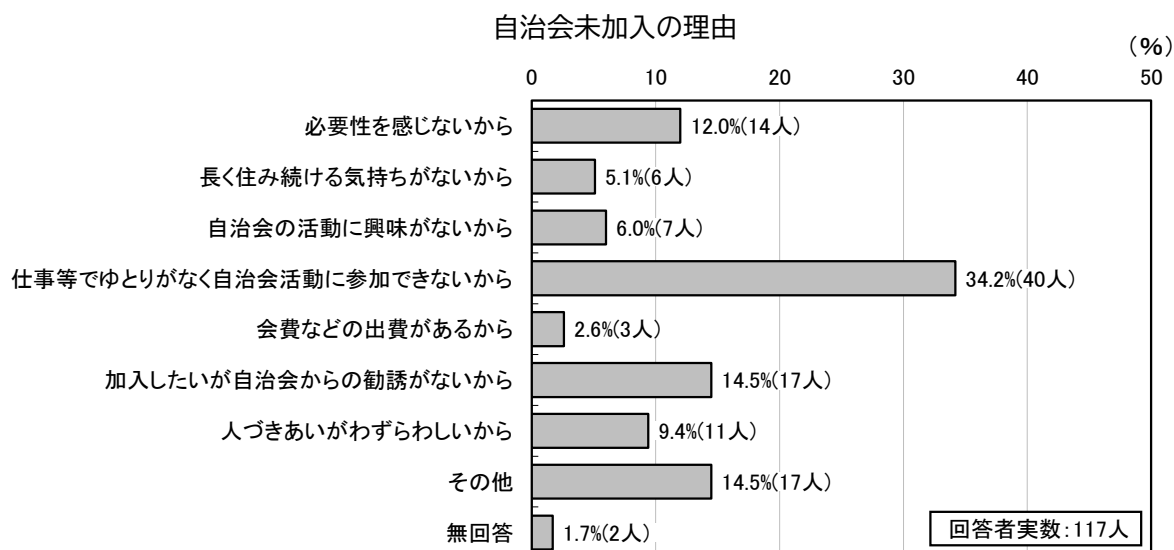
自治会加入の有無（出身地別）



(3)自治会未加入の理由

自治会に「加入していない」と答えた方の未加入の理由については、「仕事等でゆとりがなく自治会活動に参加できないから」が34.2%と最も高くなっています。次に「加入したいが自治会からの勧誘がないから」と「その他」がともに14.5%、「必要性を感じないから」が12.0%となっています。

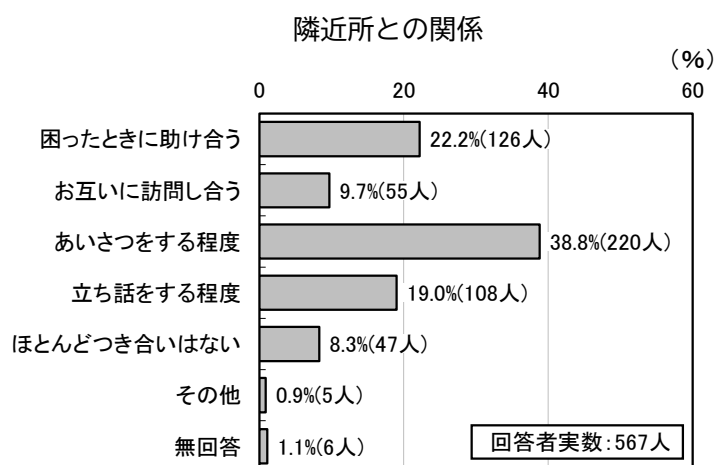
前回調査と比べると、「加入したいが自治会からの勧誘がないから」が11.2ポイント高く、「仕事等でゆとりがなく自治会活動に参加できないから」が7.5ポイント低くなっています。



(4)隣近所との関係

隣近所との関係については、「あいさつをする程度」がともに38.8%と高く、次に「困ったときに助け合う」が22.2%、「立ち話をする程度」が19.0%、「お互いに訪問し合う」が9.7%となっています。「困ったときに助け合う」と「お互いに訪問し合う」を合わせた31.9%が隣近所と親しい関係を持っています。また、「あいさつをする程度」と「立ち話をする程度」を合わせた57.8%の方は、隣近所とはさりとした関係にとどまっており、「ほとんどつき合いはない」が8.3%となっています。

前回調査と比べると、「あいさつをする程度」が8.8ポイント高く、「困ったときに助け合う」が7.8ポイント低くなっています。

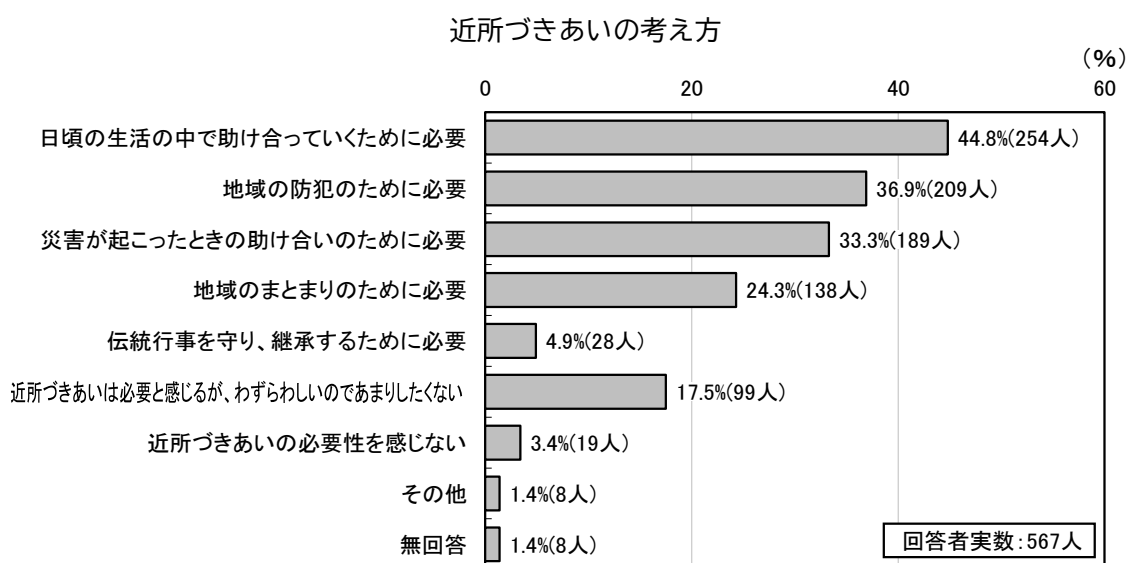


(5)近所づきあいの考え方（複数回答）

近所づきあいの考え方については、「日頃の生活の中で助け合っていくために必要」が44.8%と最も高く、次に「地域の防犯のために必要」、「災害が起こったときの助け合いのために必要」がいずれも30%台の比率となっています。

一方、「近所づきあいは必要と感じるが、わずらわしいのであまりしたくない」が17.5%、「近所づきあいの必要性を感じない」が3.4%となっています。

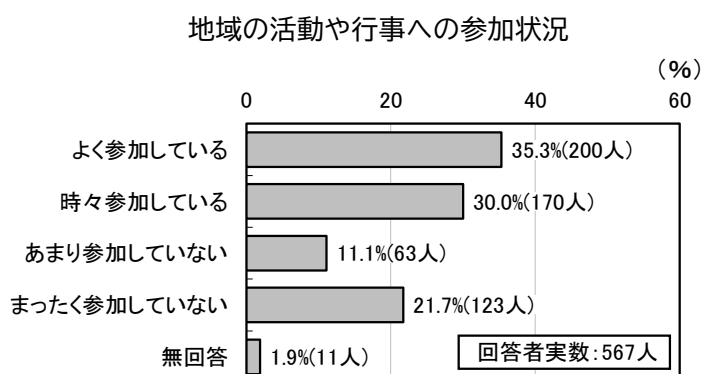
前回調査と比べると、「日頃の生活の中で助け合っていくために必要」が7.1ポイント低く、「地域のまとまりのために必要」も7.6ポイント低くなっています。一方、「地域の防犯のため必要」が4.2ポイント高くなっています。日頃の助け合いより、防犯のために必要と考える方が増えています。



(6)地域の活動や行事への参加状況

地域の活動や行事(地域の美化、清掃、敬老会、スポーツ大会等)への参加については、「よく参加している」が35.3%、「時々参加している」が30.0%で、合わせると65.3%の方が参加しています。

前回調査と比べると、「よく参加している」と「時々参加している」を合わせた比率は、4.9ポイント低くなっています。



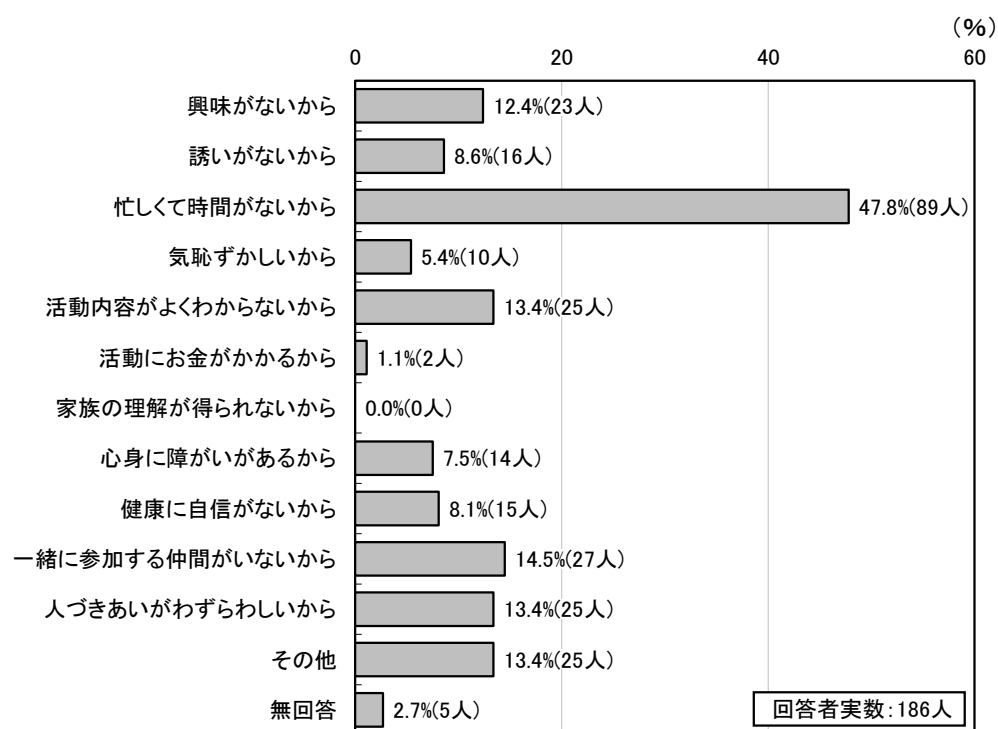
(7)地域の活動や行事に参加していない理由（複数回答）

地域の活動や行事に「あまり参加していない」、「まったく参加していない」と答えた方の参加していない理由については、「忙しくて時間がないから」が47.8%と最も高く、そのほかの理由については、15%未満の比率となっています。

なお、「一緒に参加する仲間がいないから」、「誘いが無いから」、「気恥ずかしいから」、「活動内容がよくわからないから」という理由で参加していない方もいることから、参加への呼びかけ等により、参加につながる方もいると思われます。

前回調査と比べると、「活動内容がよくわからないから」が4.0ポイント高くなっています。また、「健康に自信がないから」が4.5ポイント低く、「心身に障がいがあるから」も4.3ポイント低くなっていますが、そのほかの理由については前回とほぼ同程度の比率となっています。

地域の活動や行事に参加していない理由



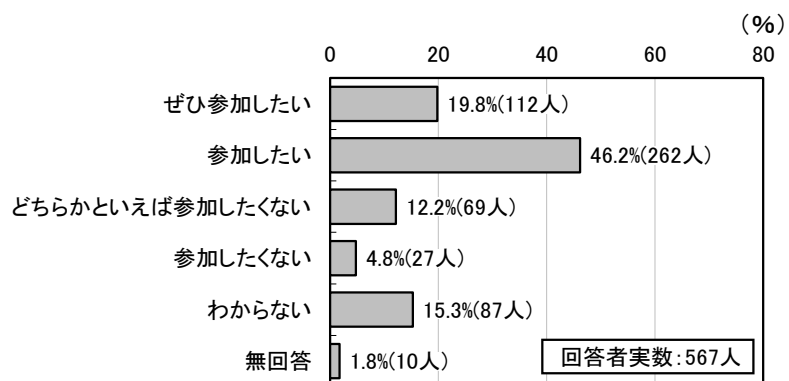
(8)地域活動や行事への今後の参加意向

地域の活動や行事への今後の参加については、「参加したい」が46.2%と最も高く、「ぜひ参加したい」の19.8%を合わせると、66.0%の方が参加したいと考えています。

一方、「どちらかといえば参加したくない」と「参加したくない」を合わせた、参加に否定的な方が17.0%となっています。

前回調査と比べると、「ぜひ参加したい」が5.6ポイント高く、「参加したい」が5.9ポイント低くなっており、そのほかの参加意向については、前回とほぼ同程度の比率となっています。

今後の地域活動や行事への参加意向



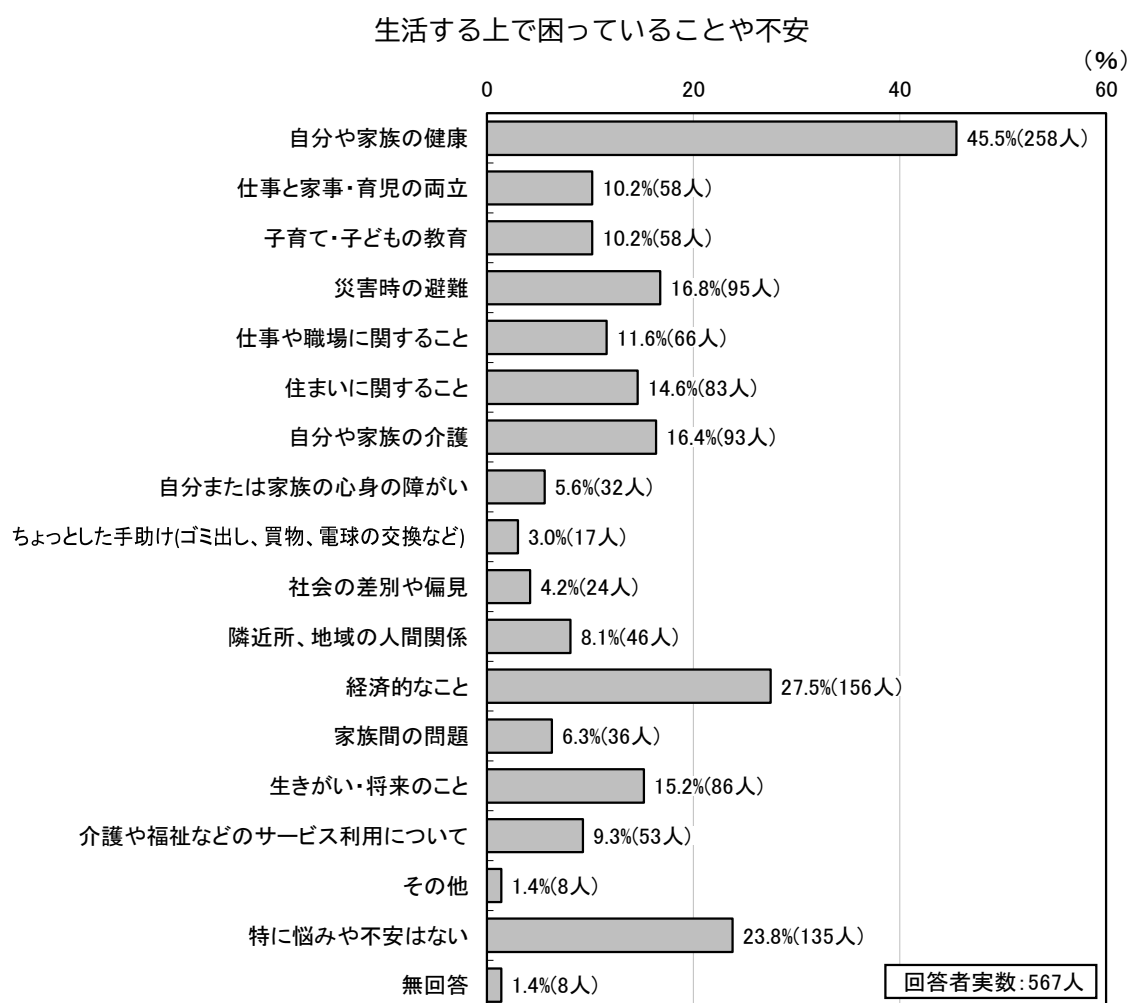
2. 困っていることや相談について

(1)生活する上で困っていることや不安（複数回答）

生活する上で困っていることや不安に思っていることについては、「特に悩みや不安はない」と「無回答」を除いた、74.8%の方が何らかの困っていることや不安を持っています。具体的には「自分や家族の健康」が45.5%と最も高く、次に「経済的なこと」が27.5%となっています。

また、「災害時の避難」が16.8%、「自分や家族の介護」が16.4%、「生きがい・将来のこと」が15.2%と比較的高い比率となっています。

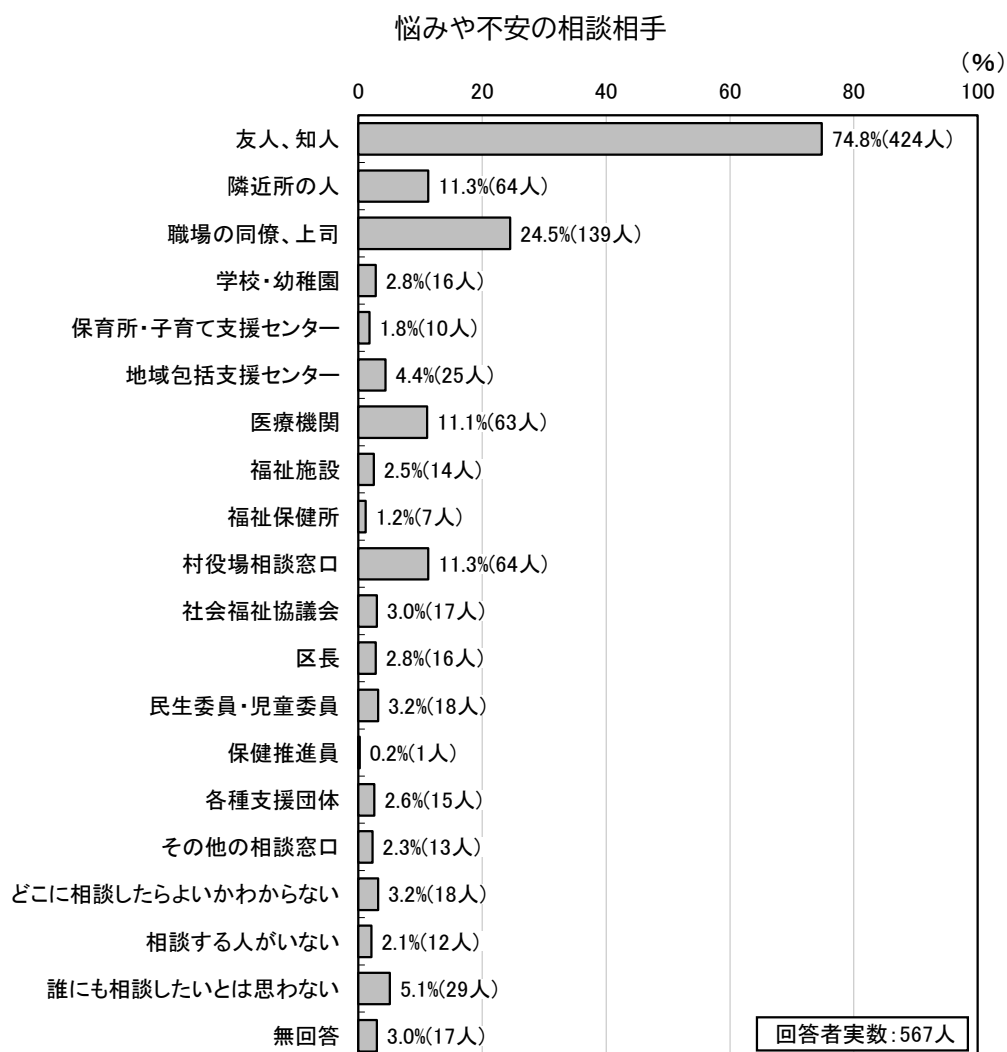
前回調査と比べると、「経済的なこと」、「住まいに関すること」、「仕事や職場に関すること」が4～5ポイント高く、そのほかの困っていることや不安は、前回と同程度の比率となっています。



(2)家族や親族以外の相談相手・相談先（複数回答）

家族や親族以外の悩みや不安の相談相手・相談先については、「友人、知人」が74.8%と最も高く、次に「職場の同僚、上司」が24.5%となっています。また、「隣近所の人」と「村役場相談窓口」がともに11.3%、「医療機関」が11.1%となっています。一方、「どこに相談したらよいかわからない」が3.2%、「相談する人がいない」が2.1%と悩みや不安を相談できずにいる方がいます。また、「誰にも相談したいとは思わない」は5.1%となっています。

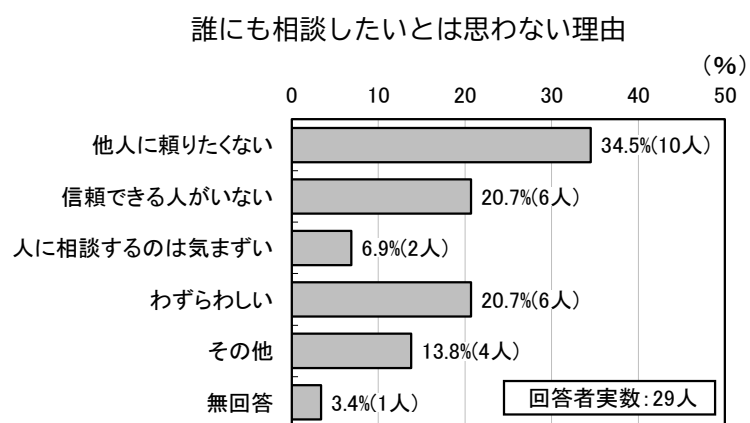
前回調査と比べると、家族や親族以外の相談相手・相談先は、前回と同程度の比率となっています。



(3) 誰にも相談したいとは思わない理由

「誰にも相談したいとは思わない」と答えた方の理由については、「他人に頼りたくない」が34.5%と最も高く、次に「信頼できる人がいない」と「わずらわしい」がともに20.7%となっています。

前回調査と比べると、「信頼できる人がいない」が4.3ポイント低く、そのほかの理由は、前回と同程度の比率となっています。

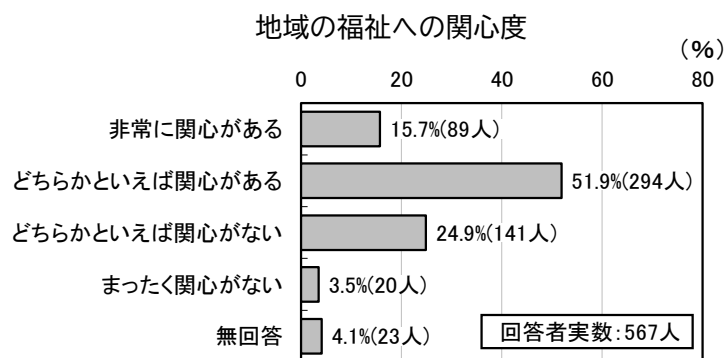


3. 福祉への関心と情報について

(1)地域の福祉への関心度

福祉への関心については、「どちらかといえば関心がある」が51.9%と最も高く、「非常に関心がある」の15.7%を合わせると、67.6%が福祉に関心を持っています。

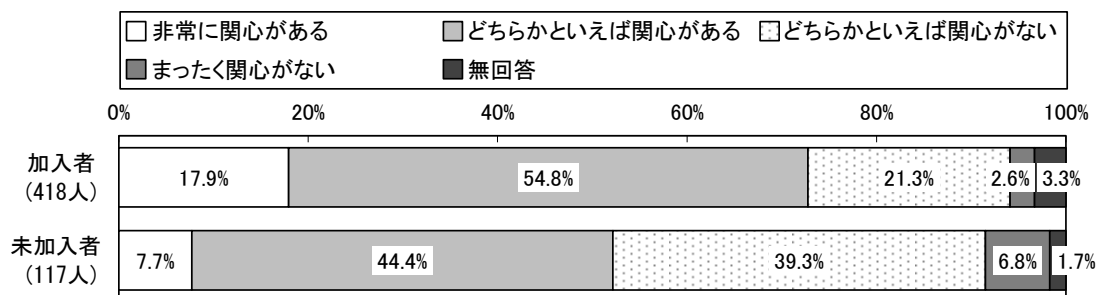
前回調査と比べると、福祉への関心度は、前回と同程度の比率となっています。



自治会加入の有無でみると、「非常に関心がある」と「どちらかといえば関心がある」は、いずれも「加入者」の比率が高く、2つを合わせた“関心がある”割合は「加入者」が72.7%、「未加入者」が52.1%となっています。

一方、「どちらかといえば関心がない」と「まったく関心がない」は、いずれも「未加入者」の比率が高くなっています。

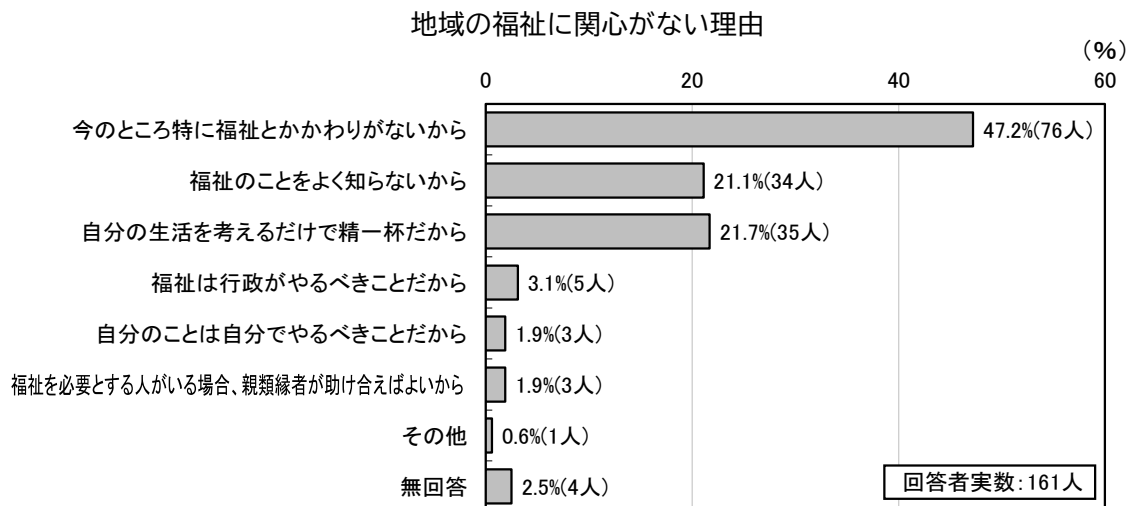
地域の福祉への関心度（自治会加入の有無別）



(2)地域の福祉に関心がない理由

地域の福祉について「どちらかといえば関心がない」、「まったく関心がない」と答えた方の関心がない理由については、「今のところ特に福祉とかかわりがないから」が47.2%と最も高く、次に「自分の生活を考えるだけで精一杯だから」が21.7%、「福祉のことをよく知らないから」が21.1%となっています。

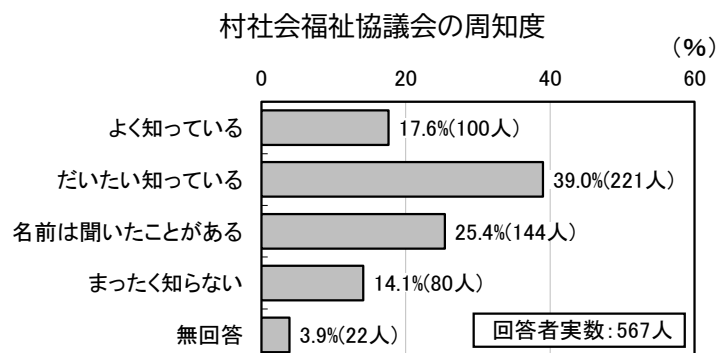
前回調査と比べると、「自分の生活を考えるだけで精一杯だから」は5.9ポイント低く、そのほかの理由については前回と同程度の比率となっています。



(3)村社会福祉協議会の周知度

宜野座村社会福祉協議会については、「だいたい知っている」が39.0%と最も高く、「よく知っている」の17.6%を合わせると、56.6%の方が周知しています。また、「名前は聞いたことがある」が25.4%、「まったく知らない」が14.1%となっています。

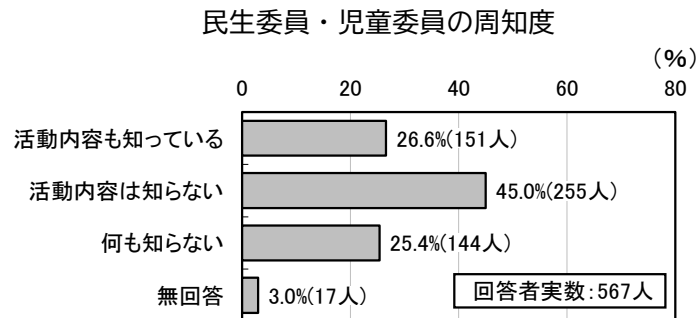
前回調査と比べると、「まったく知らない」は5.9ポイント高く、「よく知っている」は5.7ポイント低くなっています。



(4) 民生委員・児童委員の周知度

民生委員・児童委員については、「活動内容は知らない」が45.0%と最も高く、次に「活動内容も知っている」が26.6%で、合わせると71.6%が民生委員・児童委員のことを知っています。一方、「何も知らない」が25.4%となっています。

前回調査と比べると、「活動内容も知っている」は5.1ポイント低くなっています。

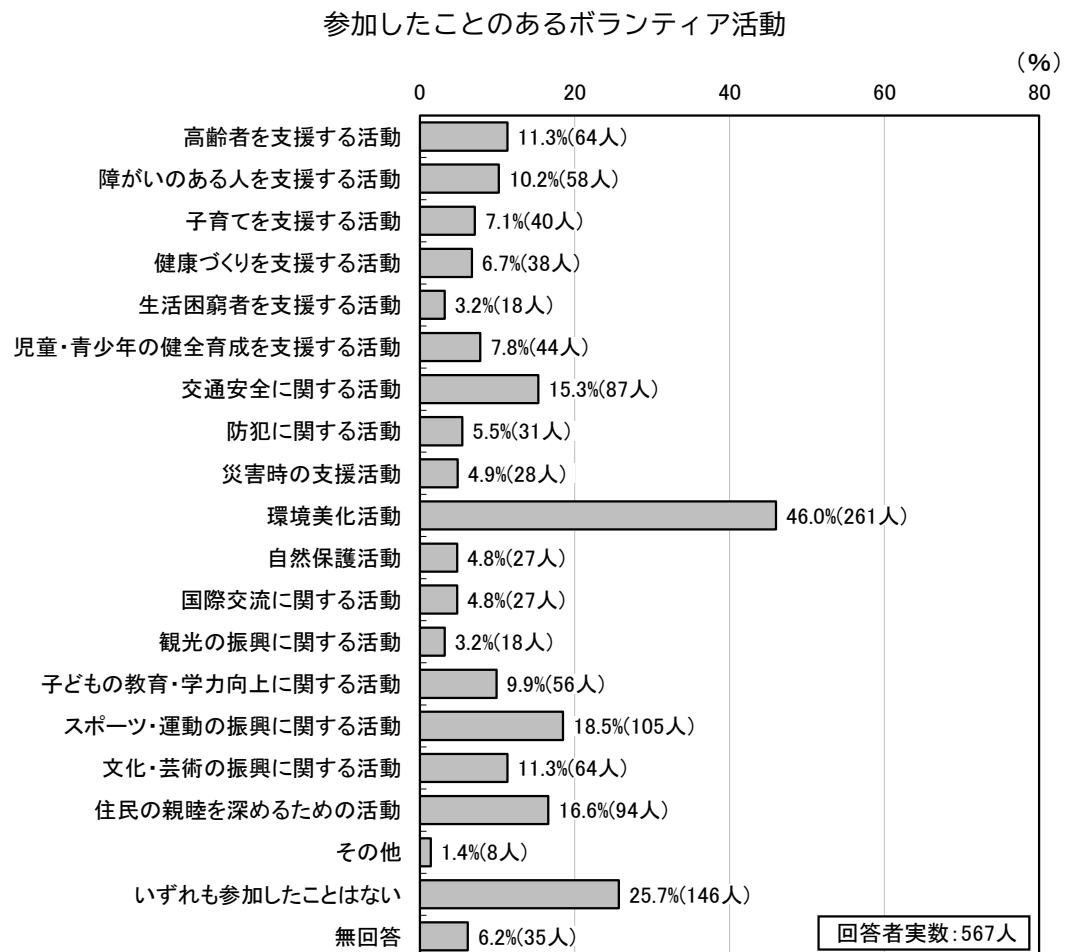


4. ボランティアについて

(1)参加したことのボランティア活動（複数回答）

参加したことのボランティア活動については、「いずれも参加したことはない」の25.7%と「無回答」の6.2%を除いた、68.1%の方が何らかのボランティア活動に参加しています。参加したことの活動の中では、「環境美化活動」が46.0%と最も高くなっています。続いて、「スポーツ・運動の振興に関する活動」が18.5%、「住民の親睦を深めるための活動」が16.6%、「交通安全に関する活動」が15.3%で、その他様々な活動に参加している方がいます。

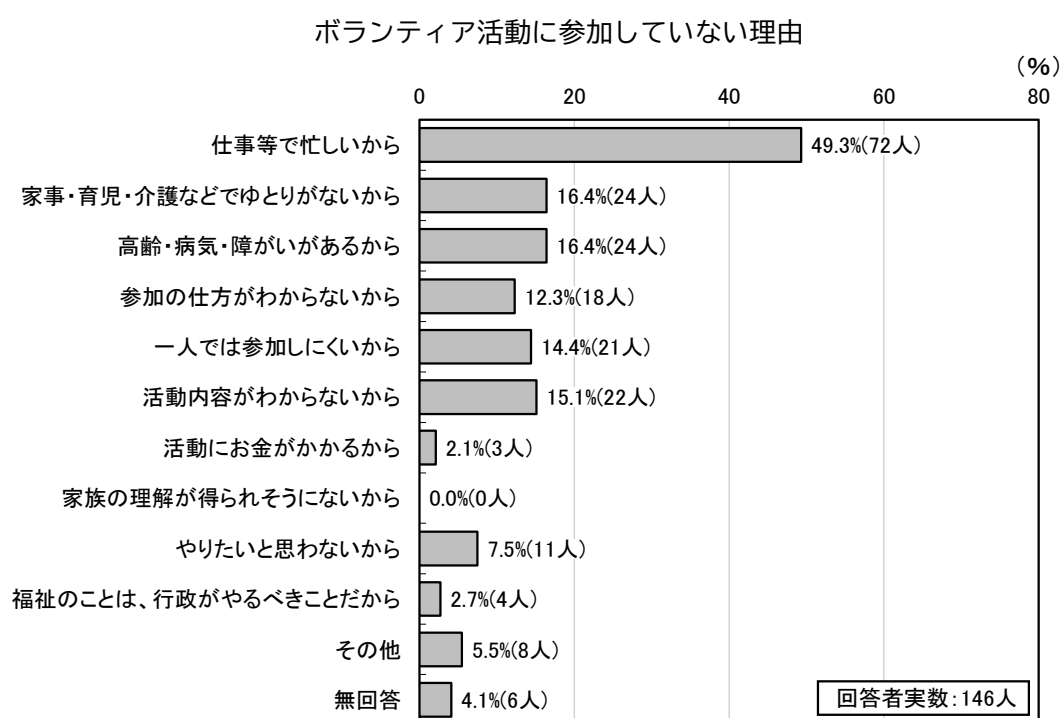
前回調査と比べると、「高齢者を支援する活動」、「環境美化活動」、「防犯に関する活動」、「交通安全に関する活動」は4～5ポイント低くなっていますが、そのほかのボランティア活動については前回とほぼ同程度となっています。



(2) ボランティア活動に参加していない理由（複数回答）

ボランティア活動に「いずれも参加したことはない」と答えた方の、参加していない理由については、「仕事等で忙しいから」が49.3%と最も高くなっています。次いで、「家事・育児・介護などでゆとりがないから」、「高齢・病気・障がいがあるから」がともに16.4%となっています。また、「活動内容がわからないから」、「一人では参加しにくい」、「参加の仕方がわからないから」といった理由もあり、参加のための働きかけをすることで、参加につながる方もいると考えられます。

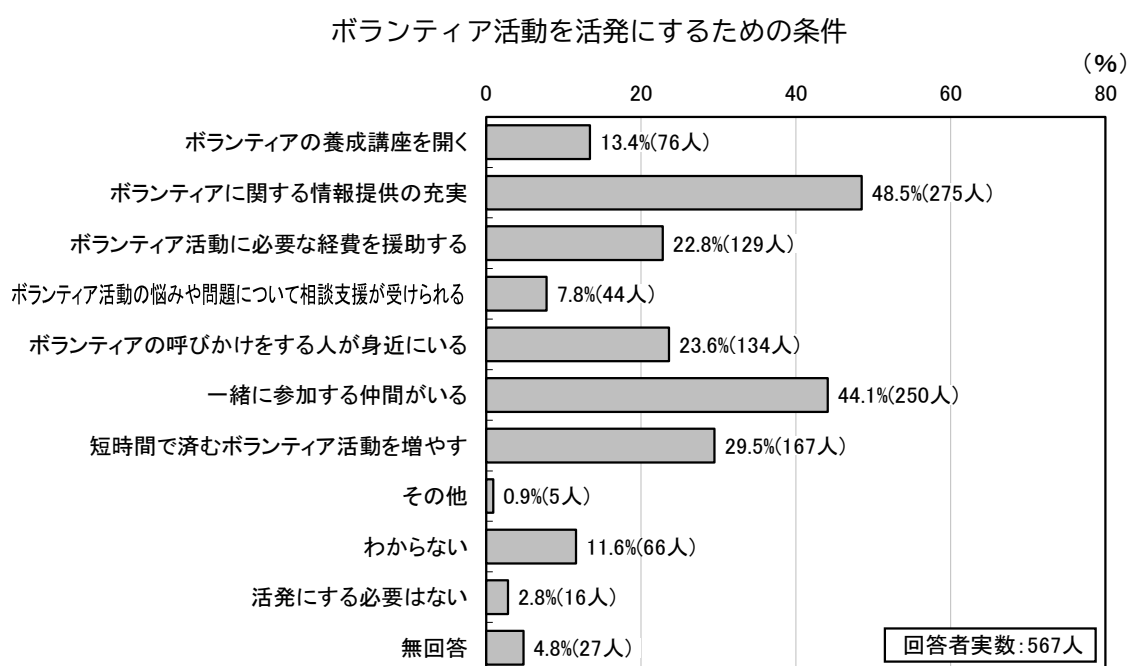
前回調査と比べると、「仕事等で忙しいから」、「活動内容がわからないから」はそれぞれ7.1ポイント、5.7ポイント高くなっていますが、そのほかの理由については前回とほぼ同程度の比率となっています。



(3) ボランティア活動を活発にするための条件（複数回答）

ボランティア活動を活発にするための条件については、「ボランティアに関する情報提供の充実」が48.5%と最も高く、次に「一緒に参加する仲間がいる」が44.1%となっています。そのほか、「短時間で済むボランティア活動を増やす」、「ボランティアの呼びかけをする人が身近にいる」、「ボランティア活動に必要な経費を援助する」が20%台で比較的多い結果となっています。

前回調査と比べると、「ボランティアの養成講座を開く」、「ボランティアに関する情報提供の充実」はそれぞれ8.2ポイント、6.4ポイント低くなっていますが、そのほかの条件についてはほぼ同程度の比率となっています。

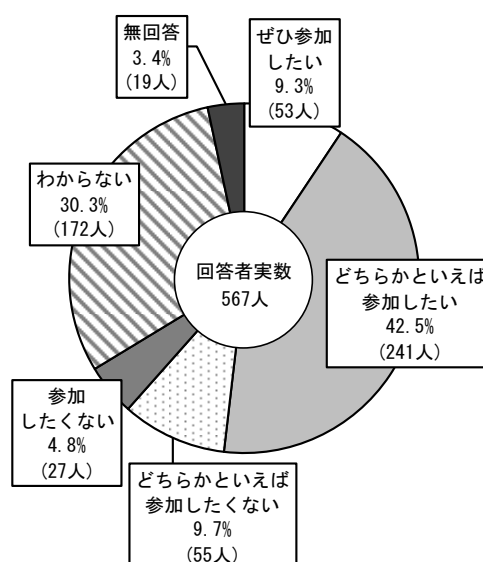


(4) 今後のボランティア活動への参加意向

今後のボランティア活動への参加意向については、「どちらかといえば参加したい」が42.5%と最も高く、「ぜひ参加したい」が9.3%で、合わせると51.8%の方が参加したいと考えています。また、「わからない」が30.3%と2番目に高くなっています。

前回調査と比べると、「どちらかといえば参加したい」は4.6ポイント低くなっていますが、そのほかは同程度となっています。

今後のボランティア活動への参加意向

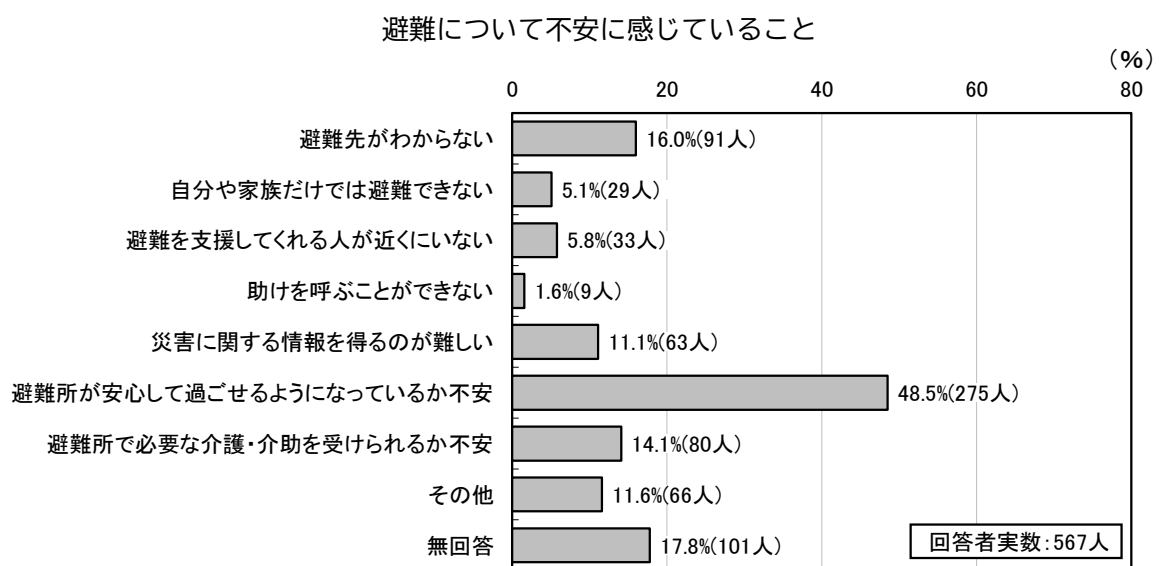


5. 災害時のことについて

(1)避難について不安に感じていること（複数回答）

台風や地震、大雨などの際の避難で不安に感じていることについては、「避難所が安心して過ごせるようになっているか不安」が 48.5%と最も高く、次に「避難先がわからない」が 16.0%となっています。また、「避難所で必要な介護・介助を受けられるか不安」が 14.1%、「災害に関する情報を得るのが難しい」が 11.1%と比較的高くなっています。

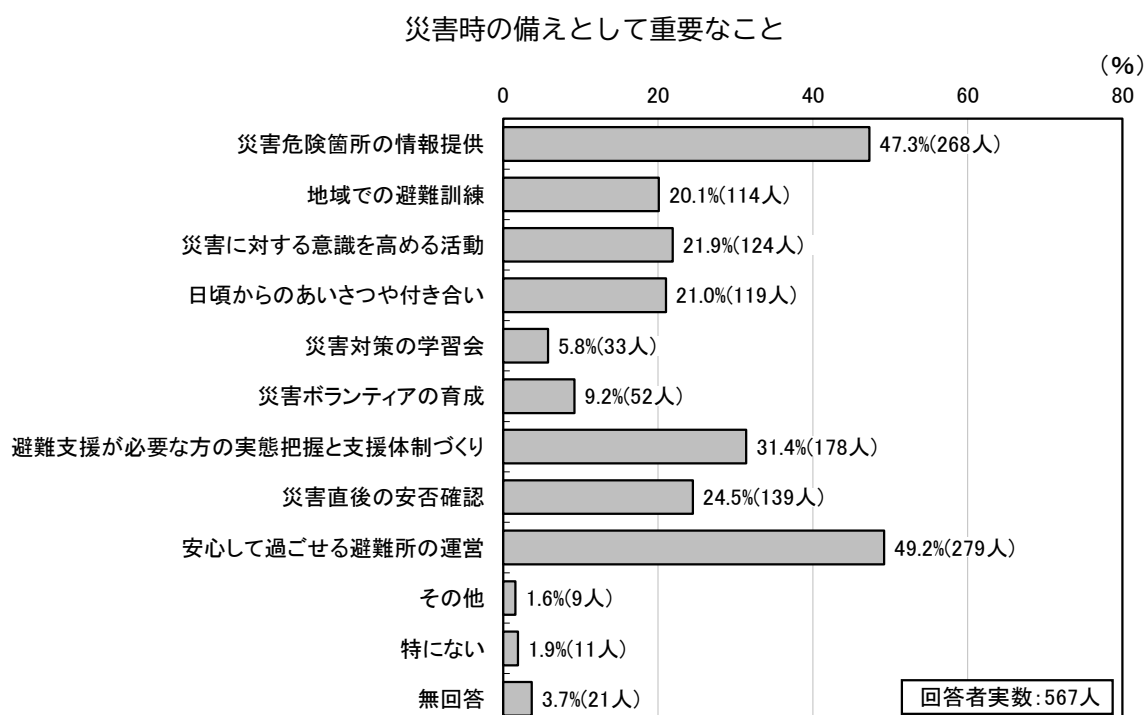
前回調査と比べると、「避難所が安心して過ごせるようになっているか不安」は 7.3 ポイント高く、「避難先がわからない」が 6.2 ポイント低くなっています。そのほかの不安に感じていることについては同程度となっています。



(2)災害時の備えとして重要なこと（複数回答）

災害時の備えとして重要と思うことについては、「安心して過ごせる避難所の運営」が49.2%、「災害危険箇所の情報提供」が47.3%と2つが高く、次いで「避難支援が必要な方の実態把握と支援体制づくり」が31.4%となっています。そのほか、「災害直後の安否確認」、「災害に対する意識を高める活動」、「日頃からのあいさつや付き合い」、「地域での避難訓練」が20%台と比較的高い比率となっています。

前回調査と比べると、「安心して過ごせる避難所の運営」が8.9ポイント高く、「災害直後の安否確認」も5.6ポイント高くなっています。そのほかの備えについては前回とほぼ同程度の比率となっています。

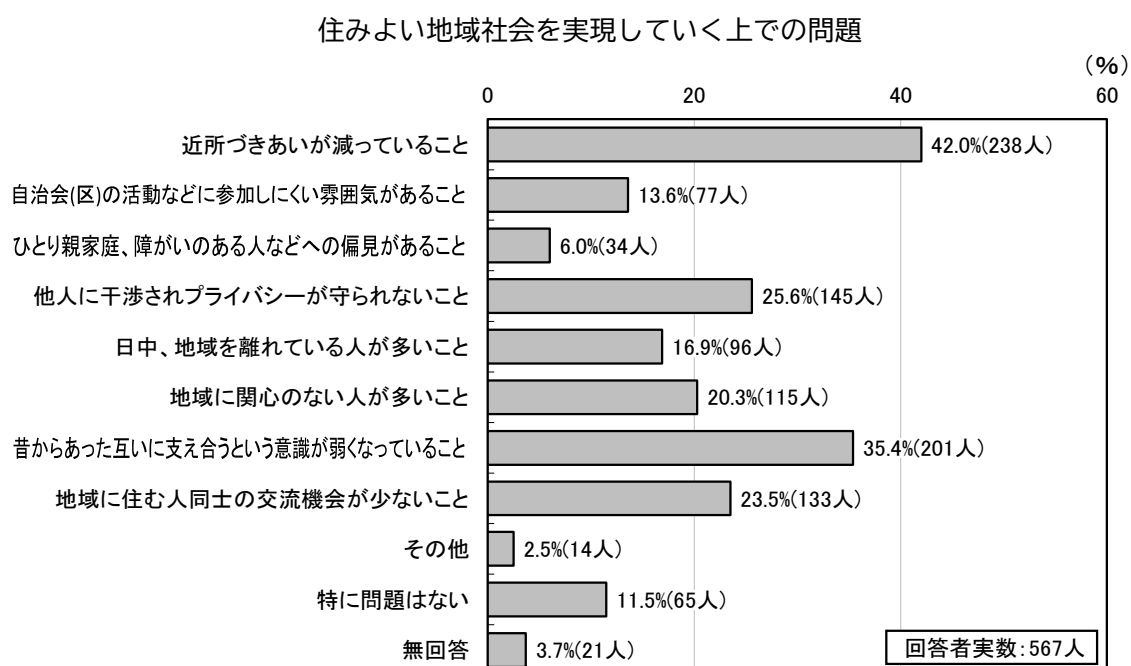


6. 地域福祉の推進について

(1) 住みよい地域社会を実現していく上での問題（複数回答）

地域の人々がお互い力を合わせて、住みよい地域社会を実現していく上で問題となることについては、「近所づきあいが減っていること」が42.0%と最も高く、次に「昔からあった互いに支え合うという意識が弱くなっていること」が35.4%で、住民同士のつながりが希薄になってきていると感じている方が多いと言えます。

前回調査と比べると、「他人に干渉されプライバシーが守られないこと」、「地域に住む人同士の交流機会が少ないこと」がそれぞれ7.9ポイント、5.6ポイント高く、「近所づきあいが減っていること」は4.5ポイント低くなっています。

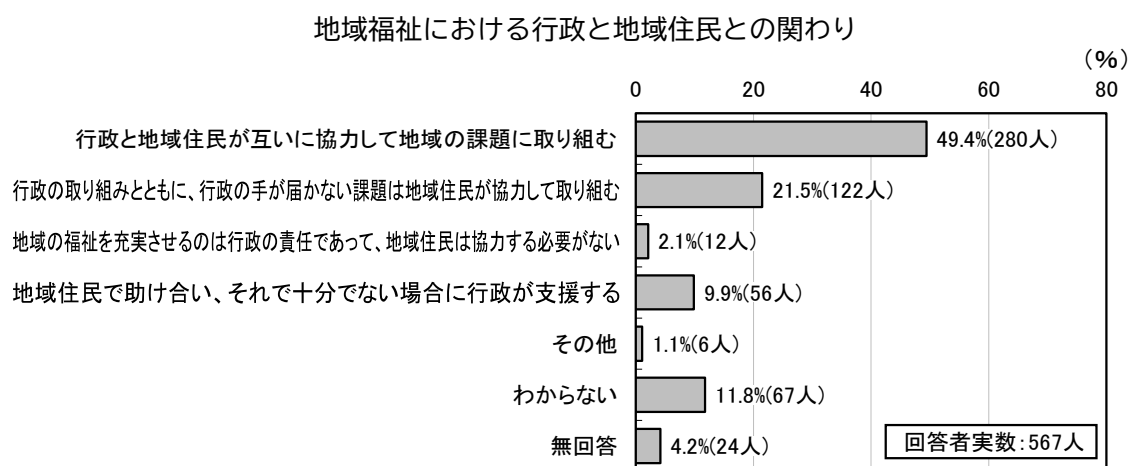


(2)地域福祉における行政と地域住民との関わり

地域福祉における、行政と地域住民との関わりについては、「行政と地域住民が互いに協力して地域の課題に取り組む」（公私協働型）が49.4%と最も高く、次に「行政の取り組みとともに、行政の手の届かない課題は地域住民が協力して取り組む」（行政先行型）が21.5%となっています。多くの方が行政との協力体制が必要と感じています。

また、「地域住民で助け合い、それで十分ではない場合に行政が支援する」（住民先行型）が9.9%と低率ですが、まずは地域における住民同士の助け合いを優先する方がいると思われます。

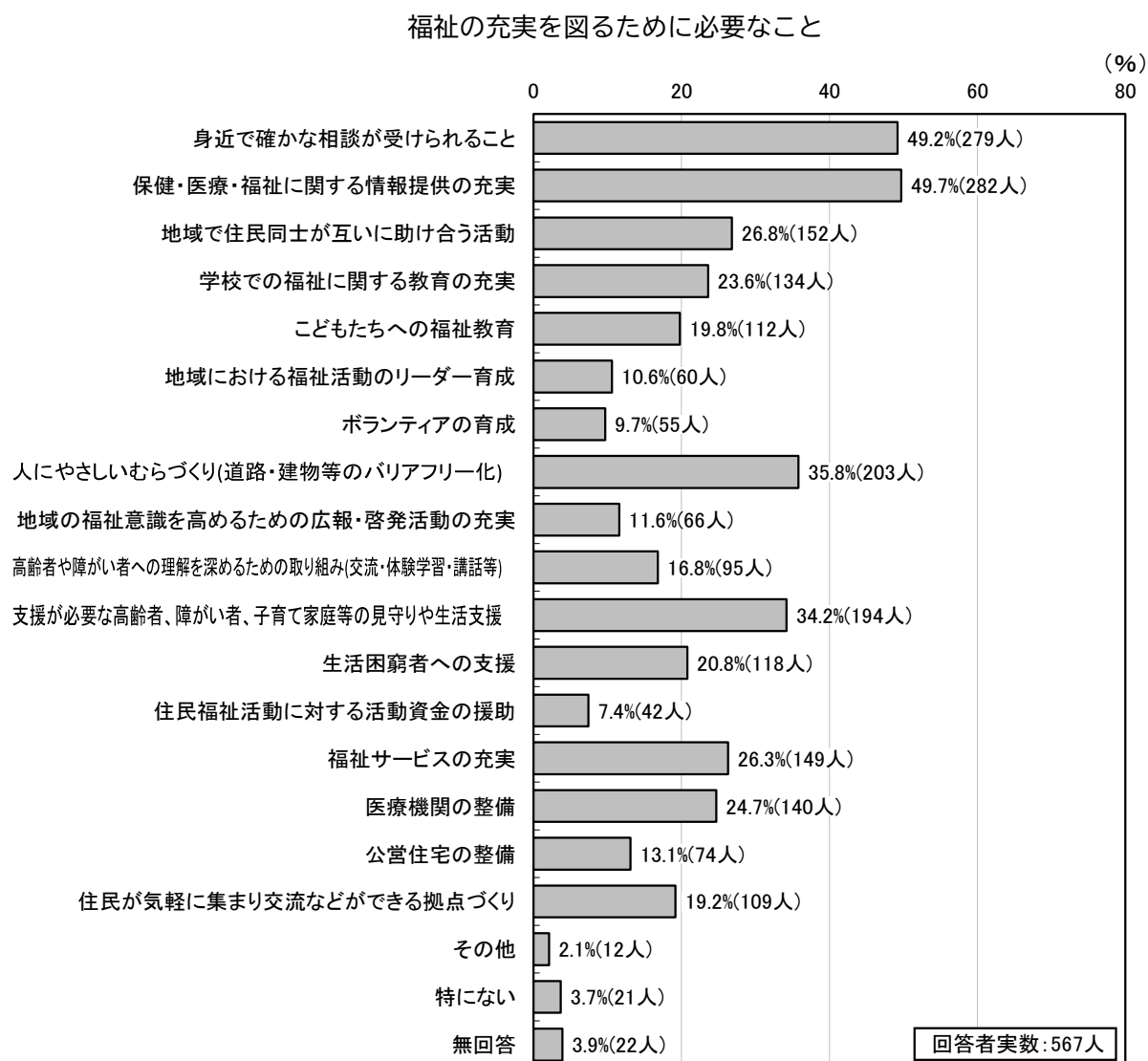
前回調査と比べると、公私協働型の比率は3.1ポイント低く、行政先行型は同程度となっています。



(3)福祉の充実を図るために必要なこと（複数回答）

宜野座村における福祉の充実を図るために必要なことについては、「保健・福祉・医療に関する情報提供の充実」が49.7%と最も高く、次に「身近で確かな相談が受けられること」が49.2%で、相談と情報提供に対するニーズが高いと言えます。続いて、「支援が必要な高齢者、障がい者、子育て家庭等の見守りや生活支援」、「人にやさしいむらづくり（道路・建物等のバリアフリー化）」が30%台半ばとなっています。

前回調査と比べると、「ボランティアの育成」は5.1ポイント低く、「地域における福祉活動のリーダー育成」、「住民福祉活動に対する活動資金の援助」も4ポイント程度低くなっており、そのほかの項目については、前回とほぼ同程度の比率となっています。



(資料3) 宜野座村地域福祉計画・宜野座村地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

令和7年4月1日

要綱第12号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく宜野座村地域福祉計画及び宜野座村地域福祉活動計画、自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項に基づく自殺対策計画、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律29号）第14条第1項に基づく宜野座村成年後見制度利用促進基本計画並びに再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）に基づく宜野座村再犯防止推進計画（以下「計画」という。）を策定するため、宜野座村地域福祉計画・宜野座村地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の見直し及び変更に関すること。
- (3) 計画の進捗管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、村長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織し、別表第1に掲げる者のうちから村長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（作業部会）

第7条 委員会に計画の策定を推進するための作業部会（以下「部会」という。）を村及び村社会福祉協議会（以下「村社協」という。）にそれぞれ置くものとする。

- 2 部会に部課長を置き、部課長は、健康福祉課長及び村社協事務局長をもって充て、部課長が会務を統括する。
- 3 部会は、別表第2に定める職にあるものをもって充て、部課長は、必要があると認めるときは、部会以外の者に対し、出席を求め意見を聴くことができる。

（計画の進捗管理）

第8条 村及び村社協は、毎年度、第2条第3号の規定による進捗の点検・評価を委員会に報告し、当該計画の進捗に関する意見・提言を聴くものとする。

（報酬及び費用弁償）

第9条 委員会の委員の報酬及び費用弁償の支給については、宜野座村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年宜野座村条例第36号）の定めるところによる。

（庶務）

第10条 委員会の庶務は、役場健康福祉課及び村社協において処理する。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- （宜野座村地域福祉計画審議委員会設置要綱の廃止）
- 2 宜野座村地域福祉計画審議委員会設置要綱（平成21年宜野座村要綱第4号）は、廃止する。

附 則（令和8年要綱第19号）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

策定委員会

- 学識経験者
- 宜野座村社会福祉協議会を代表する者

- 宜野座村老人クラブ連合会を代表する者
- 福祉施設を代表する者
- ボランティア団体を代表する者
- 宜野座村民生委員・児童委員を代表する者
- 医療機関を代表する者
- 宜野座村区長会を代表する者
- 沖縄県中部福祉事務所を代表する者
- 村行政関係者

別表第2（第7条関係）

作業部会（村役場）

- 健康福祉課長
- 健康福祉課長補佐
- 高齢福祉・介護保険担当
- 障がい福祉担当
- 児童福祉担当
- 健康推進担当
- 再犯防止担当

作業部会（村社協）

- 事務局長
- 地域福祉担当
- 通所介護事業所管理者
- 訪問介護事業所管理者
- 居宅介護支援ステーション管理者
- 就労支援センター管理者
- 地域活動支援センター施設長

(資料4) 宜野座村地域福祉計画・宜野座村地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

任期：令和7年8月13日～令和9年8月12日

(1)策定委員会名簿

No.	区分	氏 名	所属／役職	備 考
1	委員長	比嘉 昭彦	宜野座村副村長	行政関係
2	副委員長	宮里 久美	宜野座村社会福祉協議会 副会長	宜野座村社会福祉協議会を代表する者
3	委 員	石川 正春	宜野座村老人クラブ連合会 会長	宜野座村老人クラブ連合会を代表する者
4	〃	翁長 優	介護センター かな	福祉施設を代表する者
5	〃	宮里 多美子	ライフサポートわらく	福祉施設を代表する者
6	〃	伊差川 研作	一般社団法人エスステージ	福祉施設を代表する者
7	〃	仲吉 武玄	宜野座村青年団協議会 会長	ボランティア団体を代表する者
8	〃	當真 ケイ子	社会福祉法人ひかり福祉会 松田保育園 理事長	学識経験者
9	〃	新里 艶子	宜野座村民生委員児童委員協議会代表	宜野座村民生委員・児童委員を代表する者
10	〃	石原 洋美	医療法人ユカリア沖縄 かな病院 地域連携室長	医療機関を代表する者
11	〃	我謝 隆	宜野座村区長会代表 宜野座区長	宜野座村区長会を代表する者
12	〃	比嘉 一樹	沖縄県中部福祉事務所 地域福祉班長（令和7年度）	沖縄県中部福祉事務所を代表する者
13	〃	山里 徹	沖縄県中部福祉事務所 地域福祉班長（令和8年度）	沖縄県中部福祉事務所を代表する者
14	〃	金武 哲也	宜野座村役場 総務課長（令和7年度）	行政関係
15	〃	仲間 出	宜野座村役場 総務課長（令和8年度）	行政関係
16	〃	城間 真	宜野座村役場 こどもみらい課長	行政関係
17	〃	浦崎 正人	宜野座村役場 健康福祉課長	行政関係

(2)作業部会名簿

No.	区分	氏 名	所属／役職	備 考
1	部課長	浦崎 正人	健康福祉課長	村役場
2	委 員	島袋 禎子	健康福祉課長補佐	〃
3	〃	城間 将	高齢福祉・介護保険担当（健康福祉課）	〃
4	〃	赤嶺 綾乃	障がい福祉担当／健康推進担当（健康福祉課）	〃
5	〃	赤嶺 涼子	児童福祉担当（こどもみらい課）	〃
6	〃	仲栄真 麻美	〃	〃
7	〃	瀬名波 梢	健康推進担当／障がい福祉担当（健康福祉課）	〃
8	〃	奥間 あさひ	〃	〃
9	〃	安富 響	再犯防止担当（総務課）	〃
10	部課長	仲本 仁	社会福祉協議会 事務局長	村社協
11	委 員	仲間 司	地域福祉担当・居宅介護支援ステーション管理者	〃
12	〃	東 由香利	通所介護事業所管理者	〃
13	〃	並里 奈央	訪問介護事業所管理者	〃
14	〃	當山 武尚	就労支援センター管理者	〃
15	〃	宮城 清人	地域活動支援センター施設長	〃

(3)事務局

No.	区分	氏 名	所属／役職	備 考
1	事務局	浦崎 正人	健康福祉課長	村役場
2	〃	島袋 禎子	健康福祉課長補佐	〃
3	〃	赤嶺 綾乃	係長（障がい福祉担当）（令和7年度）	〃
4	〃	瀬名波 梢	係長（障がい福祉担当）（令和8年度）	〃
5	〃	宮城 清人	C S W（コミュニティソーシャルワーカー）	村社協

第4次宜野座村地域福祉計画
第5次宜野座村地域福祉活動計画

令和8年7月

発行：宜野座村 健康福祉課

〒904-1392

沖縄県国頭郡宜野座村字宜野座 296 番地

電話：098-968-3253

FAX：098-968-5504

